

ルコトアルモ健康保險法第五十八條及健康保險法施行令第八十五條ノ規定ハ此ノ場合ニ於テ適用ナキ儀ニ有之

◎保發第五三一號

昭和二年十二月二十七日

社會局保險部長

保險部大阪出張所長宛
各健康保險署長宛

二 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金等ノ
額ノ決定ニ影響ノ有無ニ關スル件

標記ノ件ニ付旭川健康保險署長ヨリノ申出ニ對シ乙號ノ通回答致置候

甲號

旭發第一四三號

旭川健康保險署長

社會局保險部長宛

健康保險法施行令第一條第一項第三號ニ關スル件

左記ノ點ニ關シ疑義相生シ候條何分ノ御回示相成度向上候

記

健康保險法施行令第一條第一項第三號ニ於テ住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金給料額又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキ云々トアル影響ノ有無ハ事業主ノ主觀的考察ニヨルモノナリヤ或ハ客觀的考察ニヨリ決定ス可キモノナリヤ左

ニ具體例ヲ舉ケ此段相伺候

或ル工場ニ於テ其ノ從業者ニ對シ事業主ヨリ住宅ヲ供與シツアルニ不拘之レカ住宅ノ利益ヲ報酬日額中ニ加算セスシテ届出タルモノ之有候處右事業主ノ主張スル處ニ依レハ「自分ノ工場ニ於テ從業者全員ニ對シ住宅ヲ供與シツツアリ從テ住宅供與ノ有無ハ賃金給料又ハ俸給ノ決定ニ影響ナキモノナリ」ト主張シ居リ候ヘ共同一地方ニ於ケル類似工場ノ從業者ニ比シ其ノ賃金ハ不少差等有之候場合右工場主ノ主張スルカ如ク事業主ノ主觀々察ノミニヨリテ決定スルハ彼是權衡ヲ失スルカニ被存候如斯場合ハ一般社會ノ客觀的觀察ニヨリ住宅供與ノ利益ヲ加算スル方穩當ノ様存セラレ候何レニ據ル可キカ疑義相生居候

乙號

保收六六五號

社會局保險部長

旭川健康保險署長宛

住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金等ノ額ノ決定ニ影響ノ有無ニ關スル件

大正十五年十二月十五日附旭發第一四三號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件御見込ノ通取扱相成可然

◎保發第五三五號

社會局保險部長

各健康保險組合宛

三 健康保險事業實施ノ際ニ於ケル保險給付等ニ關スル件

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答並ニ示達

健康保險事業實施ノ際ニ於テハ保險給付等ニ付テ別記事項注意ノ上取扱ハレ度

健康保險事業實施ノ際ニ於ケル保險給付等ニ關スル注意事項

第一 保險給付ニ關スル事項

一 疾病又ハ負傷ノ場合

一 保險給付開始前(昭和二年一月一日以前)ニ發生シタル業務上ノ負傷又ハ疾病ノ爲メ保險給付開始當時現ニ工場法令(鑛業法令)ニ依リ扶助(療養、療養費又ハ休業扶助料)ヲ受ケツツアル被保險者ハ一月一日以後ニ於テハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受クヘキモノナリ業務外ノ負傷又ハ疾病カ未治療ナルトキマタ同シ

二 前號ノ場合ニ於テ工場法施行令第十四條(鑛夫勞役扶助規則第二十七條)ノ三年ノ期間ニ付テハ一月一日以前ニ於テ工場法令(鑛業法令)ニ依ル扶助ノ期間ニ一月一日以後健康保險法ニ依ル給付ノ期間トヲ通算スルモノトス

三 保險給付開始(一月一日)前ニ發生シタル負傷又ハ疾病ニシテ尙療養中ノモノニ付テハ健康保險法第四十五條但書ノ待期ヲ置カス一月一日ヨリ支給ス

二分婉ノ場合

一 健康保險法施行令第八十二條ノ適用ニ付テハ健康保險法ノ施行後(大正十五年七月一日)保險給付開始前(昭和二年一月一日)ノ期間ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者又ハ九十日以上被保險者タリシ者ヲ含ムモノトス

二 健康保險法施行令第八十三條ノ適用ニ付テハ健康保險組合ノ設立迄ノ期間ハ政府ノ被保險者トシテ費用ノ分擔額ヲ算定スルモノトス

三 被保險者カ大正十五年十一月一日以後二分婉シタルトキハ健康保險法施行令第八十條第一項ノ規定ニ依リ一月一日以後勞務ニ服セサリシ期間出産手當金ノ支給ヲ受クルモノトス

三 死亡ノ場合

健康保險法ノ施行後被保險者タリシ者大正十五年十月三日以後ニ於テ被保險者タル資格ヲ喪失シ且資格喪失ノ日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ健康保險法第五十六條第一項後段及同條第二項ノ適用アルモノトス

第二 任意繼續被保險者ニ關スル事項

健康保險法第二十條ノ適用ニ付テハ大正十五年七月一日以後十二月三十一日迄ノ間ニ於テ百八十日以上又ハ六十日以上被保險者タリシ者ヲ含ムモノトス

◎保發第五號

健康保險組合宛

社會局保險部長

四 一時借入金限度額認可申請ニ關スル件

健康保險法施行令第五十三條第四項ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度豫メ社會局長官ノ認可ヲ受クヘキ儀ニ有之候ニ付テハ至急右認可申請相成度尙本件ノ認可申請ニ付テハ左記事項注意相成度

記

一 限度ノ議決ヲ經タル組合會ノ會議録ノ寫ヲ添付スルコト但シ健康保險法施行令第四十條ノ規定ニ依リ理事(理事未就職ノ場合ハ理事職務執行者タル事業主專決シタルモノナルトキハ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答並ニ示達

一 認可申請ニ往々事業主ヨリ爲ス向アリ右ハ違法ニ付組合ヨリ爲スコト即チ申請者、組合ノ理事長ノ名儀トスルコト但シ理事未就職ノ場合ニ於テハ理事職務執行者タル事業主ノ名儀トスルコト（此ノ場合ニ於テハ特ニ理事職務執行者タルコトヲ附記スルコト）

◎保發第八號

社會局保險部長

健康保險組合宛

五 一時借入金限度ヲ組合ニ附議方ノ件

健康保險組合ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ健康保險法施行令第二十五條第十號ニ所謂重要ナル事項ニ該當スルモノト認メラルルニ付キ毎年度組合會ノ議決ヲ經ラレ度

追テ本件ハ毎年度收入支出豫算ヲ組合會ノ議決ヲ經ル際ニ於テ議決ヲ經ル方適當ト被存候

尙一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度トハ現ニ借入レムトスル金額ヲ謂フニ非スシテ一年度内ニ於テ借入ルルコトヲ得ヘキ最高限度ノ金額ヲ謂フ儀ニ有之

◎保收經第八號ノ内

社會局保險部長

健康保險署長宛

健康保險料計算ノ方法ニ關シ別紙ノ通り香川健康保險署長ヨリノ照會ニ對シ左記ノ通り回答致置候ニ付爲參考及通知候也

記

六 保險料計算方法ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ本月四日附發第八號ヲ以テ御申越相成候處右ハ一事業主ノ納入額ニ對シ國庫出納金端數計算法第一條ヲ適用スヘキ義ニ有之候
二發第八號

香川健康保險署長

保險部長宛

保險料ニ關スル件

保險料ノ月末計算ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ生スル場合ハ一事業主ニ對スル總額ニ於テ其ノ端數ヲ切捨ツヘキモノナルヤ將タ被保險者一人毎ニ亦一ノ端數ヲ切捨ツヘキモノニ有之候ヤ至急御指示相成度候

◎保理第二一八號ノ内

社會局保險部長

昭和二年一月二十四日

健康保險署長宛
健康保險組合

七 事業主力被保險者ヨリ保險料控除ノ場合ニ於ケル 錢位未滿ノ端數計算ニ關スル件

標記ノ件ニ付愛知健康保險署長ヨリノ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答頁ニ示達

(甲號)

徵發第一號

昭和二年一月七日

愛知健康保險署長

社會局保險部長宛

事業主カ保險料控除ノ場合端數計算方ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル取扱方ニ付左記事項承知致度候ニ付何分ノ義御回示相成度候

記

- 一、事業主カ被保險者ノ負擔スル保險料ヲ報酬ヨリ控除スル際壹錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ノ計算方法ハ事業主ノ任意ニ委シテ可然哉若シ然リトセハ四捨五入法ニ依ラシムルカ最モ穩當ト存候カ如何ニ候哉
- 二、前項ニヨリ事業主ノ算定シタル額ハ多クノ場合恐ラク保險署ニ於テ調定セル額ト符合セス多少ノ相違ヲ生スルコト免レサルヘシ此ノ場合
 - A、事業主ノ算定シタル額カ保險署ノ調定額ヨリモ少額トナリタルトキハ不足額ヲ事業主ノ負擔トスルハ健康保險法第七十二條ニ抵觸スルノ嫌アルモ同法第七十七條ニ照シ別段差支ナキヤ或ハ調定減トシテ收入シテ可然哉
 - B、反對ニ事業主ノ算定シタル額カ調定額ヨリモ多額トナリタルトキハ其ノ過剩額ハ被保險ニ戻入レノコトニセシムヘキヤ

(乙號)

保理第二一八號ノ内

昭和二年一月二十四日

社會局保險部長

愛知健康保險署長宛

事業主カ被保險者ヨリ保險料控除ノ場合ニ於ケル錢位未滿ノ端數計算ニ關スル件

昭和二年一月七日附徵發第一號ヲ以テ何出ニ係ル標記ノ件左記ノ通ニ有之

記

- 一、事業主カ被保險者ヨリ保險料ヲ控除スル場合ニ於ケル錢位未滿ノ端數計算ニ付テハ目下據ルヘキ法規ナキヲ以テ四捨五入ノ方法ニ依リテ被保險者ヨリ其ノ負擔額以上ノ額ヲ控除スルコトハ(即チ五入ノ結果不當ニ餘分ノ額ヲ控除スルコトト爲ル)不可然モノトス故ニ適當ナル方法トシテハ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ控除セサルコトトシ之カ回數ヲ重ネ其ノ端數カ錢位以上相當額ニ達シタルトキハ其ノ被保險者ヨリ償還セシムルカ如キハ比較の實情ニ適シタルモノト思料セラレ
- 二、事業主ニ於テ被保險者ヨリ控除シタル保險料額ト事業主自身ノ負擔スル保險料額トノ合計額カ健康保險署ニ於テ調定シタル保險料ノ全額ヨリ少額ナリト雖之ヲ調定減又ハ收入減トシテ收入スヘキモノニ非ス即チ事業主カ被保險者ヨリ控除シタル保險料額ノ如何ニ拘ラス健康保險法第七十七條ノ規定ニ依リ保險料全額ノ納付義務アルカ故ナリ

◎保理第二五九號ノ内

昭和二年一月二十四日

社會局保險部長

健康保險署長宛
健康保險組合

八 療養給付ノ日數ノ件

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答竝ニ示達

標記ノ件ニ付三重健康保險署長ヨリノ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號)

2給第四九號

昭和二年一月十日

三重健康保險署長

社會局保險部長宛

傷病ニ關スル療養給付日數ノ件ニ付伺

傷病ニ關スル療養給付日數計算方左記ノ場合ニ於テハ實際診療ヲ受ケタル當日ノミテ計算スルヤ將々服藥中又ハ藥劑使用中ノ日數ヲ計算スヘキモノナリヤ何分ノ御垂示相煩度此段相伺候也

記

一 傷病者カ保險醫ヨリ一回ノ診療ノ際二日分若ハ三日分ノ服藥劑ヲ受ケ服藥中或ハ含嗽藥、罌法藥(外用藥)等ヲ受ケ使用中ノモノ

(乙號)

保理第二五九號ノ内

昭和二年一月二十四日

社會局保險部長

三重健康保險署長宛

療養給付ノ日數ノ件

昭和二年一月十日附2給第四九號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件例示ノ如キ場合ニ於テハ後段御見解ノ通ニ有之但シ療養給付ノ日數ニ計算スヘキ藥劑使用日數ハ療養ノ給付ヲ受クル者ノ事實上使用日數ニ依ルモノニ非スシテ醫師又ハ

齒科醫師ニ於テ指示シタル使用日數ニ依ルモノニ有之

◎保理一〇三號ノ内

社會局保險部長

健康保險署長宛
健康保險組合

九 被保險者證滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル再交付ニ

關スル件

標記ノ件ニ付釧路健康保險署長ヨリ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

二釧路第二六號

釧路健康保險署長

甲號

社會局保險部長宛

被保險者證滅失若ハ毀損ノ届出アリタル場合ノ取扱方ニ關スル件

健康保險法施行規則第二十三條第三項ニ依リ被保險者證ヲ滅失若ハ毀損ノ届出アリタル場合ノ取扱方ニ關シテハ未タ何等ノ規定モ無之候處右ノ如キ場合ハ届出アリタルトキ速ニ當該被保險者ニ被保險者證ヲ再交付(被保險者證中何年何月何日交付ト記入スヘキ欄ニ再交付ト記載シテ)スヘキモノト被思惟候モ之カ取扱方ニ關シ一應御意見承知致度及伺申候也

保收理一〇五號

社會局保險部長

乙號

釧路健康保險署長宛

被保險者證滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル再交付ニ關スル件

昭和二年一月四日附二釧路第二六號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件御見込ノ通取扱相成可然

追テ被保險者證再交付ノ場合ニ於ケル第二面及第三面ノ記載ニ付テハ健康保險法規則様式第六號備考五ニ規定有之爲念

◎保發第一四號

社會局保險部長

健康保險組合宛

十 健康保險法第七條ノ證明ニ關スル件

健康保險法第七條ノ規定ニ依ル證明ノ請求ニ付テハ市町村長ニ於テ左記ニ依リ取扱フコトニ司法省ト協定濟ニ有之候條御了知相成度

記

- 一 證明ノ請求ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト又書面ヲ以テ爲ス場合ニ於テハ往復葉書ニテモ差支ナキコト
- 二 證明請求ニ不備又ハ誤謬アルトキハ市町村長ニ於テ便宜訂正補充スルコト

三 市町村長ハ證明請求者ニ對シ強テ資格ヲ證明セシメサルコト

◎保發第四二號

社會局保險部長

健康保險組合宛

十一 理事長ノ就職退職等ノ届出ニ關スル件

健康保險組合ノ理事長カ、就職退職又ハ死亡シタル場合ニ於テハ理事トシテノ就職、退職、又ハ死亡ノ届出ヲ爲スノ外健康保險法施行規則第四十四條第二項ノ規定ニ依リ別ニ理事長ノ就職、退職又ハ死亡ノ届出ヲ要スル儀ニ有之尙該届書ニハ理事長ノ氏名ノ外就職、退職又ハ死亡ノ年月日ヲ記載セラレ度

追テ理事ニ就職シタル者カ同日ニ理事長ニ就職シタル場合ニ於テハ理事就職届ニ其旨記載シ以テ理事長就職届ノ提出ヲ便宜省略セラレルモ妨ケ無之

◎保收理第二一七號ノ内

社會局保險部長

健康保險署長宛
健康保險組合

十二 資格取得ノ届出遅延ニ係ル被保險者ノ保險料徴收ノ件

標記ノ件ニ關シ釧路健康保險署長ヨリノ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

記 (別紙乙號)

保收理第二一七號ノ内

社會局保險部長

釧路健康保險署長宛

資格取得ノ届出遅延ニ係ル被保險者ノ保險料徴收ノ件

昭和二月一月六日附二釧微第三九號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件御見込ノ通措置スヘキ儀ニ有之(但シ昭和元年十二月三十一日以前ニ資格ヲ喪失シタル者ニ付テハ此限ニ在ラス)

二釧微第三九號

釧路健康保險署長

甲號

社會局保險部長宛

保險料ノ徴收ニ關スル件

法施行ノ當時既ニ健康保險ノ被保險者トシテ資格ヲ取得セルモノナルニ拘ラス事業主カ其届出ヲ怠リタル等ノ事由ニ依リ本月一日以後ニ於テ資格取得ノ届出ヲ爲シタル被保險者ニ對シテモ一般被保險者ト同様其ノ保險料ハ本月一日ニ廻リテ徴收スヘキ儀ト被思惟候モ之カ徴收方ニ關シ一應御意見承知致度及伺申候也

◎保理第八號

社會局保險部長

健康保險署長宛

十三 保險醫選定ノ承認ニ關スル件

標記ノ件ニ付宮崎健康保險署長ヨリ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通り回答致置候

宮崎健康發第一三二號

宮崎健康保險署長

甲號

社會局保險部長宛

健康保險法施行令第七十七條ノ疑義ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ左記ノ通疑義有之候條至急何分ノ御指令相成度此段伺出候也

記

昭和元年十二月二十八日内務省令第一號政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者カ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ醫師及齒科醫師並藥劑師ニ關スル件第三條「被保險者所轄健康保險署長ノ承認ヲ受ケ云々」トアルハ被保險者各自ニ事故發生ノ都度承認ヲ必要トスルヤ又ハ其工場ニ於ケル被保險者全部ヨリ豫メ承認ヲ受ケ置クモ差支ヘナキヤ

社會局保險部長

乙號

宮崎健康保險署長宛

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答並ニ示達

十四 保險醫選定ノ承認ニ關スル件

舊職三十日附宮崎縣發第一三二號ヲ以テ伺出ニ係ル昭和元年十二月内務省令第一號第三條ノ規定ニ依ル承認ノ件ハ被保險者ニ於テ承認ヲ受クル必要アル場合（假令ハ遠隔ノ地ニ旅行スル場合ノ如シ）ニ於テ其ノ都度承認ヲ與フルヲ本旨トスルモ被保險者カ右省令第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル保險醫ヲ選定スルヨリモ寧ろ是等以外ノ保險醫ヲ選定スルヲ甚好都合トスル特殊ノ場合ニ於テハ被保險者ノ申請ニ基キ豫メ一般的ニ承認ヲ與フルモ妨ケナキ儀ト被認候

追テ本件ハ健康保險法施行令第七十七條ノ事項トハ全然別問題ニ有之

◎保發第五七號

社會局保險部長

健康保險署長宛
健康保險組合宛

十五 事業主ノ氏名及住所ニ關スル件

健康保險ニ關スル法令、通牒等ノ中事業主ノ氏名及住所ト記載アルモノハ事業主法人ナル場合ニ在リテハ法人代表者ノ氏名及住所ヲ謂フ義ニ非スシテ法人ノ名稱及事務所ノ所在地（事務所數箇所ナルトキハ主タル事務所ノ所在地）ト解スヘキ義ニ有之爲念

◎保發第一四號

社會局保險部長

健康保險署長宛
健康保險組合宛

十六 自殺ノ場合ニ於ケル保險給付ニ關スル件

被保險者又ハ被保險者タリシ者自殺ヲ爲シタル場合ニ於テハ健康保險法第六十條後段ニ該當スルモノト認メラルルヲ以テ此ノ者ノ死亡ニ關スル保險給付ハ之ヲ爲スコトヲ得サル儀ニ有之又自殺未遂ノ場合ニ於ケル負傷及疾病ニ關スル保險給付ニ付テモ亦同様ノ儀ト御了知相成度

◎保發第一四〇號

社會局保險部長

大正十五年十月二十五日

保險部大坂出張所長宛
各健康保險署長宛

十七 「職員」ノ意義ニ關スル件

健康保險署處務規程及健康保險署々員給與規程中ニ「職員」トアルハ健康保險署官制ニ所謂職員判任官以上ノ署員ヲ謂フモノニシテ「署員」トアルハ判任官以上ノ職員ノミナラス署ニ勤務スル一切ノ者ヲ包含スル義ニ有之候條右ニ御了知相成度念爲及通牒候也

◎保發第一七九號

大正十五年十一月十日

社會局保險部長

各健康保險署長宛

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答頁ニ示達

十八 法人タル事業主ヨリ提出スル届書ニ關スル件

健康保險法施行規則ニ依リ事業主ヨリ保險署長ニ對シ提出スヘキ被保險者資格取得届、被保險者資格喪失届又ハ被保險者報酬日額算定基礎届ノ「事業主」欄ノ「氏名及印」欄ハ事業主法人タル場合ニ於テハ單ニ法人ノ名稱ノミ記載（ゴム印ニテ足ル）アルヲ以テ充分ナリト認メラルルニ依リ斯クノ如キモノニ付テハ強ヒテ法人ノ代表者ノ氏名ヲ記載セシムルニ及ハサル儀ト了知相成度又此ノ場合ニ於テハ同欄ニ事業主ノ捺印ナキモ妨ケナキモノトシ取扱ハレタシ
 追テ本件ハ健康保險法施行規則第四條、第十一條及第十七條乃至第二十條ノ規定ニ依ル届書ニ付テモ同様ノ趣旨ニ依リ取扱ハレタシ

◎保理第四八〇號ノ内

昭和二年二月一日

保險部大阪出張所長宛
健康保險署長宛

社會局保險部長

十九 保險給付請求書等ニ添附スヘキ事業主ノ證明書記 載事項ニ關スル件

標記ノ件ニ付富山健康保險署長ヨリ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號)

二富發庶第二三七號

昭和二年一月十九日

富山健康保險署長

社會局保險部長宛

傷病手當金及出產手當金請求書ニ添付スヘキ事業主ノ證明書ニ關スル件

標記證明書ニ記載スヘキ事業主名ニ付左記疑義有之候ニ付何分ノ御指示相仰度此段及御伺候也

左記

事業主法人ナル場合

- 1、是非代表者ノ名義ヲ以テ證明ヲ爲スノ要アリヤ又大正十五年十一月十日保發第一七九號通牒ノ資格取得届等ノ記載例ニ準シ法人ノ名稱（ゴム印ニテ足ル）及大正十五年十一月二日大阪出張所長通牒ノ資格取得届ノ記載例ニ準シ其ノ會社名若クハ何々會社何々工場（鑛山）印ノ形式ニ依リ取扱差支ナキヤ
- 2、前項前段ノ如クナリトセハ工場又ハ事業場カ遠隔ノ地ニアリテ工場又ハ事業主印ノ押捺方急遽ニ取運ヒ難キ場合ハ不得止工場長又ハ工場管理人名義ニテモ差支ナキヤ

(乙號)

保理第四八〇號ノ内

昭和二年二月一日

富山健康保險署長宛

社會局保險部長

保險給付請求書等ニ添附スヘキ事業主ノ證明書記載事項ニ關スル件

昭和二年一月十九日附二富發庶第二三七號ヲ以テ伺出相成候標記ノ件ハ「1」ノ後段御見込ノ通取扱相成可然但シ印章

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答政ニ示途

ノ押捺ヲ省略セルモノハ不可然儀ニ有之尙本件ハ健康保險法施行規則第六十四條ノ規定ニ依リ事業主ニ於テ保險給付請求書ニ記載ヲ爲ス場合ニ於テモ同様ノ趣旨ト御了知相成度

二十 療養ノタメ通院車馬賃ノ件

〔問〕 被保險者療養ヲ受クル爲メ保險醫ニ通院スルニ當リ馬車(又ハ電車)ニ依ル必要アリタルトキハ此ノ車馬(又ハ電車)賃ハ組合ニ於テ負擔致ス可キモノニ候哉、或ハ被保險者自ラ支辨スヘキモノニ候哉、特殊ノ傷病ニテ之カ專門醫相當距離ニアリ、組合ニ於テ車馬ニヨル必要アリト認メタル場合ニハ之ヲ組合ヨリ支給スルカ妥當ナルヘシトモ考ヘラレ候カ如何ノモノニ候哉、又之ヲ支給スルトセハ療養給付費トシテ支出致スヘキモノニ候哉
(王子健康保險組合何)

〔答〕 被保險者療養ノ給付ヲ受クル爲メ醫師又ハ齒科醫師ノ診療所ニ至ル場合ニ於テ傷病ノ爲歩行甚シク困難ナルトキ其他傷病ノ狀況ニヨリ人力車、自動車、擔荷等ニヨリ移送スルノ必要アルカ爲、保險者ニ於テ移送ノ給付ヲナシタル場合ニ於テハ之ニ要スル費用ハ當然保險者ニ於テ療養給付ノ費用中移送費用トシテ負擔スヘキモノナルモ、然ラサル場合ニ於テ被保險者カ任意人力車、自動車、電車等ニ乘シ診療所ニ判リ又ハ自宅ニ歸ル等ノ場合ノ如キハ之ニ要スル費用ハ當該負擔ニ屬スル儀ニ有之

二十一 法第二十條及令第八十四條ノ件

問 保險法第二十條及令第八十四條何分ノ御回示相煩度

一 健康保險法第二十條ニ依ル任意繼續被保險者ニ對シテハ強制被保險者ト同様業務外ノ傷病ニ對シテハ療養ノ給

付セラルル可キハ可然義ト存セラレ候モ斯如キ場合ニ於テハ傷病手當金ハ之ヲ支給スヘキ義ニ候ヤ果シテ然リトスレハ規則第五十七條第二項第一號、事業主ノ證明ハ是ヲ得ルニ由ナキモノト相成可ト存セラレ候モ如何ノモノニ候哉

二 施行令第八十四條ニヨリ被保險者資格喪失後百八十日ニ分曉シタル場合ニ出產手當金請求書ニ關シ規則第六十三條第二項第一號事業主ノ證明云々トアルハ喪失前ノ事業主ノ證明ト解シ可然哉 (旭川健康保險署長何)

答 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテハ傷病手當金ヲ支給スヘキモノトス而シテ健康保險法施行規則第五十七條第二項ノ規定ニ依リ添付スヘキ事業主ノ證明書ハ從來ノ事業ニ使用セラレサル被保險者ニ有リテハ添付スルノ必要ナキモノトス尙被保險者ノ資格喪失後傷病ニ關スル給付ヲ受クル者ニ付テモ右ノ證明書ハ添付スルノ必要ナキモノトス又被保險者ノ資格喪失後分曉ニ關スル給付ヲ受クル者カ健康保險法施行規則第六十二條第二項ノ規定ニ依リ添付スヘキ事業主ノ證明書ニ付テモ亦同様ノ義トス

二十二 公休日ニ傷病手當金支給ノ件

問 工場ノ公休日ニ於テモ傷病手當金ヲ支給スヘキヤ (日清紡績岡崎工場健康保險組合何)

問 健康保險法第四十五條ニ、療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間ト有之候法文中工場公休日ハ如何ニスヘキヤ公休日ハ凡テノ從業者カ勞務ニ服セサルヲ以テ工銀ヲ得ス之ニ反シ公休日ニモ傷病者及產婦カ手當金ヲ得ルモノトセハ彼等カ健康ナリセハ得ヘカヲ得ルコトト相成候乍然保險ハカカル事情ノ者ヲ救済スルニアリトセハ當然給付スヘキモノト思ハル御高見如何 (日清紡績岡崎工場健康保險組合何)

答 工場ノ公休日ト雖療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサル狀態ニ在ラハ傷病手當金ハ之ヲ支給スヘキ儀ニ有之

追テ本件ハ出產手當金ニ付テモ同様ノ儀ト御了知相成度

◎保發第一四四號ノ内

大正十五年十一月十日

保險部大坂出張所長宛
各健康保險署長宛

社會局保險部長

二十三 被保險者資格取得居家族數記載方ノ件

標記ノ件ニ付佐賀健康保險署長ヨリ別紙甲號ノ伺出ニ對シ乙號ノ通回答致置候

佐庶第七〇號

大正十五年十一月一日

佐賀健康保險署長

甲寫

社會局保險部長宛

被保險者資格取得届記載方ニ付伺

標記書式中家族數欄記載方ニ關シ左記ノ通疑義有之候條何分ノ御回示相煩度

記

同一世帯ヨリ同一工場ニ使用セラルル被保險者二人以上アル場合ニ於テ家族數欄ニハ被保險者タルモノヲモ交互ニ算入スヘキモノト認ムルヤ如何

保發第一四四號

大正十五年十一月十日

社會局保險部長

乙寫

佐賀健康保險署長宛

被保險者資格取得居家族數記載方ノ件

本月一日附佐庶第七〇號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件ハ御見込ノ通ニ有之即チ甲ノ被保險者ノ資格取得届ニハ其ノ者ト同一世帯ニ在ル乙(甲ノ使用セラルル工場ニ使用セラルル者)ヲモ家族數ニ加ヘテ記載シ又乙ノ被保險者ノ資格取得届ニハ右ノ甲ヲモ家族數ニ加ヘテ記載スヘキ儀ニ有之

甲號

岐阜健康保險署長

社會局保險部長宛

二十四 健康保險法施行令中疑義ノ件

左記ノ點ニ關シ疑義相生シ候條何分ノ御回示相成度伺上候

記

一 保險料控除ノ時期

施行令第九十八條中「被保險者ノ負擔スヘキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得」トアルハ例ヘハ一月分ノ保險料ハ翌二月ニ於テ支拂フヘキ報酬中ヨリ控除シ得ヘキモノト解セラルモ左記ノ場合ニ於ケル取扱如何

一 毎月ノ報酬ヲ翌月ニ至リテ支拂フ制度ノ工場ニ於テ例ヘハ一月中ノ報酬ヲ二月一日ニ支拂フ場合其ノ報酬中ヨリ一月分ノ保險料ヲ控除シ差支ナキヤ

- 二 毎月一回其ノ月末日ニ報酬ヲ支拂フ制度ノ工場ニ於テ例ヘハ一月中ノ報酬ヲ一月三十一日ニ支拂フ場合其ノ報酬中ヨリハ控除シ得サルモノトシ二月末日支拂フヘキ報酬中ヨリ一月分ノ保険料ヲ控除シ差支ナキヤ
 - 三 月數回拂等ノ制度ノ工場ニ於テ例ヘハ一月中十日二十日三十一日ノ三回ニ報酬ヲ支拂フ場合ニ右一月中ノ保険料ハ二月十日同二十日同三十一日等ニ區別シ控除スルコトナルヤ
 - 四 若シ二、三ノ如ク控除スルトセハ一月分ノ保険料ハ一時事業主立替ノ形トナルカ如キモ右ノ法意ナルヤ
- 收保三二三號ノ内

大正十五年十二月四日

社會局保險部長

乙號

岐阜健康保險署長宛

健康保險法施行令第九十八條ニ關スル件

本月十五日附十五庶第八六號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件左記ノ通ニ有之

記

- 一 御見解ノ通
 - 二 御見解ノ通
 - 三 毎月數回ニ報酬ヲ支拂フ事業主ニ在リテハ前月分ノ保険料ハ其ノ月ニ於テ數回ニ分チテ控除スルモ一回ニ控除スルモ自由ナルモノトス
 - 四 御見解ノ通
- ◎ 保理保第二一八號ノ内

社會局保險部長

健康保險署長宛
健康保險組合宛

二十五 事業主カ被保險者ヨリ保險料控除ノ場合ニ於ケル錢位未滿ノ端數計算ニ關スル件

標記ノ件ニ付愛知健康保險署長ヨリノ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號) 徵發第一號 愛知健康保險署長

社會局保險部長宛

事業主カ保險料控除ノ場合端數計算方ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル取扱方ニ付左記事項承知致度候ニ付何分ノ義御回示相成度候

記

- 一 事業主カ被保險者ノ負擔スル保險料ヲ報酬ヨリ控除スル際壹錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ノ計算方法ハ事業主ノ任意ニ委シテ可然哉若シ然リトセハ四捨五入法ニ依ラシムルカ最モ穩當ト存候カ如何ニ候哉
- 二 前項ニヨリ事業主ノ算定シタル額ハ多クノ場合恐ラク保險署ニ於テ調定セル額ト符合セス多少ノ相違ヲ生スルコト免レサルヘシ此ノ場合
 - A 事業主ノ算定シタル額カ保險署ノ調定額ヨリモ少額トナリタルトキハ不足額ヲ事業主ノ負擔トスルハ健康保險法第七十二條ニ抵觸スルノ嫌アルモ同法第七十七條ニ照シ別段差支ナキヤ或ハ調定減トシテ收入シテ可然哉
 - B 反對ニ事業主ノ算定シタル額カ調定額ヨリモ多額トナリタルトキハ其ノ過剩額ハ被保險者ニ戻入レノコトニセ

シムヘキヤ

(乙) 號 保理第二一八號ノ内

社會局保險部長

愛知健康保險署長宛

事業主カ被保險者ヨリ保險料控除ノ場合ニ於ケル錢位未滿ノ端數計算ニ關スル件

昭和二年一月七日附徵發第一號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件左記ノ通ニ有之

記

一 事業主カ被保險者ヨリ保險料ヲ控除スル場合ニ於ケル錢位未滿ノ端數計算ニ付テハ目下據ルヘキ法規ナキヲ以テ四捨五入ノ方法ニ依リテ被保險者ヨリ其ノ負擔額以上ノ額ヲ控除スルコトハ(即チ五入ノ結果不當ニ餘分ノ額ヲ控除スルコトト爲ル)不可然モノトス故ニ適當ナル方法トシテハ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ控除セサルコトトシ之カ回数ヲ重ネ其ノ端數カ錢位以上相當額ニ達シタルトキハ其ノ被保險者ヨリ償還セシムルカ如キハ比較的實情ニ適シタルモノト思料セラル

二 事業主ニ於テ被保險者ヨリ控除シタル保險料額ト事業主自身ノ負擔スル保險料額トノ合計額カ健康保險署ニ於テ測定シタル保險料ノ全額ヨリ少額ナリト雖之ヲ測定減又ハ收入減トシテ收入スヘキモノニ非ス即チ事業主カ被保險者ヨリ控除シタル保險料額ノ如何ニ拘ラス健康保險法第七十七條ノ規定ニ依リ保險料全額ノ納付義務アルカ故ナリ

社會局保險部長

健康保險署長
健康保險組合

二十六 療養給付ノ日數ノ件

標記ノ件ニ付三重健康保險署長ヨリノ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號) 2 給第四九號

三重健康保險署長

社會局保險部長宛

傷病ニ關スル療養給付日數ノ件ニ付伺

傷病ニ關スル療養給付日數計算方左記ノ場合ニ於テハ實際診療ヲ受ケタル當日ノミヲ計算スルヤ將タ服藥中又ハ藥劑使用中ノ日數ヲ計算スヘキモノナリヤ何分ノ御垂示相煩度此段相伺候也

記

一、傷病者カ保險醫ヨリ一回ノ診療ノ際二日分若ハ三日分ノ服藥劑ヲ受ケ服藥中或ハ含嗽藥、器法藥(外用藥)等ヲ受ケ使用中ノモノ

社會局保險部長

(乙號) 保理第二五九號ノ内

三重健康保險署長宛

療養給付ノ日數ノ件

昭和二年一月十日附2給第四九號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件例示ノ如キ場合ニ於テハ後段御見解ノ通ニ有之但シ療養給付ノ日數ニ計算スヘキ藥劑使用日數ハ療養ノ給付ヲ受クル者ノ事實上ノ使用日數ニ依ルモノニ非スシテ醫師又ハ齒科醫師ニ於テ指示シタル使用日數ニ依ルモノニ有之

◎保理第四八〇號ノ内

社會局保險部長

保險部大阪出張所長
健康保險署長宛

二十七 保險給付請求書等ニ添附スヘキ事業主ノ證明書 記載事項ニ關スル件

標記ノ件ニ付富山健康保險署長ヨリ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候
(甲號) 二富發庶第二三七號

富山健康保險署長

社會局保險部長宛

傷病手當金及出產手當金請求書ニ添付スヘキ事業主ノ證明書ニ關スル件

標記證明書ニ記載スヘキ事業主名ニ付左記疑義有之候ニ付何分ノ御指示相仰度此段及御伺候也

左記

事業主法人ナル場合

1、是非代表者ノ名義ヲ以テ證明ヲ爲スノ要アリヤ又大正十五年十一月十日保發第一七九號通牒ノ資格取得届等ノ記載例ニ準シ法人ノ名稱(ゴム印ニテ足ル)及大正十五年十一月二日付大阪出張所通牒ノ資格取得届ノ記載例ニ準シ其ノ會社名若クハ何々會社何々工場(鑛山)印ノ形式ニ依リ取扱差支ナキヤ

2、前項前段ノ如クナリトセハ工場又ハ事業場カ遠隔ノ地ニアリテ工場又ハ事業主印ノ押捺方急速ニ取運ヒ難キ場合ハ不得止工場又ハ工場管理人名義ニテモ差支ナキヤ

(乙號) 保理第四八〇號ノ内

社會局保險部長

富山健康保險署長宛

保險給付請求書等ニ添附スヘキ事業主ノ證明書記載事項ニ關スル件

昭和二年一月十九日附二富發庶第二三七號ヲ以テ伺出相成候標記ノ件ハ「1」ノ後段御見込ノ通取扱相成可然但シ印章ノ押捺ヲ省略セルモノハ不可然儀ニ有之尙本件ハ健康保險法施行規則第六十四條ノ規定ニ依リ事業主ニ於テ保險給付請求書ニ記載ヲ爲ス場合ニ於テモ同様ノ趣旨ト御了知相成度

◎保發第八七號

社會局保險部長

健康保險組合宛

二十八 一年ノ報酬千貳百圓ヲ超ユル職員ニ關スル件

標記ノ件ニ付東京健康保險署長ヨリ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號) 一五庶發第一六號

東京健康保險署長

社會局保險部長宛

一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ニ關スル取扱方ニ付伺

健康保險法第十三條但シ書ニ依リ標記職員ハ除外スルコトニ相成居候處右ニ關スル報酬算定方法ハ同法施行令第三條ノ規定トハ全然關係ヲ異ニスルモノニモ有之關係法令中之等ニ關スル規定無之候ニ付テハ左記ノ取扱ヒ可然哉何分ノ御指揮相仰度

記

- 一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムルモノハ其ノ額
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムルモノハ其ノ額ノ十二倍ノ額
- 三 其ノ他ノ場合ハ過去一年間ニ受ケタル報酬額但シ一年ニ滿タサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ質疑應答並ニ示達

ヲ以テ除シタル額ニ一年ノ日數ヲ乘シタル額

四 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クルモノハ其ノ各ニ付前各號ノ方法ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受クルモノハ各業務ニ付前各號ノ方法ニ依リ算定シタル額ノ合算額

(乙號) 保發第一四三號

社會局保險部長

東京健康保險署長宛

一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ニ關スル件

大正十五年十一月二日附一五庶發第一六條ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件御見込ノ通取扱相成可然

◎保理第五四七號ノ内

社會局保險部長

保險部大阪出張所長

健康保險署長宛

二十九 療養日數計算ニ關スル件

標記ノ件ニ付日本醫師會健康保險部長ヨリ照會ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號) 日醫發第一八五號

日本醫師會長

社會局長官宛

健康保險法中疑義ノ件

健康保險法第四七條ノ規定ニ關シ左記ノ場合疑義相生シ候條何分ノ御問示相煩度此段及御照會候也

記

被保險者カ業務上ノ事由ニ依ル疾病ニ罹リ又ハ負傷ニヨリ療養ノ給付ヲ受ケ居ル期間中業務外ノ事由ニ依ル疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ受クル療養ノ給付ハ之ヲ各別ニ取扱ヒ各々其ノ療養給付期間ヲ起算スヘキモノナリヤ又ハ後者ニシテ前者ノ療養給付期間中ノモノハ之ヲ前者ノ期間中ニ合算スヘキモノナリヤ否ヤ

(乙號) 保理第五四七號ノ内

社會局保險部長

日本醫師會健康保險部長宛

健康保險ノ療養日數計算ニ關スル件

昭和二年一月二十四日附ヲ以テ御照會相成候標記ノ件後段御見解ノ通ト被認候

◎保理第七〇一號ノ内

社會局保險部長

保險部大阪出張所長

健康保險署長宛

三十 療養給付ノ日數ニ關スル件

標記ノ件ニ付兵庫健康保險署長ヨリ伺出ニ係ル別紙甲號ニ對シ乙號ノ通回答致置候

(甲號)

兵庫健康保險署長

社會局保險部長宛

保險給付ニ關スル件

左記ノ點ニ關シ疑義ヲ生シ候處當面ノ問題トシテ知悉ノ要可有之候ニ付至急何分ノ御指示相煩度候

記

第二章 健康保險事務取扱方ニ關スル社會局ノ實踐應答記ニ示述

一 療養ノ給付日數ハ令第七十四條第一項各號ノ給付ヲ爲シタル現置ノ日數ニシテ傷病ノ始期終期ニ關係ナク計算スヘキモノト解セラルルモ實際ノ場合ニ於テ一回ノ處置又ハ手術ヲ施シ數日ヲ隔テテ診察治療ヲ爲ス場合初診ヨリ轉歸迄ノ間ニ於ケル給付日數ノ計算困難ナル場合ヲ想像セラルルモ右ハ前段ノ解釋ニ依リ取扱フヘキヤ左記設例ニツキ御示シテ乞フ

打撲傷ニテ一月一日受診シ適當ノ處置ヲ受ケ疼痛甚數キ時使用スヘキ藥劑ノ支給ヲ受ケ自宅ニテ安靜中同月七日ニ治癒シタル場合ニ於テハ最終診斷日ヲ加ヘ給付日數ヲ二日ト計算スヘキヤ又一月一日内科ノ診療ヲ受ケ一回又ハ數回ニ互リ結局五日分ノ藥劑ノ支給ヲ受ケ療養中同月十日ニ治癒シタル場合ノ給付日數ハ五日ナリヤ

二、法第五十五條ニ所謂「保險給付ヲ得ヘカリシ期間」トハ法第四十七條第二項ノ場合即チ假令十二月一日給付ヲ開始シ罹病シ十日間ノ給付ヲ受ケタル後十二月末日ニ解雇其ノ他ノ事由ニヨリ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ權利期間中二十日間受益シタルノミニテ給付ヲ受ケル期間ナシト解セラレル處或ハ右百八十日間ハ被保險者ノ利益ニ解シテ年ヲ異ニスルモ尙七十日間給付ヲ受ケル事ヲ得ルヤ

(乙號) 保理第七〇一號ノ内

社會局保險部長

兵庫健康保險署長宛

療養給付ノ日數ニ關スル件

大正十五年十二月二十日附テ以テ伺出相成候標記ノ件左ノ通有之

記

一 療養給付ノ開始ヨリ終了ニ至ル迄ノ間ニ於ケル療養給付日數ノ計算ハ例示ノ場合ニ於テハ藥劑ノ使用ニ付醫師ノ指示シタル使用日數ニ依リ計算スルモノトス

二 健康保險法第五十五條ニ依リ被保險者カ資格喪失後繼續シテ療養ノ給付ヲ受ケ得ルハ資格喪失ノ際ニ於ケル疾病又ハ負傷ニ限ルモノトス而シテ此ノ場合ニ於ケル業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷ニ在リテハ其ノ年ニ於テ既ニ受ケタル療養給付ノ日數ヲ百八十日ヨリ控除シ其ノ殘日數ヲ限リ其ノ年ニ於テ療養ノ給付ヲ受ケ得ルモノトス但シ同一疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ在リテハ發病後百八十日以内ニ新年トナリタル場合ハ翌年ニ涉リテ仍療養ノ給付ヲ受ケ得タルモノトス又業務上ノ疾病又ハ負傷ニ付テハ其ノ疾病又ハ負傷ニ付テ受ケタル日數ヲ百八十日ヨリ控除シ其ノ殘日數ヲ限リ其ノ年又ハ翌年ニ涉リテ療養ノ給付ヲ受ケ得ルモノトス

第三章 健康保險事務資料

一 政府保險ニ關スル諸手續總括表 (某 會 社 調)

政府保險加入ノ手續

(1) 被保險者ノ資格取得ノ届出 (則附則)	第四號	健	健康保險署長、則一〇〇	十一月一日ヨリ五日以内
(2) 被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ノ届出 (令四)(則附則)	第一號	同	同	運滯ナク
(3) 被保險者ノ標準報酬ノ決定ノ告知(則五)(則八〇)	第一號	同	同	運滯ナク

政府保險加入後ノ手續

I 事業主ノ爲スヘキ手續				
1 資格ニ關スル事項				
(1) 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキノ届出 (則一〇一)	第四號	健	健康保險署長	五日以内
(2) 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキノ届出 (則一〇二)	第五號	同	同	五日以内
(3) 任責繼續被保險者カ強制被保險者若ハ任意				

括被保險ト者爲リタルトキノ届出

(4) 罰則 (則八〇一)	第四號ニ準ズ	同	同	五日以内
2 報酬ニ關スル事項				
(1) 六月一日現在ニ依ル被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ノ届出 (則三)	第一號	健	健康保險署長	六月十日迄
(2) 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキノ届出 (則四)	第一號ニ準ズ	同	同	運滯ナク
(3) 被保險者ノ標準報酬ノ告知 (則五)(則八〇一、二)	第一號	同	同	同
3 其他ノ事項				
(1) 被保險者健康被保法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキノ届出 (則一七)	一、被保險者ノ氏名 二、被保險者ノ記號及番號 三、該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日	健康保險署長		五日以内
(2) 事業主ニ變更アリタルトキノ届出 (則一八一)	一、事業ノ種類及新舊名稱 二、工場又ハ事業場ノ所在地及新舊名稱 三、事業主ノ年月日及事由 四、事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所	同		五日以内
(3) 事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタルトキノ届出 (則一八二)	一、被保險者ノ氏名 二、被保險者ノ記號及番號	同		同
(4) 工場法又ハ續業法ノ適用ヲ受ケル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキノ届出 (則一九)	一、工場ノ名稱及所在地 二、適用ヲ受ケサルニ至リタル年月日及事由	同		五日以内

- (4) 則第二十條各號ノ事項ニ變更アリタルトキノ届出 (則二〇)
- 一、事業ノ名稱又ハ種類
- 二、事業主ノ氏名又ハ住所
- 三、工場又ハ事業場ノ名稱、所
- 四、被保險者ノ氏名又ハ業務ノ種別

健康保險署長

五日以内

- (5) 罰則 (則八〇I)

II 被保險者ノ爲スヘキ手續

1 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラレ其ノ使用セラレル工場若クハ事業場ノ所在地カ異リタル健康保險署ノ管轄區域ニ屬スル被保險者ニ關スル事項

- (1) 其所屬スヘキ保險署ヲ定メテ其旨届出 (則二I)

健康保險署長

- (2) 各業務ニ付テノ届出 (則二I)

健康保險署長又ハ健康保險組合

五日以内

II 任意繼續被保險者ニ關スル事項

- (1) 任意繼續被保險者ト爲ルコトノ申請書 (則一〇五)

健康保險署長

資格ヲ喪失シタル日ヨリ十日以内

- (2) 法六二I各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セザルニ至リタルトキノ手續 (則一七II)

同

五日以内

- (3) 被保險者證ノ添付(未ダ返納セザル場合)

同

五日以内

- (4) 氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキノ手續及健康保險署ノ管轄區域ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキノ手續 (則二I)

同 (健康保險署ノ管轄區域ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ各健康保險署長)

五日以内

- (5) 事業主ノ爲スヘキ手續 (則八一I)

同

十二年間

- (6) 保險ニ關スル書類ノ保存 (則八)

保險給付

[A] 傷病ニ關スル給付

1 療養ノ給付

I 被保險者ノ爲スヘキ手續 [保險給付ニ付テ被保險者トハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受ケル者ヲ含ム(則七一)]

- (1) 療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキノ手續

- (i) 保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師ノ選定 (令七五)

- (ii) 保險醫ニ對スル申出 (則四五I)

- (iii) 被保險者ノ提出 (則二三I)

- (iv) 已ムテ得サル事由アルトキ (則四五II)

- (v) 業務上ノ傷病ニ關スル事業主ノ證明書ノ提出 (則四五IV)

- (vi) 繼續シテ療養ノ給付ヲ受ケルコトヲ得

第三章 健康保險事務資料

(2) 保險者ノ承認書ノ提出 (則四五IV)
保險醫ノ療養ヲ受ケル被保險者同時ニ他ノ
保險醫ニ就キ療養ヲ受ケルノ必要アルトキ
ノ手續

(i) 療養證明書ノ受領 (則四七一II)

(ii) 療養證明書ノ返納 (則四七III)

(3) 保險醫ノ變更ノトキノ手續

(i) 健康保險署長ノ承認書ノ提出 (則四八)

(4) 繼續シテ受ケルコトヲ得ル療養ノ給付ノ口
頭ニヨル申請又ハ申請書 (則四五
五八
法四八一)

(5) 療養ノ給付ヲ受ケル疾病又ハ負傷カ第三者
ノ行為ニ因ルモノナルトキノ手續 (則五二)

(6) 療養ヲ終リタルトキノ手續

(i) 被保險者證收文 (則四六一)

(ii) 療養證明書ノ全部返納ニ依ル被保險者
證收受

(保險醫變更ノ場合ヲ除ク) (同III)

(7) 處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルト
キノ手續

(i) 保險者ノ指定シタル藥劑師ノ選定 (令七六)

(ii) 處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ終ル場合
被保險者證ノ收受 (則五一I但)

(iii) 處方箋ヲ受ケルモ尙其ノ保險醫ノ診療
ヲ受ケル場合——療養證明書ノ收受 (則五一I)

(iv) 被保險者證又ハ療養證明書ノ提示 (則五一II)

(8) 罰則 (則八一)

II 事業主ノ爲スヘキ手續

第三章 健康保險事務資料

(様式第十三號)

- 一、被保險者ノ氏名並被保險者
證ノ記載及番號
- 二、療養ノ給付ヲ受ケムトスル
期間
- 三、療養ニ要スル費用ノ見積額
現ニ療養ヲ受ケル保險醫ノ
氏名及住所
- 四、健康保險法第四十八條第一
項第一號ノ場合ニ於テハ事
業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ
義務ノ基クテ法令ノ條項
- 五、健康保險法第四十八條第一
項第二號ノ場合ニ於テハ擔
保ノ種類、數量及價格又ハ擔
保ノ種類、數量及價格又ハ擔
保ノ種類、數量及價格又ハ擔
保ノ種類、數量及價格又ハ擔
- 六、事項

保險醫

被保險者證ヲ保管スル
保險醫ヨリ
療養證明書ヲ交付シタ
ル保險醫
(保險醫變更ノ場合ニ
於テハ變更後ノ保險
醫)

當該保險醫

健康保險署長

健康保險署長

保險醫ヨリ

同

同

同

保險藥劑師

遲滯ナク

遲滯ナク

健康保険事務要領

(1) 業務上ノ傷病ニ關スル證明書ノ交附 (則四五IV)
 (2) 罰則 (則八〇三)

2 療養費ノ支給

I 被保険者ノ爲スヘキ手續

(1) 令七七Iノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキノ手續 (則六五I)
 (i) 口頭又ハ届書 (則五三I)

(ii) 業務上ノ傷病ニ對スル事業主ノ證明書ノ添付又ハ届書ニ其旨記載 (則五三II用)

(2) 令七七I2ノ口頭ニヨル承認申請又ハ承認申請書 (則六五I)
 (i) 業務上ノ傷病ニ對スル事業主ノ證明書ノ添付 (則五四I)

一、被保險者證ノ記號及番號
 二、發病又ハ受傷ノ年月日及原因
 三、疾病又ハ負傷ノ業務上ノ事由
 四、疾病又ハ負傷ノ經過
 五、療養ノ給付ヲ受ケルコト困難ナル事由
 六、疾病又ハ負傷力第三者ノ行為ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實或第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其旨)

一、前條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲ケル事項
 二、診療ヲ受ケムトスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所
 三、診療ヲ受ケムトスル理由
 四、診療ノ内容及期間
 五、診療ニ要シタル費用ノ額
 六、トキハ其ノ事由

被保險者

健康保險署長

同 同 同
 同 同 請求ノ際
 同

(3) 令七七I2ノ口頭ニヨル療養費支給ノ申請又ハ療養費支給ノ申請書 (則六五I)
 (i) 診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證據書類ノ添付 (則五五I)

(4) 令七七I2ノ口頭ニヨル療養費支給ノ申請又ハ療養費支給ノ申請書 (則六五I)
 (i) 業務上ノ傷病ニ對スル事業主ノ證明書ノ添付 (則五六II)

(ii) 診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證據書類ノ添付 (同)
 (5) 添付書類ノ省略 (則六四I)

II 事業主ノ爲スヘキ手續

(1) 業務上ノ傷病ニ關スル證明書ノ交附 (則五三II)
 (2) 請求書ニ證明ノ記載 (則六四I)
 (3) 罰則 (則八〇三)

一、則第五十三條第一項第一號乃至第六號及第六號ニ掲ケル事項
 二、診療ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
 三、診療ノ内容及期間
 四、診療ニ要シタル費用ノ額
 五、緊急ナリシコトノ事由

健康保險署長

被保險者

同 同
 同 同 請求ノ際

- (1) 口頭ニ依ル分娩費ノ支給ノ請求又ハ分娩費支給ノ請求書 (則六一)
- (i) 市町村長醫師又ハ産婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ノ添附 (同)
- (ii) 添附書類ノ省略 (則六四)

I 被保険者ノ爲スヘキ手續

一、被保険者ノ記載及番號
 二、分娩ノ年月日
 三、死産ナルトキハ其ノ旨

健康保険署長

同

- (1) 口頭ニヨル出産手當金ノ請求又ハ出産手當金支給ノ請求書 (則六五)
(則六二I)
(則六八III)

II 出産手當金ノ支給

一、被保険者ノ記載及番號
 二、分娩ノ年月日
 三、死産ナルトキハ其ノ旨
 四、労働ニ服スルコト能ハサリシ期間
 五、出産手當金ノ額
 六、行合ノ第八十六條ニ依ルモナルトキハハ受ケルコト

健康保険署長

支給期日ノ五日前迄

- (1) 労働ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書ノ添附 (則六二II)
- (2) 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書ノ添附 (同)
- (3) 添附書類ノ省略 (則五七IV)
(則六四)

(3) 出産手當金ノ受取

(則六八I)

II 事業主ノ爲スヘキ手續

- (1) 労働ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル證明書ノ交附 (則六二II)
- (2) 請求書ニ證明ノ記載 (則六四)
- (3) 罰則 (則八〇S)

(C) 死亡ニ關スル給付

I 被保険者ノ爲スヘキ手續

トナ得ヘカリシ報酬ノ額及
 期間ノ及期間並ニ健康保險
 法施行令第八十五條ニ依
 ル規定ニ依リ受ケタル出
 産手當金ノ額及事由

健康保険署ヨリ

被保険者

請求ノ際

同

毎月十日及二十五日(但シ
 毎月一回報酬ノ支拂ヲ受ケ
 ル被保険者ニ付テハ毎月二
 十五日休日ニ當ルトキハ二
 下ク)

- (1) 口頭ニヨル埋葬料給付ノ請求又ハ埋葬料支給ノ請求書 (則六五、五九)
- (2) 市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫ノ添附 (同)
- (i) 市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫ノ添附 (則六〇)
- (ii) 埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證據書類ノ添附 (則六〇)
- (B) 其他
 - 1 被保險者證ニ關スル事項
 - (1) 被保險者證ノ第一面ノ記載事項ニ變更アリタルトキ被保險者證ノ提出 (則二二、二二)
 - (2) 被保險者證ノ滅失、毀損又ハ無餘白ノトキノ届出(滅失ノ場合ヲ除ク外被保險者證ノ添附) (附則二二、三三)

- 一、死亡シタル被保險者ノ氏名
- 二、死亡ノ年月日及原因
- 三、死亡ノ第三者ノ氏名及住所(事實モナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)
- 四、被保險者ト請求者トノ續納

健康保險署長

同

同

同

健康保險署長

同

潤滑ナク

同

- (3) 被保險者ノ資格ノ喪失、保險者ノ變更ノトキ被保險者證ノ返納 (則二二、二二、二二、二二)
- (4) 資格喪失ノ原因死亡ナルトキハ埋葬料又ハ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノトキ被保險者證ノ返納 (則八一、二)

費用ノ負擔

I 保險料

I 事業主ノ爲スヘキ手續

- (1) 保險料ノ控除 (法七八、令九八)
- (i) 保險料ノ控除ニ關スル計算書ノ作製及工場又ハ事業場ニ備付 (則七)
- (ii) 被保險者ノ請求ニ應スル供覽(令九九)
- (iii) 罰則 (則八〇、七九)
- (2) 保險料ノ納付 (法七二、七七、七九、令一〇〇)
- (i) 被保險者ノ保險料
- (ii) 事業主負擔ノ保險料
- II 任意繼續被保險者ノ爲スヘキ手續
- (i) 保險料ノ納付 (法七二、七二、但一〇〇、一〇一、一〇六)

健康保險署長

十日以内
(資格喪失後引續キ保險給付ヲ受ケル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ)

一一 健康保險組合總覽

(某會社調)

組合ノ性質及構成

法人公共組合。組合員ノ事業主、其ノ事業ニ使用セラレル被保險者及任意加入ノ被保險者トス

組合ノ目的

保健施設(任意) 一、保險ニ關スル宣傳 二、負傷疾病ノ豫防 三、健康診断(妊娠ノ診断ヲ含ム) 四、療養施設ノ設置

設立者

強制設立 強制加入ノ被保險者常時五百人以上ヲ有スル事業

任意設立 被保險者常時三百人以上ヲ有スル事業

單獨設立 一事業又ハ一作業場ニ一組合ヲ設立

共同設立 二以上ノ事業ニ付一組合ヲ設立

(1)規約ノ作成 事業主之ヲ爲ス

(2)組合員タルヘキ被保險者二分ノ一以上ノ同意、共同設立ノ場合ハ各事業ニ付二分ノ一以上ノ同意

(3)認可申請 事業主ヨリ主務大臣ニ對シテ之ヲ爲ス

主務大臣ノ認可アリタルトキ組合ハ成立ス

組合ノ設立

設立手續

組合成立ノ時期

事業主ノ負擔割合ヲ增加スル場合

報酬ノ評價ニ關スル事項

標準報酬ノ改正、決定ニ關スル事項

療養費支給ノ場合、増加ニ關スル事項

組合會議員ノ資格、定數、任期、指名、選舉ニ關スル事項

組合會議員ノ代理出席ニ關スル事項

組合會議員理事ノ報酬ノ補償ニ關スル事項

準備金以外ノ財産ノ管理方法

組合規約

規約ノ内容

規定アルモ 規定ナルモ 規定アルモ

規約ノ變更

規定ナキモ 一、目的 二、事務所 三、名稱 四、構成等ヲ記載シ得

主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非レハ效力ヲ生セズ

組合員ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル者

選舉人ニ組合會ニ對スル單議ノ申立ヲ許ス

他ノ半數ハ事業主代理人又ハ其事業ニ使用セラレル者ノ中ヨリ事業主ノ指名シタル者

招集者 理事長

定時組合會

招集ノ時期 必要アル場合又ハ議員定數ノ三分ノ一以上ニ當ルモノ會議ノ目的ヲ

臨時組合會 必要アル場合又ハ議員定數ノ三分ノ一以上ニ當ルモノ會議ノ目的ヲ

決議事項 1)收支豫算 2)事業報告及收支決算 3)收支豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新タル義務ノ負擔又

和解 4)準備金ノ其他重要ナル財産ノ處分 5)組合費 6)規約ノ變更 7)訴訟、訴訟及

定頭數 原則トシテ議員ノ半數以上

決議ノ成立 (イ)過半數決 (可否同數ノトキハ議長ノ決スル所ニヨル)

(ロ)規約變更、合併、分割、解散ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ同意

規約ニ別段ノ定メアル外議員自ラ出席シテ決議ヲナスコトヲ要ス

議事ハ規約ノ定ムル所ニヨリ組合員ノ傍聴ヲ許スコト

監督權 組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理決議ノ執行及出納ヲ檢査

人員及選任 人員四人以上ノ偶數

組合ノ事務ヲ管理シ過半數決ヲ以テ此ヲ行フ

職 務 可否同數ノトキハ理事長ノ決スル所ニヨル

組合ノ機關

組合會

決議事項 1)收支豫算 2)事業報告及收支決算 3)收支豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新タル義務ノ負擔又

決議ノ成立 (イ)過半數決 (可否同數ノトキハ議長ノ決スル所ニヨル)

監督權 組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理決議ノ執行及出納ヲ檢査

理事

職 務 可否同數ノトキハ理事長ノ決スル所ニヨル

組合ノ財務

組合ノ解散

理事長選任 組合會ノ決議ニ關スル專決處分
 理事長 事務 組合代表ス
 預算 組合會ノ決議ヲ經テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
 積立資産 毎年度ノ剩餘金ヲ以テ前三年度ニ於ケル保險給付ニ要シタル費用ノ平均年額ニ至ル迄毎年度及積立額ノ剩餘金中ヨリ準備金ヲ積立ツルコト
 準備金使途 保險給付ニ要スル費用ニ不足ナシタルトキニ限ル
 管理方法ハ組合會ノ決議ヲ以テシ 一、郵便貯金 二、國債證券又ハ地方債ノ證券ノ所持ヲ以テスル外ハ監督官廳ノ認可ヲ要ス
 借入金 豫算内ノ支出ヲ爲ス場合ニ於テ現金ニ不足アルトキハ年度内一時借入金ヲナスコトヲ得
 組合債 組合會ノ決議ヲ經テ監督官廳ノ認可ヲ受ケテ組合債ヲ起スコトヲ得
 重要財産分處分 組合會ノ決議ヲ經テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

合併
 (一) 組合會ノ決議ノ議決定數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ決議ス
 (二) 主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
 (三) 事務ノ引繼キ 理事ハ合併後原則トシテ十日以内ニ合併ニヨリテ設立セラレタル組合又ハ合併後存續スル組合ノ事務ヲ引繼キスルコトヲ要ス
 (四) 權利義務ノ承継 合併ニヨリテ設立セラレタル組合又ハ合併後存續スル組合ハ合併ニヨリテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス
 解散
 (一) 組合會ノ決議ニ依リ解散ス
 (二) 主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
 (三) 分割ノ制限
 (a) 分割ハ事業ノ一部ニ付キ爲スコトヲ得ス、但作業ノ場所二以上アルトキハ主務大臣ハ其一二以上ノ作業ノ場所ナシトシテ一事業ト看做スコトヲ得
 (b) 分割後ノ各組合ノ組合員數ハ常時三百人以上タルコトヲ要ス

組合成立ノ基礎タル事業ノ編入又ハ削減

(一) 組合會ノ決議及規約ノ變更 合併ト同一方法ニ依リ決議ヲ以テ規約ノ變更(從而主務大臣ノ認可)ヲナス
 (二) 事業主及被保險者ノ編入セラルレ又ハ削除セラルル事業ノ事業主ノ全部及其使用スル被保險者二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 (三) 削減ノ制限 組合員數三百人未滿ニ減スヘキトキハ事業ノ削減ヲ爲スコトヲ得ス
 (四) 事務ノ引繼 事業ヲ削減シタルトキハ理事ハ保險官署ニ原則トシテ十日以内ニ事務ノ引繼キヲ爲スコトヲ要ス
 報告ヲ爲サシム 主務大臣ノ組合ニ對スル監督權ノ範圍内トス
 規約ノ變更 其他監督上必要ナル處分
 執行 主務大臣ハ組合ノ役員ニ欠缺若ハ故離アルトキ又ハ役員カ保險給付其ノ他ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ官吏其ノ他ノ者ヲ指定シテ組合ノ費用ヲ以テ其職務ヲ執行セシム
 役員ノ解任 主務大臣ハ組合ノ決議若ハ役員ノ行為カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スル虞アルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取テ役員ヲ解任シ又ハ解散ヲ命スルコトヲ得
 解散 主務大臣ノ認可ヲ要スル事項トシテ監督セラル

三 健康保險組合諸手續總括表

(某會社調)

組合設立認可前ノ手續		機式	宛	期
(1)	主務大臣ノ組合設立命令 (法三二)	何健康保險組合事業計畫書	内務大臣	同
(2)	事業計畫書ノ作成 (法三二)			
(3)	規約ノ作成 (附 令一三二)		同	
(4)	保険料率ノ決定 (附 計算基礎)		同	
(5)	初年度豫算ノ決定 (令一四)	何健康保險組合大正何年度 自何月何日收入支出豫算 至何月何日	同	
(6)	設立認可ノ申請 (i) 認可申請書ノ提出 (ii) 規約ノ添付 (iii) 事業計畫書ノ添付 (iv) 保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル 書面(則三五)ノ添付 (v) 初年度ノ收入支出ノ豫算ノ添付		同	
(7)	内務大臣ノ認可 (則二四)			
(8)	組合ノ成立 (法三二) (令一四) (同三四) (同三五)			

組合設立認可後ノ手續 (×組合ノ爲スヘキ手續)

(1)	規約ノ公示 (令一六)			認可後遅滞ナク
(2)	組合會議員ノ選定 (令二〇)			同
(3)	組合會議員ノ互選 (同)			同
(4)	組合會ノ招集			
(5)	組合設立經過 保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算 (令二七)		組合會	
(7)	其他(組合設立ニ關スル)重要ナル 事項 (令三六)			
(8)	理事及理事長ノ選舉 (令三六)			
(9)	議員及理事ノ就職ノ公示 (令四一)		社會局長官	就職後遅滞ナク
(10)	議員及理事ノ就職ノ届出 (則四四)			同
組合一般手續				
I 事業主ノ爲スヘキ手續				
1 資格ニ關スル事項				
(1)	被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキノ 届出 (則一〇一)		健康保險組合	五日以内
(2)	被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキノ 届出 (則一〇二)		同	同
(3)	任意繼續被保險者カ強制被保險者若ハ任意 届出 (則一〇三)		同	同

健康保険實務要鑑

包括被保険者ト爲リタルトキノ届出 (則一)		第四號ニ準ス	健康保険組合	五日以内
2 報酬ニ關スル事項 (4) 罰則 (1) 六月一日現在ニ依ル被保険者ノ報酬日額算定ノ基礎ノ届出 (則三)		第一號	健康保険組合	六月十日迄
(2) 被保険者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキノ届出 (則四)		第一號ニ準ス	同	運滞ナク
(3) 被保険者ノ標準報酬ノ告知 (則五)		同	被保険者	同
(4) 罰則 (則八〇)		同	同	同
3 其他ノ事項				
(1) 被保険者健康保険法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキノ届出 (則一七)		一、被保險者ノ氏名 二、被保險者ノ記號及番號 三、該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日	健康保険組合	五日以内
(2) 事業主ニ變更アリタルトキノ届出 (則一八)		一、事業ノ種類及新舊名稱 二、工場又ハ事業場ノ所在地及新舊名稱 三、變更ノ年月日及事由 四、事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所	同	同
(3) 事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタルトキノ届出 (則一八)		一、被保險者ノ氏名 二、被保險者ノ記號及番號	同	同
(4) 工場法又ハ續業法ノ適用ヲ受ケル工場カ其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキノ届出 (則一九)		一、工場ノ名稱及所在地 二、適用ヲ受ケサルニ至リタル年月日及事由	同	同

(4) 則二〇各號ノ事項ニ變更アリタルトキノ届出 (則二〇)		一、事業ノ名稱又ハ種類 二、事業主ノ氏名又ハ住所 三、工場又ハ事業場ノ名稱所在地及種類 四、被保險者ノ氏名又ハ業務ノ種類	健康保険組合	五日以内
(5) 罰則 (則八〇)		同	同	同
II 組合ノ爲スヘキ手續				
1 標準報酬ニ關スル事項				
(1) 被保險者ノ標準報酬ノ決定 (令三一五)		同	同	同
(i) 被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ノ届出ニ對スルモノ (則三)		同	同	同
(ii) 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキノ届出ニ對スルモノ (則四)		同	同	同
(iii) 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキノ届出ニ對スルモノ (則一〇)		同	同	同
(iv) 任意繼續被保險者カ強制被保險者若ハ任意包括被保險者ト爲リタルトキノ届出 (則一一)		同	同	同
(2) 標準報酬ノ決定ノ通知 (則五一)		同	同	同
標準報酬ノ變更ノ通知 (同)		同	同	同

2 被保險者證ニ關スル事項		同	同	同
第三章 健康保険事務資料				
二二九				

(1)	被保險者證ノ交付 (則二二一)	第六號	被保險者	
(2)	被保險者證ノ記號及番號ノ通知 (則二二二)		事業主	遅滞ナク
(1)	被保險者ヨリ其ノ屬スヘキ健康保險組合ヲ定メ其旨届出テタルトキ關係アル健康保險署長又ハ健康保險組合ニ通知 (則二二二)	同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララルル被保險者ニ關スル事項	關係アル健康保險署長又ハ健康保險組合	
(1)	其所屬スヘキ健康保險組合ヲ定メ其旨届出 (則二二一)	同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララルル被保險者ニ關スル事項	健康保險組合	
(2)	各業務ニ付テノ届出 (則二二二)	一、事業主ノ氏名及住所 二、工場又ハ事業場ノ名稱及所在地	健康保險署長又ハ健康保險組合	
(1)	任意繼續被保險者ト爲ルコトノ申請書 (令一〇) (則一五)	一、住所 二、資格喪失ノ年月日 三、從前ノ標準報酬日額 四、資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル年月日 五、令一〇期限經過後申請シテハ其ノ事由	健康保險組合	資格ヲ喪失シタル日ヨリ十日以内
(2)	(i) 被保險者證ノ添付(未ダ返納セサル場合) (ii) 法六二一各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサル		同	

(3)	氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキノ手續 (則二二一)	一、變更ノ事項 二、年月日	同	五日以内
(4)	罰則 (則八一)		同	
(1)	IV 事業主ノ爲スヘキ手續 保險ニ關スル書類ノ保存 (則八)			十二年間
	保險給付 A 傷病ニ關スル給付 I 組合ノ爲スヘキ手續 1 療養ノ給付(法四三)	一、診察 二、藥劑又ハ治療材料ノ支給 三、處置手術其他ノ治療 四、看護 五、被保險者ノ移送 (× 保險組合必要ト認メタル場合ニ限ル)		
(1)	療養ノ給付ノ範圍 (令七四)			
(2)	病院收容 (法四三)			
(3)	保險醫變更ニ付テノ承認書ノ交付 (令七五)		被保險者	
(4)	保險醫必要ト認メタル他ノ保險醫ノ診察ヲ受クルコトヲ得ル承認 (則四八) (則四九)		保險醫	
	II 被保險者ノ爲スヘキ手續(保險給付ニ付テ被保險者トハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受ケル者ヲ否ム(則七一))			

- (iii) 處方箋ヲ受ケルモ尙其ノ保險醫ノ診療ヲ受ケル場合 (則五一I)
- 療養證明書ノ收受 (則五一I)
- (iv) 被保險者證又ハ療養證明書ノ提示 (則五一II)
- (3) 健康保險組合ノ別段ノ規定 (則六七)
- 罰則 (則八一I)
- ×(9) Ⅲ 保險醫(又ハ保險藥劑師)ノ爲スヘキ手續 (則四五II)
- (1) 被保險者證ノ保管 (則四五II)
- (2) 保險醫ノ療養ヲ受ケル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受ケル必要アルトキノ手續
- (3) 療養證明書ノ交付 (則四七I)
- (ii) 療養證明書ノ回收 (則四七II)
- 他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルトキノ手續 (則四九I)
- (i) 健康保險組合ノ承認 (則四九I)
- (ii) 緊急ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ノ報告 (則四九II)
- (4) 被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキノ手續 (則四九II)
- (i) 被保險者證ノ第二面ニ掲ケル事項ノ記載 (則四六II)

機式第十三號

保險醫ヨリ
保險藥劑師

被保險者
被保險者ヨリ
健康保險組合

同

其ノ診療後滞滞ナク

- (ii) 被保險者證ノ返還 (則四六I可)
- (5) 被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スルトキノ手續
- (i) 處方箋ニ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ノ記載 (則五〇)
- (ii) 處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ終ル場合被保險者證ノ返還 (則五一I但)
- (iii) 處方箋ヲ交付スルモ尙療養ヲ爲ス場合療養證明書ノ交付 (則五一I)
- (6) 保險藥劑師藥劑ヲ支給スルトキノ手續
- (i) 被保險者證又ハ療養證明書ニ必要ナル事項ノ記載 (則五一II)
- Ⅴ 事業主ノ爲スヘキ手續
- (1) 業務上ノ傷病ニ關スル證明書ノ交付 (則四五IV)
- (2) 罰則 (則八〇I)
- 2 療養費ノ支給(法四四)
- I 組合ノ爲スヘキ手續
- (1) 療養費ノ支給ノ場合 (令七七)
- (2) 療養費ノ支給額決定 (令七八)
- (3) 療養費ノ支拂 (令八九II)
- II 被保險者ノ爲スヘキ手續

被保險者(又ハ埋葬料若ハ埋葬費受領者)

滞滞ナク

被保險者

同

被保險者

被保險者

(1) 令七七Iノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキノ手續

(i) 口頭又ハ届書 (則六五I)

(ii) 業務上ノ傷病ニ對スル事業主ノ證明書ノ添附又ハ届書ニ其ノ旨記載 (則五三II)

(2) 令七七Iニヨル承認申請又ハ承認申請書 (則六五I)

(i) 業務上ノ傷病ニ對スル事業主ノ證明書ノ添附 (則五四II)

(3) 令七七Iニヨル療養費支給ノ申請

一、被保險者證ノ記號及番號
二、發病又ハ傷ノ年月日及原因
三、疾病又ハ負傷ノ業務上ノ事由
四、疾病又ハ負傷ノ業務上ノ事由
五、疾病又ハ負傷ノ業務上ノ事由
六、疾病又ハ負傷ノ業務上ノ事由

健康保險組合

請求ノ際

同

又ハ療養費支給ノ申請書 (則六五I)

(i) 診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證據書類ノ添附 (則五五II)

(4) 令七七Iニヨル口頭ニヨル療養費支給ノ申請又ハ療養費支給ノ申請書 (則六五I)

(i) 業務上ノ傷病ニ對スル事業主ノ證明書ノ添附 (則五六II)

(ii) 診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證據書類ノ添附 (則五六II)

(5) 添附書類ノ省略 (則六四)

(6) 健康保險組合ノ別段ノ規定 (則六七)

(1) 事業主ノ爲スヘキ手續

(2) 請求書ニ證明ノ記載 (則六四)

(3) 罰則 (則八〇)

一、第五十三條第一項第一號乃至第五十四條及第六號ニ掲ケル事項
二、手當ヲ受ケタル醫師齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
三、手當ノ内容及期間
四、手當ニ要シタル費用ノ額
五、緊急ナリシコトノ事由

健康保險組合

請求ノ際

同

被保險者

- (1) 傷病ノ手當金額ノ算出 (令八九I)
- (2) 傷病手當金ノ支拂 (規約)
- (3) 傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲナシタルトキノ手續
 - (i) 決定 (令八八I)
 - (ii) 決定ノ通知 (令八八II)
 - (iii) 報告 (則七〇)

一、 保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ノ氏名
 二、 事實
 三、 決定ノ年月日及之ヲ本人ニ通知シタル年月日

被保險者
 同
 社會局長官

其ノ事實ヲ知りタルトキ遲滞ナク
 遲滞ナク

- (1) 口頭ニヨル傷病手當金支給ノ請求又ハ傷病手當金支給ノ請求書 (則六五I)

一、 被保險者証ノ記載及番號
 二、 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
 三、 疾病又ハ負傷ノ業務上ノ事由
 四、 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
 五、 傷病手當金カ令七九又ハ令八七ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月日及被保險者トシテ納收セラルタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並收容セラレタル事由
 六、 傷病手當金カ令八五但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ

健康保險組合

—(規約)

七、 其ノ報酬ノ額及期間
 一、 傷病手當金カ令八六ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受ケルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間ニ受ケルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並全タル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受ケルコト能ハサリシ事由

- (1) 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書ノ添附 (則五七II)
- (2) 業務上ノ傷病ニ關スル事業主ノ證明書ノ添附 (則五七II)
- (3) 添附ノ書類ノ省略 (則六四)
- (1) 健康保險組合ノ別段ノ規定 (則六七)
- (2) 保險醫ノ爲スヘキ手續 (則六四)
- (3) 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル意見書 (則六四)
- (1) 事業主ノ爲スヘキ手續 (則九七II)
- (2) 事務上ノ傷病ニ關スル證明書ノ交付 (則五七II)
- (3) 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル證明書ノ交付 (則五七II)
- (4) 請求書ニ證明ノ記載 (則六四)

健康保險組合
 同
 被保險者
 同
 被保險者

請求ノ際
 同

(4) 罰則

(則八〇三)

[B] 分娩ニ關スル給付

1 分娩費ノ支給(法五〇)

(1) 分娩費ノ額ノ決定

(法五〇)

(2) 分娩費ノ支拂

(令八八九II)

II 被保險者ノ爲スヘキ手續

(1) 口頭ニヨル分娩費ノ支給ノ請求又ハ分娩費支給ノ請求書

(則六五)

(i) 市町村長醫師又ハ産婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ノ添附

(則六一)

(2) 添附書類ノ省略

(則六四)

(3) 健康保險組合ノ別段ノ規定

(則六七)

(1) 出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ノ交附

(則六一)

2 出産手當金ノ支給(法五〇)

I 組合ノ爲スヘキ手續

(1) 出産手當金ノ算定

(2) 出産手當金ノ支拂

(令八九I)

(3) 出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨

(規約)

被保險者

健康保險組合

同

請求ノ

被保險者

被保險者

ノ決定ヲナシタルトキノ手續

(i) 決定

(令八八一)

(ii) 決定ノ通知

(令八八II)

(iii) 報告

(則七〇)

II 被保險者ノ爲スヘキ手續

一、被保險者ノ証ノ記載及番號

二、分娩前ノ場合ニ於テハ分娩

三、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

四、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

五、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

六、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

七、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

八、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

九、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十一、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十二、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十三、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十四、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十五、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十六、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十七、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十八、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

十九、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

二十、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩

其ノ事實ヲ知リタルトキ遲滞ナク

社會局長官

被保險者

健康保險組合

(1) 口頭ニヨル出産手當金支給ノ請求又ハ出産手當金支給ノ請求書

(則六五)

- (1) 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書ノ添附 (則六二II)
- (ii) 分規ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ產婆ノ意見書ノ添附 (同)
- (2) 添附書類ノ省略 (則六四、五七II)
- (3) 健康保險組合ノ別段ノ規定 (則六七)
- II 保險醫ノ爲スヘキ手續
- (1) 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル意見書ノ交付 (則六二II)
- (2) 分規ノ豫定年月日ニ關スル意見書ノ交付 (則六二II)
- IV 事業主ノ爲スヘキ手續
- (1) 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル證明書ノ交付 (則六二II)
- (2) 請求書ニ證明ノ記載 (則六四)
- (3) 罰則 (則八〇三)

[C] 死亡ニ關スル給付

受ケルコト能ハサリシ報
酬ノ額及期間ニ合ハシ
出ル金ノ額及事由ヲ受
ケルコト能ハサリシ事
由

健康保險組合

請求ノ際
同

- I 組合ノ爲スヘキ手續
- (1) 埋葬料ノ額ノ算出 (法五六I)
- (2) 埋葬費ノ額ノ決定 (法四九II)
- (3) 埋葬料及埋葬費ノ支拂 (令八九II)
- II 被保險者ノ爲スヘキ手續
- (1) 口頭ニヨル埋葬料支給ノ請求又ハ埋葬料支給ノ請求書 (則六五、五九)
- (2) 口頭ニヨル埋葬費支給ノ請求又ハ埋葬費支給ノ請求書 (則六五)
- (i) 市町村ノ埋火葬認許證ノ寫ノ添附 (同)
- (ii) 市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫ノ添附 (法四九II、五九II)
- (iii) 埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ノ添附
- (3) 健康保險組合ノ別段ノ規定 (則六七)

被保險者

健康保險組合

- 一、死亡シタル被保險者ノ氏名
- 二、死亡ノ年月日及原因
- 三、死亡ノ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其事實並ニ第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其旨)
- 四、被保險者ト請求者トノ續柄

- 一、前條第一號乃至第三號ニ掲ケル事項
- 二、埋葬ナ行ヒタル年月日
- 三、埋葬ニ要シタル費用ノ額

同 同 同 同

[D] 其他

1 被保險者證ニ關スル事項

第三章 健康保險事務資料

- I 被保険者ノ爲スヘキ手續
 - (1) 被保険者證ノ第一面ノ記載事項ニ變更アリタルトキ被保険者證ノ提出 (則二三II)
 - (2) 被保険者證ノ滅失毀損又ハ無餘白ノトキノ届出(滅失ノ場合ヲ除ク外被保険者證ノ添附) (則二三III)
 - (3) 被保険者ノ資格ノ喪失、保險者ノ變更ノトキ被保險者證ノ返納 (則二三IV)
 - (4) 資格喪失ノ原因死亡ナルトキハ埋葬料又ハ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノトキ被保險者證ノ返納 (則八一三)
- II 組合ノ爲スヘキ手續
 - (1) 被保險者證ノ改訂 (則二三II)
 - (2) 被保險者證ノ再交付 (則二三III)
 - (3) 被保險者證ノ回收 (則二三IV)
- 費用ノ負擔
 - 1 國庫負擔金
 - (1) 國庫負擔金ノ收納 (令九〇)
 - 2 保險料
 - I 組合ノ爲スヘキ手續
 - II 事業主ノ爲スヘキ手續

健康保險組合

遅滞ナク

同

同

同

十日以内
(資格喪失後引續キ保險給付ヲ受ケル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ)

被保險者

被保險者ヨリ

- (1) 保險料率ノ決定 (令九五)
- (2) 保險料ノ算定 (令九四)
- (3) 保險料ノ徴収 (法七一)
- II 事業主ノ爲スヘキ手續
 - (1) 保險料ノ控除 (法七八、令九八)
 - (i) 保險料ノ控除ニ關スル計算書ノ作製及工場又ハ事業場ニ備付 (則七)
 - (ii) 被保險者ノ請求ニ應スル供養(令九九) (則八〇)
 - (iii) 罰則 (則八〇)
- (2) 保險料ノ納付
 - (i) 被保險者ノ保險料 (法七七、令二〇〇)
 - (ii) 事業主負擔ノ保險料 (法七七、令二〇〇)
- (3) 規約ニヨル別段ノ規定 (令一〇一)
 - III 任意繼續被保險者ノ爲スヘキ手續
- (1) 保險料ノ納付 (法七二、令一〇一)
- (2) 規約ニヨル別段ノ規定 (令一〇一)
- 組合一般事務
 - 1 組合ノ會議
 - (1) 組合會議員ノ選任 (令二〇)
 - (i) 選定議員ノ選定 (令二〇)

第三號

健康保險組合

健康保險組合

翌月末日迄

- (ii) 互選議員ノ選舉 (令二〇)
- (iii) 就職ノ公示 (令二一)
- (iv) 就職ノ届出 (則四四I)
- (2) 組合會ノ權限
 - (i) 議決ノ權限 (令二五)
 - (ii) 監督ノ權限 (令二六I)
 - (iii) 委員ノ選舉 (同II)
 - (iii) 選舉異議決定ノ權限 (令二三II)
- (3) 組合會ノ會議
 - (i) 招集 (令二七)
 - (ii) 通知 (令二七II)
 - (iii) 開會 (令二八)
 - (iv) 議長 (令二九)
 - (v) 定足數 (令三〇)
 - (vi) 除斥 (令三一)
 - (vii) 議決 (令三二)
 - (vii) 規約ノ變更 (令三三)
 - (vii) 議決 (令三三)
 - (vii) 認可申請 (法三六)
 - (vii) 會議録ノ寫ノ添附 (則二五I)
 - (vii) 公示 (令一六)
 - (vii) 會議ノ傍聴 (令三四)

第十二號

會議ノ目的タル事項

社會局長官

同 遲滞ナク

各議員

決定後遲滞ナク

內務大臣
同
認可後遲滞ナク

- (ix) 會議録 (則三三)
- (x) 閉會 (令二七V)
- (4) 組合會議員ノ旅費及補償 (令三五)
- (5) 組合會議員ノ終任
 - (i) 退職又ハ死亡ノ公示 (令二一)
 - (ii) 退職又ハ死亡ノ届出 (則四四II)

社會局長官

同 遲滞ナク

2 組合ノ役員

- (1) 理事及理事長ノ選任
 - (i) 就職ノ公示 (令四三)
 - (ii) 就職ノ届出 (則四四I)
- (2) 組合ノ代表 (令三七)
- (3) 組合ノ事務執行 (令三八)
- (4) 組合會ノ不成立、議決事項ヲ議決セサル場合ニ於ケル處置 (令三九)
- (5) 臨時急施ヲ要スル場合ニ於ケル專決 (令四〇)
- (6) 認可申請 (令四一)
- (7) 申請書ニ專決ノ理由ヲ記載セタル書面ノ添附 (則二五II)
- (8) 報告 (令四二)
- (9) 理事ノ旅費及補償 (令四三)
- (10) 理事及理事長ノ終任 (令四四)

第十二

社會局長官

同 遲滞ナク

同

同

第三章 健康保險事務資料

(ii)	認可申請 計算ノ基礎ヲ示シタル書面ノ添附	(令四九)	社會局長官	
	會議録ノ寫ノ添附	(則三五)	同	
	準備金	(則二五)	同	
(i)	管理方法	(令五〇)	同	
	議決	(令二五)	同	
(ii)	認可申請	(令五一)	同	
	會議録ノ寫ノ添附	(則二五)	同	
(iii)	議決	(令二五)	同	
	重要ナル額ノ處分	(令二五)	同	
	議決	(令二五)	同	
	認可申請	(令五五)	同	
	會議録ノ寫ノ添附	(則二五)	同	
(7)	財産ノ管理及處分	(令五二)	同	
(i)	準備金以外ノ財産ノ管理方法(規約)	(令五二)	同	
(ii)	重要ナル財産ノ處分	(令二五)	同	
	議決	(令二五)	同	
	認可申請	(令五五)	同	
	會議録ノ寫ノ添附	(則二五)	同	
I	事業報告			
	其他			

(2) (1)	毎月ノ事業狀況ノ報告	(則四〇)	社會局長官	翌月十五日迄
	事業報告	(則三六一)	次ノ組合會	年度經過後三月内
(i)	調製	(同)	同	
(ii)	認定	(則三六四)	同	
	年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録	(則三六四)	同	
	添附	(則三六四)	同	
(iii)	届出	(則三六四)	同	
	年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録	(則三六四)	同	
	ノ添附	(則三六四)	同	
(iv)	公示	(則三八)	同	
	年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録	(則三八)	同	
	ノ添附	(則三九)	同	
(v)	報告	(則三九)	同	
II	財産目録	(則三七)	同	
(i)	調製	(則三七)	同	
(ii)	添附	(則三六四)	同	
III	組合原簿	(則四一)	同	
(i)	調製	(則四一)	同	
(ii)	添附	(則四一)	同	
IV	被保險者臺帳	(則四二)	同	
(i)	備付	(則四二)	同	
(ii)	組合員ノ権利義務ニ關スル規定ノ制定又ハ改廢	(則四三)	同	
(iii)	報告	(則四三)	同	
(iv)	公示	(同)	同	

五 被保險者負擔保險料額早見表

(百分ノ二・五) 某會社調

標準報酬ノ等級	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級	第16級
標準報酬日額	300	400	500	600	700	800	1,000	1,300	1,600	1,900	2,200	2,500	2,800	3,100	3,500	4,000
標準報酬月額	000	000	005	015	015	020	025	033	040	048	055	063	070	078	088	100
日	1日分	000	000	010	020	020	030	030	040	050	030	030	070	080	090	100
別	2日分	000	000	010	030	040	050	070	080	100	110	130	140	160	180	200
保	3日分	000	000	020	050	050	030	100	120	140	170	190	210	230	260	300
險	4日分	000	000	020	060	070	030	100	130	160	190	220	250	280	310	350
料	5日分	000	000	030	080	090	100	130	170	200	240	230	320	350	390	440
	6日分	000	000	030	030	110	120	150	200	240	290	300	380	420	470	530
	7日分	000	000	040	110	130	140	180	230	280	340	330	440	490	550	620
	8日分	000	000	040	120	140	160	200	230	320	380	440	500	560	620	700
	9日分	000	000	050	140	160	180	230	300	360	430	500	570	630	700	790
	10日分	000	000	050	150	180	200	250	330	400	480	550	630	700	780	880
	11日分	000	000	060	170	200	230	300	360	440	530	610	690	770	860	970
	12日分	000	000	060	180	220	240	300	400	480	580	670	760	840	940	1,060
	13日分	000	000	070	200	230	260	330	430	520	620	720	820	910	1,010	1,140
	14日分	000	000	070	210	250	280	350	460	560	670	770	880	980	1,090	1,230
	15日分	000	000	080	230	270	300	380	500	600	720	830	950	1,050	1,170	1,320
	16日分	000	000	080	240	290	320	400	530	640	770	880	1,010	1,120	1,250	1,410
	17日分	000	000	090	260	310	340	430	560	680	820	940	1,070	1,190	1,330	1,500
	18日分	000	000	090	270	320	360	450	590	720	860	990	1,130	1,260	1,400	1,580
	19日分	000	000	100	290	340	380	480	630	760	910	1,050	1,200	1,330	1,480	1,670
	20日分	000	000	100	300	360	400	500	660	800	960	1,100	1,250	1,400	1,560	1,760
	21日分	000	000	110	320	380	420	530	690	840	1,010	1,160	1,320	1,470	1,640	1,850
	22日分	000	000	110	330	400	440	550	730	880	1,060	1,210	1,380	1,540	1,720	1,940
	23日分	000	000	120	350	410	460	580	760	920	1,100	1,270	1,450	1,610	1,790	2,020
	24日分	000	000	120	360	430	480	600	790	960	1,150	1,320	1,510	1,680	1,870	2,110
	25日分	000	000	130	380	450	500	630	830	1,000	1,200	1,380	1,580	1,750	1,950	2,200
	26日分	000	000	130	390	470	520	650	860	1,040	1,250	1,430	1,640	1,820	2,030	2,280
	27日分	000	000	140	410	490	540	680	890	1,080	1,300	1,490	1,700	1,890	2,110	2,380
	28日分	000	000	140	420	500	560	700	920	1,120	1,340	1,540	1,760	1,960	2,180	2,460
	29日分	000	000	150	440	520	580	730	960	1,160	1,390	1,600	1,830	2,030	2,260	2,550
	30日分	000	000	150	450	540	600	750	990	1,200	1,440	1,650	1,890	2,100	2,340	2,640
	31日分	000	000	160	470	560	620	780	1,020	1,240	1,490	1,710	1,950	2,170	2,420	2,730

備考 第一級乃至第三級保險料ハ令第九十七條ニヨリ算定シタルモノ

四 被保險者負擔保險料額早見表

(百分ノ二) 某會社調

標準報酬ノ等級	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級	第16級
標準報酬日額	300	400	500	600	700	800	1,000	1,300	1,600	1,900	2,200	2,500	2,800	3,100	3,500	4,000
標準報酬月額	000	000	007	012	014	016	020	026	032	038	044	050	056	062	070	080
日	1日分	000	000	010	010	010	020	020	030	040	040	050	060	060	070	080
別	2日分	000	000	010	020	020	030	040	050	060	080	090	100	110	120	140
保	3日分	000	010	020	030	040	050	060	080	100	110	130	150	170	190	210
險	4日分	000	010	030	050	060	080	100	130	150	180	200	220	250	280	320
料	5日分	000	010	040	060	070	090	100	130	160	190	220	250	280	310	350
	6日分	000	010	040	070	080	100	120	160	190	230	260	300	340	370	420
	7日分	000	010	050	080	100	110	140	180	220	270	310	350	390	430	480
	8日分	000	020	060	100	110	130	160	210	260	300	350	400	450	500	560
	9日分	000	020	060	110	130	140	180	230	290	340	400	450	500	560	630
	10日分	000	020	070	120	140	160	200	260	320	380	440	500	560	620	700
	11日分	000	020	080	130	150	180	220	290	350	420	480	550	620	690	780
	12日分	000	020	080	140	170	190	240	310	380	460	530	600	670	740	840
	13日分	000	030	090	160	180	210	260	340	420	490	570	650	730	810	910
	14日分	000	030	100	170	200	230	280	360	450	530	620	700	780	870	980
	15日分	000	030	110	180	210	240	300	390	480	570	660	750	840	930	1,050
	16日分	000	030	110	190	220	250	320	420	510	610	700	800	890	990	1,120
	17日分	000	030	120	200	240	270	340	440	540	640	740	840	940	1,050	1,190
	18日分	000	040	130	220	260	290	360	470	570	680	790	890	1,010	1,120	1,260
	19日分	000	040	130	230	270	300	380	490	600	710	820	930	1,050	1,160	1,310
	20日分	000	040	140	240	280	320	400	520	630	740	850	960	1,080	1,190	1,350
	21日分	000	040	150	250	290	340	420	540	650	760	870	980	1,100	1,210	1,380
	22日分	000	040	150	260	310	350	440	560	670	780	890	1,000	1,120	1,230	1,410
	23日分	000	050	160	280	320	370	460	580	690	800	910	1,020	1,140	1,250	1,440
	24日分	000	050	170	290	340	380	480	600	710	820	930	1,040	1,160	1,270	1,470
	25日分	000	050	180	300	350	400	500	620	730	840	950	1,060	1,180	1,290	1,500
	26日分	000	050	180	310	360	420	520	640	750	860	970	1,080	1,200	1,310	1,520
	27日分	000	050	190	320	380	440	540	660	770	880	990	1,100	1,220	1,330	1,540
	28日分	000	060	200	340	390	450	560	680	790	900	1,010	1,120	1,230	1,340	1,560
	29日分	000	060	200	350	410	480	580	700	810	920	1,030	1,140	1,250	1,360	1,580
	30日分	000	060	210	360	420	490	600	720	830	940	1,050	1,160	1,270	1,380	1,600
	31日分	000	060	220	370	430	500	620	740	850	960	1,070	1,180	1,290	1,400	1,620

備考 第一級乃至第三級保險料ハ令第九十七條ニヨリ算定シタルモノ

◎保發第三五八號

大正十五年十二月十一日

健康保險署長宛

社會局保險部長

七 政府管掌ノ保險料日額ニ關スル件

政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ大正十五年十月三十一日內務省告示第百五十九號ヲ以テ定メラレ候處該保險料率ニ依ル各被保險者及事業主ノ保險料負擔日額ハ左記ノ通ニ有之爲念

標準報酬ノ等級	標準報酬日額	總額	事業主	被保險者	總額	事業主	被保險者
第一級	三十錢	二錢四厘	二錢四厘	—	一錢二厘	一錢二厘	—
第二級	四十錢	三錢二厘	三錢	—	一錢六厘	一錢二厘	四厘
第三級	五十錢	四錢	三錢	—	二錢	一錢二厘	八厘
第四級	六十錢	四錢八厘	三錢	—	二錢四厘	一錢二厘	—
第五級	七十錢	五錢六厘	三錢五厘	—	二錢八厘	一錢四厘	—
第六級	八十錢	六錢四厘	四錢	—	三錢二厘	一錢六厘	—
第七級	一圓	八錢	五錢	—	四錢	二錢	—
第八級	一圓三十錢	十錢四厘	六錢五厘	—	五錢二厘	二錢六厘	—

石炭ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ノ事業場又ハ工場ニ使用セララル各被保險者ニ付負擔スル保險料日額

上記以外ノ各被保險者ニ付負擔スル保險料日額

八 認可セラレタル健康保健組合名稱所在地一覽表

(昭和二年一月現在)

第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級
一圓六十錢	一圓九十錢	二圓二十錢	二圓五十錢	二圓八十錢	三圓十錢	三圓五十錢
十二錢八厘	十五錢二厘	十七錢六厘	二十錢	二十二錢四厘	二十四錢八厘	二十八錢
八錢	九錢五厘	十一錢	十二錢五厘	十四錢	十五錢五厘	十七錢五厘
四錢八厘	五錢七厘	六錢六厘	七錢五厘	八錢四厘	九錢三厘	十錢五厘
六錢四厘	七錢六厘	八錢八厘	十錢	十一錢二厘	十二錢四厘	十四錢
三錢二厘	三錢八厘	四錢四厘	五錢	五錢六厘	六錢二厘	七錢
三錢二厘	三錢八厘	四錢四厘	五錢	五錢六厘	六錢二厘	七錢

北海道ノ部

組合ノ名稱	事務所所在地	組合ノ設立アル事業		設立認可年月日
		名	所在地	
大倉礦業炭礦健康保險組合	北海道石狩國空知郡赤平村下平岸	大倉礦業株式會社	東京府東京市京橋區銀座二丁目七番地	大正十五年十二月十日
日本製鋼所室蘭健康保險組合	北海道室蘭市茶津町四番地	株式會社日本製鋼所	東京府東京市日本橋區本町五番地	大正十五年十二月十三日
北海製鐵倉庫健康保險組合	北海道小樽市北濱町三丁目六番地	北海製鐵株式會社	北海道小樽市北濱町三丁目六番地	大正十五年十二月十七日

帝國製麻札幌健康保險組合	北海道札幌市北七條東一丁目一番地	帝國製麻株式會社	東京府東京市日本橋區嘉河岸自第十七號至第二十號	大正十五年十二月十八日
大日本麥酒株式會社札幌工場健康保險組合	北海道札幌市北二條東四丁目番外地	大日本麥酒株式會社	東京府原郡目黒町大字三田二百四十七番地	大正十五年十二月二十日
淺野セメント北海道工場健康保險組合	北海道札幌市上磯町大字谷母村字宗山一番地	淺野セメント株式會社	東京府東京市深川區清住町一番地	大正十五年十二月二十一日
三井砂川健康保險組合	北海道石狩國空知郡砂川町	三井礦山株式會社	東京府東京市日本橋區驛河町一番地	大正十五年十二月二十一日
大平洋炭礦健康保險組合	北海道釧路市大字釧路村春採三百七十一番地	大平洋炭礦株式會社	東京府東京市日本橋區本草屋町五番地	大正十五年十二月二十一日
三菱美唄健康保險組合	北海道空知郡美唄町字美唄	三菱礦業株式會社	東京府東京市日本橋區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
雄別炭礦健康保險組合	北海道阿寒郡香辛村二十二線百十番地	雄別炭礦鐵道株式會社	東京府東京市日本橋區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
三菱大夕張健康保險組合	北海道夕張郡夕張町大字張	三菱礦業株式會社	東京府東京市日本橋區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
三菱芦別健康保險組合	北海道空知郡芦別村上芦別	同	東京府東京市日本橋區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
北海道炭礦汽船健康保險組合	北海道夕張郡夕張町字鹿ヶ谷 北海道夕張郡夕張町字鹿ヶ谷 北海道夕張郡夕張町字若菜邊 北海道夕張郡夕張町字萬字 北海道空知郡三笠山村字曉 北海道空知郡三笠山村字曉 北海道空知郡三笠山村字曉	北海道炭礦汽船株式會社	東京府東京市日本橋區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十四日

東京府ノ部

東京計器健康保險組合	東京府東京市小石川區原町百二十番地	株式會社東京計器製作所	東京府東京市小石川區原町百二十番地	大正十五年十一月五日
王子健康保險組合	東京府北豐島郡王子町大字	王子製紙株式會社	東京府北豐島郡王子町大字	大正十五年十一月二十九日

富士製紙健康保險組合	和歌山縣東牟婁郡新宮町 東京府北豐島郡南千住町 同府北豐島郡葛飾町 同府南足立郡東葛飾町 北海道石狩郡札幌市 同府石狩郡札幌市 同府石狩郡札幌市 同府石狩郡札幌市 同府石狩郡札幌市 同府石狩郡札幌市	富士製紙株式會社	東京府東京市芝區三田四國 町二番地	大正十五年 十二月十三日
日本電氣株式會社健康保險組合	東京府東京市芝區三田四國 町二番地	日本電氣株式會社	東京府東京市芝區三田四國 町二番地	大正十五年 十二月十三日
明電舎健康保險組合	東京府原郡大崎町居木橋 二百七十六番地	株式會社明電舎	東京府原郡大崎町居木橋 二百七十六番地	大正十五年 十二月十三日
東京市電氣局健康保險組合	東京府東京市麹町區有樂町 二丁目六番地	東京市電氣局	東京府東京市麹町區有樂町 二丁目六番地	大正十五年 十二月十三日
沖電氣株式會社健康保險組合	東京府東京市芝區田町四丁 二丁目六番地	沖電氣株式會社	東京府東京市芝區田町四丁 二丁目六番地	大正十五年 十二月十三日
藤倉電線株式會社健康保險組合	東京府東京市深川區平久町 二丁目六番地	藤倉電線株式會社	東京府東京市深川區平久町 二丁目六番地	大正十五年 十二月十三日
ライオン齒磨工場健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市本所區外手町 六番地 從たる事務所 大阪府大阪市東區粉河町十 八番地 同府同市同區木野町三十一 番地	株式會社小林商店	東京府東京市本所區外手町 六番地	大正十五年 十二月十五日
日本光學健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市三田町岡十 三番地 從たる事務所 東京府原郡大井町森前五 千四百四十七番地	日本光學工業株式會社	東京府東京市三田町岡十 三番地	大正十五年 十二月十五日
日本製麻赤羽工場健康保險組合	東京府北豐島郡岩淵町大字 赤羽六十番地	日本製麻株式會社	東京府東京市麹町區有樂町 一丁目一番地	大正十五年 十二月十五日
精工舎健康保險組合	東京府東京市本所區柳島町 二十六番地	株式會社服部時計店	東京府東京市京橋區銀座二 丁目十番地	大正十五年 十二月十七日

芝浦健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市芝區金杉新濱 町一番地 從たる事務所 神奈川縣相模郡見町大字末 廣町二丁目四番地	株式會社芝浦製作所	東京府東京市芝區金杉新濱 町一番地	大正十五年 十二月十七日
新潟鐵工所蒲田工場健康保險組合	東京府原郡蒲田町大字蒲 田新宿百五十一番地	株式會社新潟鐵工所	東京府東京市麹町區有樂町 一丁目一番地	大正十五年 十二月十七日
大日肥王子工場健康保險組合	東京府北豐島郡王子町大字 豐島千七百番地	大日本人造肥料株式會社	東京府北豐島郡集島町大字 一丁目一番地	大正十五年 十二月十七日
時事健康保險組合	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	株式會社時事新報社	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	大正十五年 十二月十七日
日清紡績株式會社本社工場健康保險組合	東京府南葛飾郡龜月町二丁 目七十八番地	日清紡績株式會社	東京府南葛飾郡龜月町二丁 目七十八番地	大正十五年 十二月十八日
日清紡績株式會社西新井工場健康保險組合	東京府南足立郡梅島村	同	同	大正十五年 十二月十八日
パイロット健康保險組合	東京府北豐島郡集島町大字 集島千三百五十六番地	株式會社並木製作所	東京府北豐島郡集島町大字 集島千三百五十六番地	大正十五年 十二月十八日
秀英健康保險組合	東京府東京市牛込區市ヶ谷 加賀町一丁目十二番地	株式會社秀英會	東京府東京市牛込區市ヶ谷 加賀町一丁目十二番地	大正十五年 十二月二十日
大日本麥酒株式會社目黒工場健康保險組合	東京府原郡目黒町大字三 田二百四十七番地	大日本麥酒株式會社	東京府原郡目黒町大字三 田二百四十七番地	大正十五年 十二月二十日
大日本麥酒株式會社目黒工場健康保險組合	東京府東京市本所區中ノ郷 瓦町一番地	同	同	大正十五年 十二月二十日
凸版印刷健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市下谷區二長町 一番地 從たる事務所 東京府東京市本所區香場町 四番地 東京府東京市小石川區西江 戸川町七番地	凸版印刷株式會社	東京府東京市下谷區二長町 一番地	大正十五年 十二月二十日
築地活版健康保險組合	東京府東京市京橋區築地二 丁目十七番地	株式會社築地活版製造所	東京府東京市京橋區築地二 丁目十七番地	大正十五年 十二月二十日

日清印刷健康保險組合	東京府東京市牛込區榎町七番地	日清印刷株式會社	東京府東京市牛込區榎町七番地	大正十五年十二月二十日
共同印刷健康保險組合	東京府東京市小石川區久堅町百八番地	共同印刷株式會社	東京府東京市小石川區久堅町百八番地	大正十五年十二月二十日
日本モスリン健康保險組合	東京府北豐島郡瀧野川町大字瀧野川千五百五十六番地	日本モスリン株式會社	東京府北豐島郡瀧野川町大字瀧野川千五百五十六番地	大正十五年十二月二十日
東京電燈健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市芝區櫻田本郷町二十二番地 支店事務所 東京府天田郡福知山町字内記四十二番地 支店事務所 東京府三浦郡高島町二丁目三番地 支店事務所 群馬縣前橋市堀川町六十五番地 支店事務所 群馬縣沼津市城内字條内四番地 支店事務所 群馬縣宇都宮市鐵砲町三千二百七十七番地 支店事務所 埼玉縣川越市大字川越字堅久保町千九百十九番地 支店事務所 千葉縣千葉市寒川町千二百二十二番地	東京電燈株式會社	東京府東京市芝區櫻田本郷町二十二番地	大正十五年十二月二十一日
東洋モスリン練馬工場健康保險組合	東京府北豐島郡練馬村字谷戸七十七番地	東洋モスリン株式會社	東京府北豐島郡練馬村字谷戸七十七番地	大正十五年十二月二十一日
東京鋼材健康保險組合	主たる事務所 東京府南葛飾郡大島町六丁目五十番地 支店事務所 東京府南葛飾郡大島町二丁目百五十五番地	東京鋼材株式會社	東京府南葛飾郡大島町六丁目五十番地	大正十五年十二月二十一日

日本紙業總有工場健康保險組合	東京府南葛飾郡龜有村大字龜有七百八十六番地	日本紙業株式會社	東京府東京市四谷區元町五十九番地	大正十五年十二月二十一日
東京毛織南千住健康保險組合	東京府北豐島郡南千住町地方橋場五百三十五番地	東京毛織株式會社	東京府東京市龜町區永樂町二丁目二番地	大正十五年十二月二十一日
東京毛織大井健康保險組合	東京府荏原郡大井町三千六百九十九番地	同	同	大正十五年十二月三十一日
東京瓦斯電氣工業健康保險組合	主たる事務所 東京府荏原郡入新井町大字不入斗百番地 支店事務所 東京府北豐島郡志村大字千盛千五百五十五番地	東京瓦斯電氣工業株式會社	東京府荏原郡入新井町大字不入斗百番地	大正十五年十二月二十一日
汽車會社支店工場健康保險組合	東京府東京市本所區錦糸町百四十七番地 支店事務所 東京府東京市深川區東平井町一番地 支店事務所 神奈川縣川崎市大師町	汽車製造株式會社	大阪府大阪市此花區島屋町四百六番地	大正十五年十二月二十一日
東京モスリン吾儘健康保險組合	東京府南葛飾郡吾儘町字請地六百五十一番地	東京モスリン紡織株式會社	東京府南葛飾郡吾儘町大字請地六百五十一番地	大正十五年十二月二十二日
東京モスリン金町健康保險組合	東京府南葛飾郡金町大字金町二千三百七十七番地	同	同	同
東京モスリン練馬健康保險組合	東京府南葛飾郡吾儘町大字練馬百二十七番地	同	同	同
富士瓦斯紡織小名木川工場健康保險組合	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	富士瓦斯紡織株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	大正十五年十二月二十二日
森永製菓東京鶴見健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市芝區田町一丁目十二番地 支店事務所 神奈川縣橋本郡旭村大字下末吉下耕地千九十五番地	森永製菓株式會社	東京府東京市芝區田町一丁目十二番地	大正十五年十二月二十二日
栗原紡織健康保險組合	東京府東京市本所區柳島橋川町十番地	栗原紡織合名會社	東京府東京市本所區柳島橋川町十番地	大正十五年十二月二十三日

株式會社奧村電機商會 健康保險組合	京都府紀伊郡吉祥院村 井町三番地	株式會社奧村電機商會	京都府紀伊郡吉祥院村 井町三番地	昭和元年 十二月二十五日
辻織絨健康保險組合	京都府京都市下京區壬生花 井町三番地	辻紡織株式會社	京都府京都市下京區壬生花 井町三番地	昭和元年 十二月二十五日
大阪府ノ部				
住友電線製造所健康保險 組合	大阪府大阪市此花區恩貴島 南ノ町六十番地	株式會社住友電線製造所	大阪府大阪市此花區恩貴島 南ノ町六十番地	大正十五年 十二月十三日
住友製鋼所健康保險組合	大阪府大阪市此花區島屋町 二百四十九番地	株式會社住友製鋼所	大阪府大阪市此花區島屋町 二百四十九番地	大正十五年 十二月十五日
住友伸銅鋼管健康保險組 合	主大阪府大阪市此花區宇治川 上通一丁目二十二番地 從兵庫縣尼崎市大洲村字新 城屋百二十四番地	住友伸銅鋼管株式會社	大阪府大阪市此花區宇治川 上通一丁目二十二番地	大正十五年 十二月十七日
大和田紡織健康保險組合	主大阪府大阪市西淀川區大和 田町千五百七十三番地 從大阪府大阪市東成區蒲生町 三百四十番地	大和田紡織株式會社	大阪府大阪市西淀川區大和 田町千五百七十三番地	大正十五年 十二月十七日
岸和田紡織健康保險組合	主大阪府岸和田市北町九百五 十三番地 從大阪府岸和田市北町九百五 十三番地 同府同市下町八百十五番 地 同府泉南郡北播守村大字春 水千二百四十番地 大阪府堺市成島一丁目三番 屋敷 三重縣津市上濱町九百四十 二番地	岸和田紡織株式會社	大阪府岸和田市北町九百五 十四番地	大正十五年 十二月十七日

帝國製麻大阪健康保險組 合	主大阪府大阪市西淀川區傳法 町北一丁目一番地	帝國製麻株式會社	東京府東京市日本橋區裏河 岸自第十七號至第二十號	大正十五年 十二月十八日
日本メリヤス株式會社健 康保險組合	主大阪府大阪市西淀川區浦江 町二百七十七番地ノ五 從兵庫縣奈良市南發町三十三 番地	日本メリヤス株式會社	大阪府大阪市西淀川區浦江 町二百七十七番地ノ五	大正十五年 十二月十八日
北泉紡織健康保險組合	主大阪府泉北郡大津町大字下 條大津八百六十二番地 從大阪府泉北郡穴師村大字池 浦五百三番地	株式會社北泉紡織所	大阪府泉北郡大津町大字下 條大津八百六十二番地	大正十五年 十二月十八日
毛斯綸紡織株式會社健康 保險組合	主大阪府大阪市東淀川區中津 本町百八番地 從大阪府大阪市東淀川區中津 林字大金百十三番地 兵庫縣川邊郡團田村字戸ノ 内七百五十番地 兵庫縣武庫郡瓦木村下瓦林 三百九十番地	毛斯綸紡織株式會社	大阪府大阪市東淀川區中津 本町百八番地	大正十五年 十二月十八日
天滿織物城北工場健康保 險組合	主大阪府大阪市東成區毛馬町 百三番地ノ一 從大阪府泉南郡田尻村大字吉 見千三百三十一番地 同府同郡井村千七百五十 四番地	天滿織物株式會社	大阪府大阪市東區北濱五丁 目十番地	大正十五年 十二月十八日
吉見紡織健康保險組合	主大阪府泉南郡田尻村大字吉 見千三百三十一番地 從大阪府同郡井村千七百五十 四番地	吉見紡織株式會社	大阪府泉南郡田尻村大字吉 見千三百三十一番地	大正十五年 十二月二十日
大日本麥酒株式會社吹田 工場健康保險組合	大阪府三島郡吹田町八百六 番屋敷	大日本麥酒株式會社	東京府荏原郡目黒町大字三 田二百四十七番地	大正十五年 十二月二十日

和泉紡績健康保險組合	主事務所 大阪府泉南郡北掃守村大字 春木五番地	和泉紡績株式會社	大阪府泉南郡北掃守村大字 春木五番地	大正十五年 十二月二十日
帶谷商店健康保險組合	主事務所 大阪府泉南郡貝塚町近木千 二十六番地	株式會社帶谷商店	大阪府泉南郡貝塚町近木千 二十六番地	大正十五年 十二月二十日
福紡健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市北區玉江町二 丁目三番地 從事務所 廣島縣福山市新馬場町甲乙 三百三十九番地 岡山縣小田郡笠岡町大字笠 岡二千八百八十八番地 兵庫縣飾磨郡城南村北條二 十一番地 同縣同郡飾磨町細江五百二 十番地 大阪府堺市西湊町十九番地 德島縣徳島市前川町字前川 百二十四番地ノ一	福島紡績株式會社	大阪府大阪市北區玉江町二 丁目三番地	大正十五年 十二月二十日
大日本紡績健康保險組合	主事務所 道東一 大阪府大阪市浪速區久保吉 町二百四十八番地 兵庫縣明石市大明石村千六 百九番地ノ一 大阪府大阪市住吉區平野宮 町十二番地 岐阜縣大垣市林町千九百五 十番地 奈良縣生駒郡山町大字西 野垣内十四番屋敷 同縣北葛城郡高田町大字高 田番外三番屋敷 岐阜縣不破郡關原村字關原 六百十五番地 同縣岐阜市字五坪千四百五 十番地 鹿兒島縣鹿兒島郡中郡字村 元二千四百六十番地 大阪府三島郡島本村字山崎 一番地	大日本紡績株式會社	大阪府大阪市東區備後町三 丁目九番地	大正十五年 十二月二十日
日東染織株式會社健康保 險組合	大阪府大阪市東區赤川町 三百番地	日東染織株式會社	大阪府大阪市東區赤川町 三百番地	大正十五年 十二月二十一日
山發健康保險組合	大阪府大阪市東區東小橋 町五十八番地	山發メリヤス工場	大阪府大阪市東區東小橋 町五十八番地	大正十五年 十二月二十一日
大阪機械工作所健康保險 組合	大阪府大阪市東區川區南濱 町二百二十二番地ノ一	株式會社大阪機械工作所	大阪府大阪市東區川區南濱 町二百二十二番地ノ一	大正十五年 十二月二十一日
大阪織物株式會社健康保 險組合	主事務所 大阪府堺市七道四町百一 番地 從事務所 兵庫縣川邊郡川西町大字小 戸字正林三番地	大阪織物株式會社	大阪府堺市七道四町百一 番地	大正十五年 十二月二十一日
天滿紡績健康保險組合	大阪府大阪市北區天滿橋筋 五丁目六十八番地	天滿紡績株式會社	大阪府大阪市北區天滿橋筋 五丁目六十八番地	大正十五年 十二月二十一日

和泉紡績健康保險組合	主事務所 大阪府泉南郡北掃守村大字 春木五番地	和泉紡績株式會社	大阪府泉南郡北掃守村大字 春木五番地	大正十五年 十二月二十日
帶谷商店健康保險組合	主事務所 大阪府泉南郡貝塚町近木千 二十六番地	株式會社帶谷商店	大阪府泉南郡貝塚町近木千 二十六番地	大正十五年 十二月二十日
福紡健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市北區玉江町二 丁目三番地 從事務所 廣島縣福山市新馬場町甲乙 三百三十九番地 岡山縣小田郡笠岡町大字笠 岡二千八百八十八番地 兵庫縣飾磨郡城南村北條二 十一番地 同縣同郡飾磨町細江五百二 十番地 大阪府堺市西湊町十九番地 德島縣徳島市前川町字前川 百二十四番地ノ一	福島紡績株式會社	大阪府大阪市北區玉江町二 丁目三番地	大正十五年 十二月二十日
大日本紡績健康保險組合	主事務所 道東一 大阪府大阪市浪速區久保吉 町二百四十八番地 兵庫縣明石市大明石村千六 百九番地ノ一 大阪府大阪市住吉區平野宮 町十二番地 岐阜縣大垣市林町千九百五 十番地 奈良縣生駒郡山町大字西 野垣内十四番屋敷 同縣北葛城郡高田町大字高 田番外三番屋敷 岐阜縣不破郡關原村字關原 六百十五番地 同縣岐阜市字五坪千四百五 十番地 鹿兒島縣鹿兒島郡中郡字村 元二千四百六十番地 大阪府三島郡島本村字山崎 一番地	大日本紡績株式會社	大阪府大阪市東區備後町三 丁目九番地	大正十五年 十二月二十日
日東染織株式會社健康保 險組合	大阪府大阪市東區赤川町 三百番地	日東染織株式會社	大阪府大阪市東區赤川町 三百番地	大正十五年 十二月二十一日
山發健康保險組合	大阪府大阪市東區東小橋 町五十八番地	山發メリヤス工場	大阪府大阪市東區東小橋 町五十八番地	大正十五年 十二月二十一日
大阪機械工作所健康保險 組合	大阪府大阪市東區川區南濱 町二百二十二番地ノ一	株式會社大阪機械工作所	大阪府大阪市東區川區南濱 町二百二十二番地ノ一	大正十五年 十二月二十一日
大阪織物株式會社健康保 險組合	主事務所 大阪府堺市七道四町百一 番地 從事務所 兵庫縣川邊郡川西町大字小 戸字正林三番地	大阪織物株式會社	大阪府堺市七道四町百一 番地	大正十五年 十二月二十一日
天滿紡績健康保險組合	大阪府大阪市北區天滿橋筋 五丁目六十八番地	天滿紡績株式會社	大阪府大阪市北區天滿橋筋 五丁目六十八番地	大正十五年 十二月二十一日

汽車會社本店工場健康保險組合	大阪府大阪市此花區島屋町四百六番地	汽車製造株式會社	大阪府大阪市此花區島屋町四百六番地	大正十五年十二月二十一日
天滿織物三國工場健康保險組合	大阪府豐能郡豐津村大字榎町四百六十番地	天滿織物株式會社	大阪府大阪市東區北濱五丁目十番地	大正十五年十二月二十一日
大阪毛織株式會社健康保險組合	大阪府大阪市東淀川區北長柄町番外百二十八番屋敷	大阪毛織株式會社	大阪府大阪市東淀川區北長柄町番外百二十八番屋敷	大正十五年十二月二十一日
大阪合同紡績健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市北區堂島濱通二丁目六番地 支事務所 大阪府大阪市北區池田町二番地 同府同市湊速區北高岸町二番地 同府同市西成區粉濱町二百三十六番地 兵庫縣川邊郡小田村今福字松ヶ下二十八番地 廣島縣廣島市蟹屋町三番地 同縣佐伯郡大柿村大字大君九百二番地 德島縣勝浦郡小松島町大字小松島字房濱一番地 愛媛縣今治市大字今治村字住吉甲二百八十八番地 大阪府大阪市西淀川區島屋町七百九十四番地	大阪合同紡績株式會社	大阪府大阪市北區堂島濱通二丁目六番地	大正十五年十二月二十一日
ラサ島嶼礦大阪工場健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市東區高麗橋三丁目一番地 支事務所 從知縣名古屋市東區七間町一丁目一番地	ラサ島嶼礦株式會社	東京府東京市麴町區有樂町一丁目一番地	大正十五年十二月二十一日
大同電力健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市北區堂島濱通二丁目八番地	大同電力株式會社	東京府東京市麴町區永樂町一丁目一番地	大正十五年十二月二十一日

東洋紡績健康保險組合

從知縣事務所
三重縣四日市市大字濱町二番地
愛知縣名古屋市中區下廣井町三丁目十五番地
三重縣津市大字津與船頭町三番屋敷
愛知縣名古屋市中區熱田尾頭町五番戶
同縣同市中區正木町三百十四番地
愛知縣海部郡佐織村大字町方新田字彦作境內五十番地
大阪府大阪市西淀川區傳法町南三丁目五百八十八番屋敷
三重縣桑名郡桑名町大字三ノ丸一番地
愛知縣知多郡半田町字山方新田三十三番地
東京府北豐島郡王子町大字船方七番地
埼玉縣北豐島郡栗橋町三百五十七番地
大阪府大阪市港區三軒家濱通四丁目二十番地外
同府同市此花區四貫島大通一丁目十番地
京都府紀伊郡伏見町字北惠美酒千八百八十八番地
愛媛縣西宇和郡川之石町二百五十番地
三重縣三重郡富洲原町大字松原七百五十三番地
兵庫縣飾磨郡水上村西中島字二反田百八十二番地

東洋紡績株式會社

大阪府大阪市北區堂島濱通二丁目八番地

大正十五年十二月二十一日

富士瓦斯紡績大阪工場健康保險組合	靜岡縣濱松市東伊馬町千七百二十二番地	大正十五年十二月二十二日
中山太陽堂工場健康保險組合	三重縣宇治山田市大字船江町千百十三番地	大正十五年十二月二十二日
小津武林健康保險組合	同縣度合郡御園村大字高向千三十八番地	大正十五年十二月二十二日
日出紡績健康保險組合	愛知縣名古屋市東區上飯田町千番地	大正十五年十二月二十二日
長紡工場健康保險組合	大正府大阪市西淀川區大和田町千四百番地	大正十五年十二月二十二日
出雲製織健康保險組合	大正府大阪市西淀川區野里町十番地	大正十五年十二月二十二日
	大正府大阪市東區南久寶寺町五丁目四十番地	大正十五年十二月二十二日
	和歌山縣日高郡御坊町大字關五百八十五番地ノ一	大正十五年十二月二十二日
	同縣同郡松原村大字吉原二番地	大正十五年十二月二十二日
	滋賀縣送賀郡膳所町大字膳所六百二十四番地	大正十五年十二月二十二日
	兵庫縣姫路市千代田町八百四十番地	大正十五年十二月二十二日
	大正府堺市香妻橋通二丁目一番地	大正十五年十二月二十三日
	大正府大阪市東區博勞町五丁目二十五番地	大正十五年十二月二十三日
	從事事務所	大正十五年十二月二十三日
	島根縣簸川郡今市町千九百番地	大正十五年十二月二十三日
	大正府大阪市住吉區澤之町三百三番地	大正十五年十二月二十三日

日染健康保險組合	大正府大阪市此花區春日出町百九十九番地ノ二	大正十五年十二月二十三日
日本絹織株式會社健康保險組合	大正府大阪市北區中之島二丁目二十五番地	大正十五年十二月二十三日
	石川縣江沼郡南郷村字南郷一丁目九番地	大正十五年十二月二十三日
	靜岡縣志太郡島田町橫井五千八百九番地	大正十五年十二月二十三日
	石川縣江沼郡河南村字別所三十四番地	大正十五年十二月二十三日
	京都府紀伊郡向島村霞島新田津田島九十五番地	大正十五年十二月二十三日
	滋賀縣坂田郡長濱町船山六十九番地	大正十五年十二月二十三日
	群馬縣桐生市新宿上原九百五十四番地	大正十五年十二月二十三日
大阪莫大小紡績株式會社健康保險組合	大正府大阪市東淀川區三津屋町二百三十一番地ノ一	大正十五年十二月二十三日
	大正府大阪市西淀川區佃町四百七十一番地	大正十五年十二月二十三日
	愛媛郡宇摩郡三島町千九百二十八番地ノ第二	大正十五年十二月二十三日
柏原紡績健康保險組合	大正府南河內郡柏原町大字市村四百四十一番地	大正十五年十二月二十三日
近江帆布健康保險組合	大正府大阪市東區淡路町三丁目二十番地	大正十五年十二月二十三日
	滋賀縣蒲生郡八幡町大字宮内二百九番地	大正十五年十二月二十三日
	同縣栗太郡草津町大路井三百七番地	大正十五年十二月二十三日
日本染料製造株式會社	大正府大阪市此花區春日出町百九十九番地ノ二	大正十五年十二月二十三日
日本絹織株式會社	大正府大阪市北區中之島二丁目二十五番地	大正十五年十二月二十三日
大阪莫大小紡績株式會社	大正府大阪市東淀川區三津屋町二百三十一番地ノ一	大正十五年十二月二十三日
柏原紡績株式會社	大正府南河內郡柏原町大字市村四百四十一番地	大正十五年十二月二十三日
近江帆布株式會社	大正府大阪市東區淡路町三丁目二十番地	大正十五年十二月二十三日

泉織健康保險組合	同縣犬上郡青波村大字芹川 二百一十番地 同山縣兒島郡琴浦町大字下 村四百六番地 同縣同郡味野町三千七百九 十三番地 愛媛縣西宇和郡八幡濱町千 四百八十一番地 主たる事務所 大阪府岸和田市南町百六十 番地	泉州織物株式會社	大阪府岸和田市南町百六十 番地	大正十五年 十二月二十三日
日本絹綿健康保險組合	主たる事務所 大阪府三島郡芥川村大字芥 川三十五番地 從たる事務所 愛知縣額田郡男川村字大平 九十三番地 鳥取縣西伯郡御米屋町字宮 ノ前屋敷八百九十二番地 大阪府泉南郡西信達村大字 岡田千六百八十九番地 大阪府堺市安井町千七百七 二番地 主たる事務所 大阪府泉南郡麻生郷村大字 津田三百十四番地	日本絹綿紡織株式會社	大阪府三島郡芥川村大字芥 川三十五番地	大正十五年 十二月二十三日
大阪紡績健康保險組合	大阪府泉南郡西信達村大字 岡田千六百八十九番地 大阪府堺市安井町千七百七 二番地 主たる事務所 大阪府泉南郡麻生郷村大字 津田三百十四番地	大阪紡績株式會社	大阪府泉南郡西信達村大字 岡田千六百八十九番地	大正十五年 十二月二十三日
福助足袋健康保險組合	大阪府泉南郡麻生郷村大字 津田三百十四番地 主たる事務所 大阪府泉南郡貝塚町北百二 十九番地	福助足袋株式會社	大阪府泉南郡麻生郷村大字 津田三百十四番地	大正十五年 十二月二十三日
寺田紡績健康保險組合	大阪府泉南郡貝塚町北百二 十九番地 主たる事務所	株式會社寺田紡績工廠	大阪府泉南郡麻生郷村大字 津田三百十四番地	大正十五年 十二月二十三日

貝塚紡績健康保險組合	從たる事務所 大阪府泉南郡貝塚町西六百 六十四番地 大阪府泉南郡北近義村字脇 濱三百五番地 同府同郡同村字九百三十一 番地 同府同郡麻生郷村字麻生中 五百三十六番地 同府同郡木島村大字三ツ松 千四百六十七番地 同府同郡雄信達村大字男里 二百二十八番地 大阪府大阪市東區玉堀町五 百四十三番地	貝塚紡績株式會社	大阪府泉南郡貝塚町北百三 十番地	大正十五年 十二月二十四日
仁丹工場健康保險組合	大阪府大阪市東區玉堀町五 百四十三番地 大阪府大阪市住吉區榮谷町 四十四番地 大阪府大阪市南區難波新地 六番町	仁丹工場 株式會社藤永田造船所 南海鐵道株式會社	大阪府大阪市東區玉堀町五 百四十三番地 大阪府大阪市住吉區榮谷町 四十四番地 大阪府大阪市南區難波新地 六番町	大正十五年 十二月二十四日 昭和元年 十二月二十五日
藤永田造船所健康保險組 合	大阪府大阪市北區堂島上二 丁目三十六番地 從たる事務所 福岡縣門司市清瀬町一丁目 九百二番地 主たる事務所 大阪府泉北郡濱寺町大字下 石津八百八十七番地 從たる事務所 石川縣金澤市大豆田新町一 番地	株式會社大阪毎日新聞社	大阪府大阪市北區堂島上二 丁目三十六番地	昭和元年 十二月二十五日
大每健康保險組合	大阪府大阪市北區中之島一 丁目四番地ノ一	錦華紡績株式會社	大阪府大阪市港區三條通四 丁目五十六番地 同府同市北區中之島一丁目 四番地ノ一	昭和元年 十二月二十七日
錦華紡績健康保險組合	大阪府大阪市北區中之島一 丁目四番地ノ一	大阪市港灣部 大阪市水道部		
大阪市健康保險組合				

大阪朝日健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市北區中之島三丁目三番地 支事務所 福岡縣門司市東本町三丁目 三千二百二番地	株式會社朝日新聞社	大阪府大阪市北區中之島三丁目三番地	昭和元年 十二月二十八日
大阪府電氣局健康保險組合	主事務所 大阪府大阪市港區九條南通二丁目百十九番地ノ二及百二十番地ノ二	大阪府電氣局	大阪府大阪市港區九條南通二丁目百十九番地ノ二、百二十番地ノ二	昭和元年 十二月二十八日
神奈川縣ノ部				
日本鋼管健康保險組合	神奈川縣橋本郡田島町大字渡田字若尾田二千七百三十九番地	日本鋼管株式會社	神奈川縣橋本郡田島町大字渡田字若尾新田二千七百三十九番地 東京府東京市京橋區南橋馬町一丁目十二番地	大正十五年 十二月十日 大正十五年 十二月十五日
味の素健康保險組合	主事務所 神奈川縣橋本郡鶴見町大字末廣町二丁目一番地 支事務所 神奈川縣橫濱市橋本町二丁目一番地	株式會社淺野造船所	神奈川縣橋本郡鶴見町末廣町二丁目一番地	大正十五年 十二月十七日
淺野造船所健康保險組合	同上	同上	同上	同上
富士電機會社健康保險組合	神奈川縣橋本郡田島町田邊新田一番地	富士電機製造株式會社	神奈川縣橋本郡田島町田邊新田一番地	大正十五年 十二月十七日
橫濱船渠健康保險組合	神奈川縣三浦郡浦賀町谷戸六番地	浦賀船渠株式會社	東京府東京市豐島區才樂町一丁目一番地	大正十五年 十一月二十日
浦賀船渠株式會社浦賀工場健康保險組合	同上	同上	同上	同上
大日本麥酒株式會社保土ヶ谷工場健康保險組合	神奈川縣橋本郡保土ヶ谷町神戶十七番地	大日本麥酒株式會社	東京府原宿區目黒町大字三田二百四十七番地	大正十五年 十二月二十日
淺野セメント川崎工場健康保險組合	神奈川縣橋本郡田島町大島二千九百三十六番地	淺野セメント株式會社	東京府東京市神川區清住町一番地	大正十五年 十二月二十一日
相模紡績平塚工場健康保險組合	神奈川縣中郡平塚町平塚三千三百五十五番地	相模紡績株式會社	東京府東京市日本橋區堺町二番地	大正十五年 十二月二十一日

富士瓦斯紡績川崎工場健康保險組合	神奈川縣川崎市堀之内百番地	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	大正十五年 十二月二十二日
富士瓦斯紡績保土ヶ谷工場健康保險組合	神奈川縣橋本郡保土ヶ谷町榎子九百八十五番地	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目十五番地	大正十五年 十二月二十二日
マツダ健康保險組合	主事務所 神奈川縣川崎市堀川町七十番地 支事務所 東京府原宿區大井町字關ヶ原千三百三番地 福岡縣小倉市室町六十五番地	東京電氣株式會社	神奈川縣川崎市堀川町七十番地	大正十五年 十二月二十二日

兵庫縣ノ部

主事務所 兵庫縣神戸市御崎町一丁目一番地 支事務所 東京府南葛飾郡隅田町千六百十二番地 兵庫縣神戸市御崎町一丁目一番地 大阪府北河內郡住道村大字御供田番外一番屋敷 大阪府大阪市東淀川區柴島町三十五番地 兵庫縣津名郡洲本町細工町五十四番屋敷 兵庫縣加古郡高砂町字西畑乙六百二十五番地 福岡縣大牟田市明治町一丁目一番地 福岡縣久留米市篠山町六丁目四百二十七番地 熊本縣熊本春日町六百六	兵庫縣神戸市御崎町一丁目一番地			
---	-----------------	--	--	--

東洋燐寸健康保險組合	丁目二番地 從タル事務所 兵庫縣神戸市兵庫下澤六丁目二番地 同縣同市兵庫中道通二丁目一番地 同縣同市兵庫大開通七丁目四番地 同縣同市兵庫松原通三丁目八番地 同縣同市兵庫松原通七丁目二番地 同縣同市正慶町七番地 同縣同市千代田町第七百四十七番地 同縣下津名都生徳村第四千五百七十五番地	東洋燐寸株式會社	兵庫縣神戸市兵庫下澤通六丁目二番地	大正十五年十二月二十三日
川崎造船所健康保險組合	主タル事務所 兵庫縣神戸市東川崎町二丁目十四番地 從タル事務所 兵庫縣神戸市和田山通一丁目一番地 兵庫縣神戸市臨濱町三丁目五十三番地 兵庫縣神戸市臨濱町一丁目三十一番地	株式會社川崎造船所	兵庫縣神戸市東川崎町二丁目十四番地	大正十五年十二月二十三日
神戶製鋼所健康保險組合	主タル事務所 兵庫縣西宮市字泉二千二百四番地 從タル事務所 大阪府大阪市西淀川區傳法町南三丁目二百番地 兵庫縣姫路市天神町四十九番地	株式會社神戶製鋼所	兵庫縣神戸市臨濱町一丁目三十一番地	大正十五年十二月二十三日
內外綿健康保險組合	主タル事務所 兵庫縣西宮市字泉二千二百四番地 從タル事務所 大阪府大阪市西淀川區傳法町南三丁目二百番地 兵庫縣姫路市天神町四十九番地	株式會社	大阪府大阪市北區堂島北町四十一番地	大正十五年十二月二十三日
日本毛織姫路工場健康保險組合	兵庫縣姫路市西出町六百九十一番屋敷	株式會社	兵庫縣神戸市西出町六百九十一番屋敷	昭和元年十二月二十五日

日本毛織印南郡米田村船頭四	同	日本毛織株式本社	兵庫縣神戸市西出町六百九十一番屋敷	昭和元年十二月二十五日
日本毛織加古川工場健康保險組合	同	同	兵庫縣加古川郡加古川町二百六十九番地	昭和元年十二月二十五日
日本電線製造株式會社健康保險組合	主タル事務所 兵庫縣尼崎市大洲村字新城屋百四十四番地	日本電線製造株式會社	兵庫縣尼崎市大洲村字新城屋百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
森永製菓塚口福崎工場健康保險組合	主タル事務所 兵庫縣川邊郡園田村上坂部四百番地 從タル事務所 兵庫縣神崎郡福崎町福崎新四百二番地	森永製菓株式會社	東京府東京市芝區田町一丁目十二番地	昭和元年十二月二十五日
三菱內燃機神戸健康保險組合	兵庫縣神戸市和田崎町三丁目	三菱內燃機株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	昭和元年十二月二十五日
小口組和田山健康保險組合	兵庫縣養父郡大藏村東谷二百二十番地	小口組製絲業	長野縣諏訪郡平野村三千八百五十一番地	昭和元年十二月二十五日
三菱電機神戸健康保險組合	兵庫縣神戸市和田崎町三丁目	三菱電機株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	昭和元年十二月二十七日
三菱造船神戸健康保險組合	兵庫縣神戸市和田崎町三丁目	三菱造船株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	昭和元年十二月二十七日

長崎縣ノ部

松島炭礦健康保險組合	長崎縣西彼杵郡松島村二千五百三十二番地	松島炭礦株式會社	長崎縣西彼杵郡松島村二千五百三十二番地	大正十五年十二月二十一日
三菱高島健康保險組合	長崎縣西彼杵郡高島村字二子 從タル事務所 同縣同郡高濱村字端島	三菱績業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
長紡本社健康保險組合	長崎縣長崎市幸町一丁目一番地	長崎紡織株式會社	長崎縣長崎市幸町一丁目一番地	大正十五年十二月二十三日
三菱長崎兵器健康保險組合	長崎縣長崎市茂里町四十番地	三菱造船株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	昭和元年十二月二十五日

三菱造船長崎健康保險組	長崎縣長崎市飽浦町一丁目	三菱造船株式會社	東京府東京市鶴町區八重洲	昭和元年十二月二十五日
三菱電機長崎健康保險組	長崎縣長崎市飽浦町一丁目	同	同	昭和元年十二月二十五日
九州炭礦汽船崎戶健康保險組	長崎縣西彼杵郡崎戶村磯浦	九州炭礦汽船株式會社	同	昭和元年十二月二十八日

新潟縣ノ部

三菱佐渡健康保險組合	主タル事務所 新潟縣佐渡郡相川町字北澤 二番地	三菱礦業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
電化青海工場健康保險組	同縣同郡高千村字入川二千 百八十六番地	電氣化學工業株式會社	東京府東京市京橋區疊町八 番地	昭和元年十二月二十七日

埼玉縣ノ部

日本製麻浦和工場健康保險組合	埼玉縣北足立郡浦和町字矢 頭六百二十七番地	日本製麻株式會社	東京府東京市有樂町一丁目 一番地	大正十五年十二月二十日
富士瓦斯紡績本庄工場健康保險組合	埼玉縣兒玉郡本庄町千六百 七十番地	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁 目百五十番地	大正十五年十二月二十二日

群馬縣ノ部

日本絹燃健康保險組合	群馬縣桐生市大字安樂土千 八百二十番地	日本絹燃株式會社	群馬縣桐生市大字安樂土千 八百二十番地	大正十五年十二月十三日
中島飛行機製作所健康保險組合	群馬縣新田郡太田町大字太 田七百四十七番地	中島飛行機製作所	群馬縣新田郡太田町大字太 田七百四十七番地	大正十五年十二月十三日

原富國製糖所健康保險組	主タル事務所 群馬縣北甘樂郡富岡町大字 富岡一番地	原製糖部	神奈川縣橫濱市辨天通三丁 目四十九番地	大正十五年十二月二十日
-------------	---------------------------------	------	------------------------	-------------

千葉縣ノ部

野田醬油第一健康保險組	千葉縣東葛飾郡野田町上花 輪八百六十九番地	野田醬油株式會社	千葉縣東葛飾郡野田町野田 三百三十九番地	大正十五年十一月二十九日
野田醬油第二健康保險組	千葉縣東葛飾郡野田町百十 番地	同	同	同
ヤマサ健康保險組合	千葉縣海上郡銚子町イノ五 百五十番地	濱口儀兵衛醬油醸造工場	千葉縣海上郡銚子町イノ五 百五十番地	大正十五年十二月二十日
ヒゲタ健康保險組合	主タル事務所 千葉縣海上郡銚子町八ノ二 十九番地	銚子醬油株式會社	千葉縣海上郡本銚子町二百 八十五番地	大正十五年十二月二十日

茨城縣ノ部

日立鑛山健康保險組合	主タル事務所 茨城縣多賀郡日立町大字宮 田三千四百五十三番地	久原鑛業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	大正十五年十二月十八日
------------	--------------------------------------	----------	-------------------------	-------------

大倉續業無煙炭礦健康保險組合	主事務所 茨城縣多賀郡南中郷村大字石岡八百六十五番地 支店 茨城縣多賀郡華川村大字小豆畑三十一番地	大倉續業株式會社	東京府東京市京橋區銀座二丁目七番地	大正十五年十二月二十二日
大日本炭礦高嶽健康保險組合	主事務所 茨城縣多賀郡松原町大字秋山二千七百七十四番地 支店 茨城縣多賀郡日立町大字宮田	大日本炭礦株式會社	東京府東京市日本橋區本革屋町五番地 東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日 大正十五年十二月二十三日
帝國製麻廣沼健康保險組合	栃木縣上郡那賀郡鹿沼町大字府所二百六十六番地	帝國製麻株式會社	東京府東京市日本橋區裏河岸自第十七號至第二十號	大正十五年十二月十八日
明治紡織株式會社健康保險組合	栃木縣足利郡御厨町大字福居千五百五十七番地	明治紡織株式會社	栃木縣足利郡御厨町大字福居千五百五十七番地	大正十五年十二月二十日
足利紡織株式會社健康保險組合	栃木縣足利郡山邊村六百番地	足利紡織株式會社	東京府東京市日本橋區芳町十一番地	大正十五年十二月二十日
日光電氣精銅所健康保險組合	栃木縣上郡那賀郡日光町大字清瀬五百番地	古河電氣工業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十一日
足尾銅山健康保險組合	主事務所 栃木縣上郡那賀郡足尾町五千五百八十八番地 支店 群馬縣利根郡赤城根町大字根利山千八百一十一番地	同	同	大正十五年十二月二十一日

栃木縣ノ部

奈良縣ノ部

五條製絲健康保險組合	奈良縣宇智郡牧野村大字釜窪百七番地	五條製絲株式會社	奈良縣宇智郡牧野村大字釜窪百七番地	大正十五年十二月二十二日
宮川モスリン株式會社健康保險組合	三重縣度會郡小俣村二千五百五十番地	宮川モスリン株式會社	三重縣度會郡小俣村二千五百五十番地	大正十五年十二月二十日
關西製絲健康保險組合	主事務所 三重縣津市大字津興柳山三十三番屋敷 支店 三重縣飯南郡神戶村大字宇垣鼻六百三十三番地 同縣一志郡高岡村大字高野百二十四番屋敷ノ一 同縣阿山郡上野町大字忍町二千五百十六番地	關西製絲株式會社	三重縣津市大字津興柳山三十三番屋敷	昭和元年十二月二十五日
愛知縣ノ部	日陶健康保險組合 主事務所 愛知縣名古屋市中區則武町字向五百十番地 支店 愛知縣名古屋市中區八熊町字上新谷二千三百八十八番地 支店 新瀨縣新瀨市沼垂字大山三千五百二十五番地 支店 福島縣郡山市字稻盛三十番地	日本陶器株式會社	愛知縣名古屋市中區則武町字向五百十番地	大正十五年十二月四日
名紡健康保險組合	主事務所 愛知縣名古屋市中區八熊町字上新谷二千三百八十八番地 支店 新瀨縣新瀨市沼垂字大山三千五百二十五番地 支店 福島縣郡山市字稻盛三十番地	名古屋紡織株式會社	愛知縣名古屋市中區八熊町字上新谷二千三百八十八番地	大正十五年十二月十三日
日本母子健康保險組合	愛知縣名古屋市中區熱田東町字竹々鼻三十六番地	日本母子株式會社	愛知縣名古屋市中區熱田東町字竹々鼻三十六番地	大正十五年十二月十三日
日清紡織株式會社健康保險組合	愛知縣額田郡岡崎町大字針崎字東カシ山田五番地	日清紡織株式會社	東京府南葛飾郡柴又町二丁目七十八番地	大正十五年十二月十八日

第三章 健康保險事務資料

日清紡績株式會社名古屋工場健康保險組合	愛知縣名古屋市中區豐田町字道徳	日清紡績株式會社	東京府南葛飾郡龜戸町二丁目七十八番地	大正十五年十二月十八日
豐田織機健康保險組合	愛知縣名古屋市中區島崎町一丁目	豐田式織機株式會社	愛知縣名古屋市中區島崎町一丁目	大正十五年十二月十八日
大日本麥酒株式會社名古屋工場健康保險組合	愛知縣名古屋市中區千種町字千種一	大日本麥酒株式會社	東京府荏原郡目黒町大字三田二百四十七番地	大正十五年十二月二十日
菊井紡績健康保險組合	愛知縣名古屋市中區米野町字額々島二十九番地	菊井紡績株式會社	愛知縣名古屋市中區米野町字額々島二十九番地	大正十五年十二月二十日
豐田紡績健康保險組合	愛知縣名古屋市中區榮生町字米田千七百十六番地	豐田紡績株式會社	愛知縣名古屋市中區榮生町字米田千七百十六番地	大正十五年十二月二十日
服部櫻田健康保險組合	愛知縣名古屋市中區櫻田町十五番地	株式會社服部商店	愛知縣名古屋市中區宮町一丁目十一番地	大正十五年十二月二十日
順部熱田健康保險組合	愛知縣名古屋市中區熱田町字東起十八番地	同	同	大正十五年十二月二十日
帝國健康保險組合	愛知縣名古屋市中區上名古屋町白二十一番戸	帝國纖維物株式會社	愛知縣名古屋市中區上名古屋町百二十一番戸	大正十五年十二月二十一日
內外紡績健康保險組合	愛知縣名古屋市中區瑞穂町字五反田八十八番地	內外紡績株式會社	愛知縣名古屋市中區瑞穂町字五反田八十八番地	大正十五年十二月二十一日
日本車輛健康保險組合	愛知縣名古屋市中區熱田東町字梅ノ木三十三番地	日本車輛製造株式會社	愛知縣名古屋市中區熱田東町字梅ノ木三十三番地	大正十五年十二月二十一日
丸織健康保險組合	愛知縣名古屋市中區千種町字高見三十五番地	愛知織物株式會社	愛知縣名古屋市中區千種町字高見三十五番地	大正十五年十二月二十一日

岡本健康保險組合	愛知縣名古屋市中區御器所町字上島田十一番地	株式會社岡本自動車製作所	愛知縣名古屋市中區御器所町字上島田十一番地	大正十五年十二月二十一日
金子製絲工場健康保險組合	愛知縣豐橋市市東區新町九十番地	金子製絲工場	愛知縣豐橋市市東區新町九十番地	大正十五年十二月二十一日
大林製絲所健康保險組合	愛知縣豐橋市市東區下飯田二十二番地	大林製絲所	愛知縣豐橋市市東區下飯田二十二番地	大正十五年十二月二十一日
東京モスリン名古屋健康保險組合	愛知縣名古屋市中區下飯田町字九百番地	東京モスリン紡績株式會社	東京府南葛飾郡吾妻町大字請地六百五十一番地	大正十五年十二月二十二日
富士瓦斯紡績名古屋工場健康保險組合	愛知縣西春日井郡西枇杷島町大字下小田井字子新田一	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	大正十五年十二月二十二日
名陶弦月健康保險組合	愛知縣名古屋市中區千種町字月百三十二番地	株式會社名古屋製陶所	愛知縣名古屋市中區茅野町三丁目七番地及八番地	大正十五年十二月二十二日
鈴木バイオリン工場健康保險組合	愛知縣名古屋市中區松山町四十三番地	鈴木バイオリン工場	愛知縣名古屋市中區松山町四十三番地	大正十五年十二月二十二日
近藤紡績健康保險組合	愛知縣名古屋市中區呼続町字額々島二十九番地	株式會社近藤紡績所	愛知縣名古屋市中區呼続町字額々島二十九番地	大正十五年十二月二十三日
原名古屋製絲所健康保險組合	愛知縣名古屋市中區田幡町八百四十番地	原製絲所	神奈川縣橫濱市神田通三丁目四十九番地	昭和元年十二月二十五日
三菱內燃機名古屋健康保險組合	愛知縣名古屋市中區大江町七番地	三菱內燃機株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	昭和元年十二月二十五日
日本毛織名古屋工場健康保險組合	愛知縣名古屋市中區岩塚町字一軒立切三十五番地	日本毛織株式會社	兵庫縣神戸市西出町六百九十一番屋敷	昭和元年十二月二十五日

三菱電機名古屋健康保險組合	愛知縣名古屋市中區矢田町	三菱電機株式會社	東京府東京市麩町區八重洲	昭和元年
愛知時計電機健康保險組合	愛知縣名古屋市中區千代町	愛知時計電機株式會社	東京府東京市麩町區千代町	昭和元年
名陶芳野健康保險組合	愛知縣名古屋市中區東區芳野町二丁目七番地及八番地	株式會社名古屋製陶所	愛知縣名古屋市中區東區芳野町二丁目七番地及八番地	大正十五年

靜岡縣ノ部

日清紡績株式會社濱松工場健康保險組合	靜岡縣濱名郡北濱村大字貫布彌一千二百番地	日清紡績株式會社	東京府南葛飾郡龜戶町二丁目七十八番地	大正十五年
東洋モスリン靜岡工場健康保險組合	靜岡縣安宿郡豐田村小黒二百八番地	東洋モスリン株式會社	東京府南葛飾郡龜戶町七丁目五十五番地	大正十五年
富士瓦斯紡績小山工場健康保險組合	靜岡縣駿東郡小山町小山四十七番地	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	大正十五年
東京モスリン沼津健康保險組合	靜岡縣駿東郡清水村大字伏見字泉頭六十七番地	東京モスリン紡績株式會社	東京府南葛飾郡香取町大字請地六百五十一番地	大正十五年

滋賀縣ノ部

帝國製麻大津健康保險組合	滋賀縣大津市松本二番地	帝國製麻株式會社	東京府東京市日本橋區裏河岸自第十七號至第二十號	大正十五年
日本ビロード株式會社健康保險組合	滋賀縣坂田郡南郷里村大字七條十八番地	日本ビロード株式會社	滋賀縣坂田郡南郷里村大字七條十八番地	大正十五年
近江絹絲健康保險組合	滋賀縣犬上郡彦根町大字西馬場百四番地	近江絹絲紡績株式會社	滋賀縣犬上郡彦根町大字西馬場百四番地	大正十五年
旭絹織所工場健康保險組合	滋賀縣坂田郡北郷里村大字石田五百三十三番地	旭絹織株式會社	大阪府大阪市西區江戶堀南通一丁目十三番地	昭和元年

近江ヱルベツト健康保險組合	從タル事務所 滋賀縣坂田郡東黒田村大字北方千二十六番地 同縣同郡同村大字志賀谷千四十四番地 同縣東淺井郡湯田村大字尊野百二十一番地	近江ヱルベツト株式會社	滋賀縣坂田郡北郷里村大字石田六百五十三番地	昭和元年 十二月二十五日
---------------	--	-------------	-----------------------	-----------------

岐阜縣ノ部

三井神岡健康保險組合	岐阜縣吉城郡船津町大字鹿間三百五十二番地	三井礦山株式會社	東京府東京市日本橋區駿河町一丁目	大正十五年
日本毛織健康保險組合	岐阜縣稲葉郡本莊村大字兩躰四百五十番地	日本毛織株式會社	岐阜縣稲葉郡本莊村大字兩躰四百五十番地	大正十五年
東京毛織大垣健康保險組合	岐阜縣大垣市室村町四百三十一番地	東京毛織株式會社	東京府東京市麩町區永樂町一丁目二番地	大正十五年
富士瓦斯紡績岐阜工場健康保險組合	岐阜縣稻葉郡加納町大字下加納二千三百三十番地	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	大正十五年
日本毛織岐阜工場健康保險組合	岐阜縣岐阜市城田町三丁目八百三十三番地	日本毛織株式會社	兵庫縣神戸市西出町六百九十一番地	昭和元年 十二月二十五日

宮城縣ノ部

旭紡織仙臺工場健康保險組合	宮城縣名取郡馬町長町字八本松三番地	旭紡織株式會社	東京府東京市日本橋區本町三丁目二十一番地	大正十五年 十二月二十二日
---------------	-------------------	---------	----------------------	------------------

福島縣ノ部

入山健康保險組合	福島縣石城郡湯本町大字湯本字向田二十番地	入山採炭株式會社	東京府東京市京橋區銀座二丁目七番地	大正十五年 十二月十八日
三井湯本健康保險組合	福島縣石城郡湯本町大字藤原字奴加利澤六番地	三井礦山株式會社	東京府東京市日本橋區駿河町一丁目	大正十五年 十二月二十一日
古河好同炭礦健康保險組合	福島縣石城郡好向村大字上好向字岸五十八番地	古河礦業株式會社	東京府東京市麩町區八重洲町一丁目一丁目一番地	大正十五年 十二月二十二日

日清紡績株式會社高岡工場健康保險組合	高山縣射水郡橫田村大字橫田八十一番地	日清紡績株式會社	東京府南葛飾郡龜戶町二丁目七十八番地	大正十五年十二月十八日
戶出織物健康保險組合	富山縣西礪波郡戶出町戶出四千八十九番地	戶出織物株式會社	富山縣西礪波郡戶出町戶出四千八十九番地	昭和元年十二月二十五日

岡山縣ノ部

榑原礦山健康保險組合	岡山縣久米郡吉田村大字久木八十九番地	藤田礦業株式會社	大阪府大阪市北區堂島北町二丁目二十番地	大正十五年十二月二十日
三井造船所健康保險組合	岡山縣兒島郡日比町大字三十番地	三井物產株式會社	東京府東京市日本橋區本町二丁目一番地	大正十五年十二月二十一日
三菱吉岡健康保險組合	主事務所岡山縣川上郡吹屋町大字坂本千三百三十一番地ノ二從事務所同縣後月郡三原村大字東三原九百六十一番地愛媛縣喜多郡出海村乙千三百九十番地	三菱礦業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十三日
倉紡健康保險組合	主事務所岡山縣都窪郡倉敷町六百五十一番地從事務所岡山縣都窪郡倉敷町千二百七番地同縣同郡萬壽村大字濱二百番地同縣同郡早島町大字早島千四百七十二番地同縣淺口郡玉島町大字乙島九百三十六番地ノ一同縣岡山市北方四百四十番地香川縣高松市松島町六百七十八番地	倉敷紡績株式會社	岡山縣都窪郡倉敷町六百五十一番地	大正十五年十二月二十三日

廣島縣ノ部

日本製鋼所廣島健康保險組合	廣島縣安藝郡仁保村字延命千六百八十一番地	株式會社日本製鋼所	東京府東京市日本橋區本町屋町五番地	大正十五年十二月十三日
帝國人廣島健康保險組合	廣島縣廣島市千田町沖三ノ割千九百九番地	帝國人造絹絲株式會社	兵庫縣神戸市海岸通十番地	昭和元年十二月二十七日

山口縣ノ部

日本火藥健康保險組合	山口縣厚狹郡厚狹町大字郡第二千三百番地	日本火藥製造株式會社	東京府東京市麹町區永樂町一丁目一番地	大正十五年十二月十七日
小野田セメント本社健康保險組合	山口縣厚狹郡小野田町六千二百七十六番地	小野田セメント株式會社	山口縣厚狹郡小野田町六千二百七十六番地	大正十五年十二月二十日
沖ノ山健康保險組合	同縣宇部市大字小串字沖ノ山千九百七十九番地	沖ノ山炭礦	同縣宇部市大字小串字沖ノ山千九百七十九番地	大正十五年十二月二十一日
日本紙業藥防工場健康保險組合	同縣玖珂郡和木村大字瀨田字瀨田口第四百十九番地	日本紙業株式會社	東京府東京市四谷區元町五十九番地	大正十五年十二月二十一日
東見初炭健康保險組合	同縣宇部市大字沖字部第五百四十一番地ノ一	東見初炭礦	山口縣宇部市大字沖字部第五百四十一番地ノ一	大正十五年十二月二十三日
沖見初炭健康保險組合	同縣宇部市沖字部千五百三十一番地	沖見初炭坑株式會社	同縣下關市觀音崎町五番地	大正十五年十二月二十三日
宇部紡績株式會社健康保險組合	同縣同市中字部七百六十八番地	宇部紡績株式會社	同縣宇部市大字ノ字部七百六十八番地	大正十五年十二月二十三日
株式會社日立製作所笠戶工場健康保險組合	同縣都濃郡下松町大字東豐井字宮ノ洲六百四十九番地	株式會社日立製作所	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	昭和元年十二月二十五日

三菱造船産島健康保險組合	山口縣豐浦郡彦島町	三菱造船株式會社	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	昭和元年 十二月二十五日
--------------	-----------	----------	-------------------------	-----------------

和歌山縣ノ部

和紡健康保險組合	和歌山縣和歌山市傳法橋南ノ丁一番地	和歌山紡織株式會社	和歌山縣和歌山市傳法橋南ノ丁一番地	大正十五年 十二月二十日
内海紡織健康保險組合	主タル事務所 和歌山縣海草郡内海町大字 名高八番地 從タル事務所 同縣有田郡廣村大字廣九百 三十五番地 大阪府泉南郡尾崎村四百十 四番地	内海紡織株式會社	和歌山縣海草郡内海町大字 名高八番地	昭和元年 十二月二十五日
松太健康保險組合	主タル事務所 和歌山縣和歌山市元町奉行 町二丁目十二番地 從タル事務所 同縣同市同町奉行町一丁目 八番地 同縣海草郡雜賀村大字字須 三百十番地	松太綿布株式會社	和歌山縣和歌山市元町奉行 町二丁目十二番地	昭和元年 十二月二十五日

香川縣ノ部

三菱直島健康保險組合	香川縣香川郡直島村四千四十九番地ノ二	三菱織業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	大正十五年 十二月二十二日
愛媛縣ノ部				
住友出島健康保險組合	愛媛縣居郡角野村大字立 川山六百三十四番地ノ二	住友合資會社	大阪府大阪市東區北濱五丁 目二十二番地	大正十五年 十二月二十一日
住友四阪島健康保險組合	愛媛縣越智郡宮窪村大字友 浦十三番地	同	同	同

高知縣ノ部

住友新居濱健康保險組合	愛媛縣新居郡新居濱町乙一 番地ノ一	住友合資會社	大阪府大阪市東區北濱五丁 目二十二番地	大正十五年 十二月二十一日
住友東平健康保險組合	愛媛縣新居郡角野村大字立 川山六百五十四番地ノ二十 二	同	同	大正十五年 十二月二十一日
住友肥料健康保險組合	愛媛縣新居郡新居濱町乙三 十一番地	株式會社住友肥料製造所	同	大正十五年 十二月二十一日
白瀧嶺山健康保險組合	高知縣土佐郡大川村朝谷百 二十六番地	久原織業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲 町一丁目一番地	大正十五年 十二月三十日
土佐セメント健康保險組 合	高知縣高知市湖江五千三百 四十七番地	土佐セメント株式會社	高知縣高知市湖江五千三百 四十七番地	大正十五年 十二月二十三日

福岡縣ノ部

明治織業高田健康保險組 合	主タル事務所 福岡縣糟屋郡勢門村大字津 波黒四百四十五番地 從タル事務所 福岡縣糟屋郡勢門村大字田 中三百三十番地 同縣同郡久原村千五百五十五 番地	明治織業株式會社	福岡縣戶畑市大字戶畑二百 四番地	大正十五年 十二月二十日
住友忠隈炭坑健康保險組 合	福岡縣嘉穂郡穂波村大字忠 隈五十一番地	住友合資會社	大阪府大阪市東區北濱町五 丁目二十二番地	大正十五年 十二月二十日
大日本麥酒株式會社博多 工場健康保險組合	同縣筑紫郡那珂村大字那珂 千二百三十番地	大日本麥酒株式會社	東京府原郡目黒村大字三 田二百四十七番地	大正十五年 十二月二十日
三井山野健康保險組合	福岡縣嘉穂郡稻葉村大字山 野二千五番地	三井織山株式會社	東京府東京市日本橋區鬮河 町一番地	大正十五年 十二月二十一日
三井三池健康保險組合	福岡縣大牟田市有明町六十 九番地	同	同	大正十五年 十二月二十一日
福岡縣嘉穂郡飯塚町大字立 主タル事務所	福岡縣嘉穂郡飯塚町大字立 主タル事務所			

株式會社麻生商店健康保險組合	岩千九百番地 從タル事務所 福岡縣嘉穂郡飯塚町大字下三番地ノ一 同縣同郡同町上三番地四百七十七番地 同縣同郡桂川村大字豆田二百六十六番地 同縣同郡同村大字吉限十二番地 同縣同郡庄内村大字綱分八百七十六番地 同縣同郡同村大字赤坂五百九十一番地	株式會社麻生商店	福岡縣嘉穂郡飯塚町大字立岩千九百番地	大正十五年十二月二十一日
明治續業赤池健康保險組合	福岡縣田川郡上野村大字赤池四百三十二番地 主タル事務所 福岡縣田川郡糸田村二千一 番地 從タル事務所 福岡縣田川郡金川村大字楠字西ヶ浦二千八十三番地	明治續業株式會社	福岡縣戶畑市大字戶畑二百四番地	大正十五年十二月二十一日
明治續業豐岡健康保險組合	主タル事務所 泉千三百二十三番地 從タル事務所 福岡縣嘉穂郡田村大字勢田二百八十四番地 同縣同郡同村大字同二千五百九十四番地 同縣同郡同村大字下境三千九百九十番地ノ四	同	同	大正十五年十二月二十一日
明治續業明治健康保險組合	主タル事務所 福岡縣鞍手郡直方町大字上新入 從タル事務所	同	同	同

三菱礦業健康保險組合	福岡縣鞍手郡直方町大字上新入 同縣同郡飯塚町大字餘田 同縣同郡山田町大字上山田 同縣田川郡方城村大字伊方 同縣八幡市枝光港町三丁目 福岡縣田川郡後藤寺町大字奈具千八百五十三番地 主タル事務所 福岡縣鞍手郡野村大字新多	三菱礦業株式會社	東京府東京市日本橋區駿河町一丁目一番地	大正十五年十二月二十一日
三井田川健康保險組合	古河目尾採炭所健康保險組合	古河礦業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十二日
古河目尾採炭所健康保險組合	尾同縣同郡同町大字吉北字壁頭	同	同	同
古河下山田採炭所健康保險組合	福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田	同	同	同
淺野製鋼健康保險組合	福岡縣小倉市許斐町一番地	株式會社淺野小倉製鋼所	福岡縣小倉市許斐町一番地	大正十五年十二月二十三日
九軌健康保險組合	福岡縣小倉市京町三百五十八番地ノ二	九州電氣軌道株式會社	福岡縣小倉市京町三百五十八番地ノ二	大正十五年十二月二十三日
飯塚礦業所健康保險組合	福岡縣嘉穂郡波村大字平垣百九十五番地	中島礦業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目一番地	大正十五年十二月二十三日
安田商事健康保險組合	福岡縣八幡市村光千七百六十番地	安田商事株式會社	東京府東京市麹町區永樂町三丁目十番地	大正十五年十二月二十四日
久恒漆生炭礦健康保險組合	福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛隈二千五百十三番地ノ二	久恒礦業株式會社	福岡縣嘉穂郡山田町大字熊ヶ畑二千八十八番地	大正十五年十二月二十五日
藏內健康保險組合	福岡縣田川郡添田町大字庄九百五十番地 主タル事務所 福岡縣遠賀郡中間町大字中同七千四百九十二番地 從タル事務所	藏內礦業株式會社	福岡縣田川郡添田町大字庄九百五十番地	昭和元年十二月二十五日

大正續業株式會社健康保險組合	福岡縣遠賀郡中間町大字中問七千八百八番地	大正續業株式會社	福岡縣遠賀郡中間町大字中問七千四百九十二番地	昭和元年十二月二十五日
東陶健康保險組合	同縣同郡同町同四千六十四番地	東洋陶器株式會社	同縣同郡同町同四千六十四番地	昭和元年十二月二十五日
大辻炭礦健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	大辻炭礦株式會社	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
淺野セメント門司支店健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	淺野セメント株式會社	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
海軍炭礦健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	海軍燃料廠探炭部	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
帝國炭業木尾瀨健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	帝國炭業株式會社	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
帝國炭業御徳健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	同	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
帝國炭業中山田健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	同	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
帝國炭業起行小松健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	同	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
製鐵所二瀬出張所健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	製鐵所	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
電北大牟田工場健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	電氣化學工業株式會社	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日
貝島大ノ浦炭礦健康保險組合	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	貝島合名會社	同縣同郡同町同四千六百四十四番地	昭和元年十二月二十五日

三好健康保險組合	主タル事務所 福岡縣遠賀郡水卷村大字頃末一三四二番地	三好續業株式會社	福岡縣遠賀郡水卷村大字頃末一三四二番地	昭和元年十二月二十八日
大君健康保險組合	主タル事務所 福岡縣遠賀郡水卷村大字頃末一三四二番地	大君續業株式會社	福岡縣遠賀郡水卷村大字頃末一三四二番地	昭和元年十二月二十一日

佐賀縣ノ部	大分縣ノ部	久原續業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲一丁目一番地	大正十五年十二月十三日
佐賀縣東松浦郡相知村	大分縣北海郡佐賀町大字字關三ノ三千三百八十二番地	富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大島町五丁目百十五番地	大正十五年十二月二十二日
佐賀縣東松浦郡北波多村	大分縣下毛郡中津町大字島田百三十四番地	同	同	大正十五年十二月二十二日
三菱唐津健康保險組合	佐賀縣東松浦郡相知村	三菱續業株式會社	東京府東京市麹町區八重洲町一丁目番地	大正十五年十二月二十二日

府縣別名
北海道 東北 東京 大阪 神奈川 兵庫 長崎 新潟 埼玉 群馬 千葉

府縣別名	組合數	被保險者數
北海道	一三	三〇、六四九
東北	四七	九二、五三二
東京	五	一五、九〇八
大阪	五三	二〇二、二八九
神奈川	一二	二四、九六七
兵庫	二四	九七、四九五
長崎	七	二四、九二一
新潟	二	一、四二一
埼玉	二	一、四〇五
群馬	三	二、三二七
千葉	四	三、八五九

府縣別名
茨城 栃木 奈良 三重 愛知 靜岡 山梨 滋賀 岐阜 長野 宮城

府縣別名	組合數	被保險者數
茨城	四	九、三六五
栃木	五	八、六五九
奈良	一	三三〇
三重	二	二、四二〇
愛知	二九	四二、三九三
靜岡	四	一二、七一〇
山梨	一	一、二七〇
滋賀	五	五、一一二
岐阜	五	六、七八四
長野	一	一、八四〇
宮城	三〇三	一、八四〇

十 府縣別認可組合數並被保險者一覽表

(昭和二年一月現在)
社 會 局 調

府縣別名	組合數	被保險者數
福岡	二	三三
大分	一	三
佐賀	一	一
熊本	一	一
熊崎	一	一
宮崎	一	一
鹿兒	一	一
沖繩	一	一
合計	一二五	三一

山梨 岐阜 長野 宮城 福島 岩手 青森 山形 秋田 福井 石川 富山 島根 島嶼 岡山 廣島 山口 和歌山 德島 香川 愛媛 高知

山梨	一	一
岐阜	一	一
長野	一	一
宮城	一	一
福島	一	一
岩手	一	一
青森	一	一
山形	一	一
秋田	一	一
福井	一	一
石川	一	一
富山	一	一
島根	一	一
島嶼	一	一
岡山	一	一
廣島	一	一
山口	一	一
和歌山	一	一
德島	一	一
香川	一	一
愛媛	一	一
高知	一	一

健康保險業務要覽

山廣岡島島富石福秋山青岩福	口島山根取山川井田形森手島	九二四 三二二 三一 二六	一七、三〇四 三、五五二
---------------	---------------	---------------------	-----------------

合沖鹿宮熊佐大福高愛香德和	計繩島崎本賀分岡知媛川島山	三一 一 一 二 一 五 三 三 二 五 一 三	八二一、四五四 九、一五三
---------------	---------------	----------------------------	------------------

十一 健康保險署所在地一覽表

保險署名	所在地
札幌健康保險署	札幌市北四條西三丁目
函館健康保險署	函館市蓬萊町一五三
旭川健康保險署	旭川市一條通十二丁目
釧路健康保險署	釧路市大字釧路村西帶舞四四
東京健康保險署	東京市麹町區元衛町一社會局内
京都健康保險署	京都市下京區烏丸通六角下ル七觀音町千代田火災保險株式會社京都支店內

保險署名	所在地
大阪健康保險署	大阪市西區本町通二丁目住友銀行川口ビルディング内
神奈川健康保險署	橫濱市高島町甲三五ノ二神奈川縣區濟會
兵庫健康保險署	神戸市榮町通三丁目十二番ノ二地十四番屋敷
長崎健康保險署	長崎市櫻町
新潟健康保險署	新潟市東區通拾番町一、七三〇

埼玉健康保險署	北足立郡浦和町
群馬健康保險署	前橋市曲輪町甲ノ一〇五
千葉健康保險署	千葉市寒川町縣廳構内縣農會
茨城健康保險署	水戸市大字下市東橋町
栃木健康保險署	宮都宮市縣會議事堂内
奈良健康保險署	奈良市川ノ上突抜町一八
三重健康保險署	安濃郡新町
愛知健康保險署	名古屋市中區御器所町
靜岡健康保險署	靜岡市追手町御用邸内
山梨健康保險署	甲府市百石町
滋賀健康保險署	大津市神出別町
岐阜健康保險署	岐阜市縣廳構内
長野健康保險署	長野市綠町
宮城健康保險署	仙臺市國分町一六八
福島健康保險署	福島市大字後田字田尻八
岩手健康保險署	盛岡市内丸
青森健康保險署	青森市大字大野
山形健康保險署	山形市縣廳構内
秋田健康保險署	秋田市牛島町
福井健康保險署	足羽郡木田村

石川健康保險署	金澤市兼六公園内
富山健康保險署	富山市山王町
鳥取健康保險署	鳥取市東町
島根健康保險署	松江市天神町
岡山健康保險署	岡山市廣井
廣島健康保險署	廣島市天神町
山口健康保險署	吉敷郡山口町
和歌山健康保險署	海草郡宮前村
德島健康保險署	德島市寺島町
香川健康保險署	高松市藤塚町
愛媛健康保險署	松山市大字小坂
高知健康保險署	高知市堺町
福岡健康保險署	糟屋郡箱崎町
大分健康保險署	大分市荷揚町
佐賀健康保險署	佐賀市松原町
熊本健康保險署	熊本市
宮崎健康保險署	宮崎市
鹿兒島健康保險署	鹿兒島市長田町
沖繩健康保險署	那覇市若狹町二丁目

十二 健康保險審查會ノ名稱、位置及管轄區域一覽表

(大正十五年十一月二十日)
內務省告示第七十四號

第一次健康保險審查會

名稱	位置	管轄區域
札幌第一次健康保險審查會	北海道札幌市	札幌市、小樽市、室蘭市、石狩支庁管内、後志支庁管内、空知支庁管内、釧路支庁管内、浦河支庁管内
函館第一次健康保險審查會	北海道函館市	函館市、渡島支庁管内、檜山支庁管内
旭川第一次健康保險審查會	北海道旭川市	旭川市、上川支庁管内、留萌支庁管内、宗谷支庁管内、網走支庁管内
釧路第一次健康保險審查會	北海道釧路市	釧路市、釧路支庁管内、河西支庁管内、根室支庁管内
東京第一次健康保險審查會	東京都東京市	東京都
京都第一次健康保險審查會	京都府京都市	京都府
大阪第一次健康保險審查會	大阪府大阪市	大阪府
神奈川第一次健康保險審查會	神奈川県横浜市	神奈川県
兵庫第一次健康保險審查會	兵庫県神戸市	兵庫県
長崎第一次健康保險審查會	長崎縣長崎市	長崎縣
新潟第一次健康保險審查會	新潟縣新潟市	新潟縣
埼玉第一次健康保險審查會	埼玉県北足立郡浦和町	埼玉縣
群馬第一次健康保險審查會	群馬縣前橋市	群馬縣
千葉第一次健康保險審查會	千葉縣千葉市	千葉縣
茨城第一次健康保險審查會	茨城縣水戸市	茨城縣
栃木第一次健康保險審查會	栃木縣宇都宮市	栃木縣
奈良第一次健康保險審查會	奈良縣奈良市	奈良縣
三重第一次健康保險審查會	三重縣津市	三重縣
愛知第一次健康保險審查會	愛知縣名古屋市	愛知縣
靜岡第一次健康保險審查會	靜岡縣靜岡市	靜岡縣
山梨第一次健康保險審查會	山梨縣甲府市	山梨縣
滋賀第一次健康保險審查會	滋賀縣大津市	滋賀縣
岐阜第一次健康保險審查會	岐阜縣岐阜市	岐阜縣
長野第一次健康保險審查會	長野縣長野市	長野縣
宮城第一次健康保險審查會	宮城縣仙台市	宮城縣
福島第一次健康保險審查會	福島縣福島市	福島縣
岩手第一次健康保險審查會	岩手縣盛岡市	岩手縣
青森第一次健康保險審查會	青森縣青森市	青森縣
山形第一次健康保險審查會	山形縣山形市	山形縣
秋田第一次健康保險審查會	秋田縣秋田市	秋田縣
宮崎第一次健康保險審查會	宮崎縣宮崎市	宮崎縣
鹿兒島第一次健康保險審查會	鹿兒島縣鹿兒島市	鹿兒島縣
沖繩第一次健康保險審查會	沖繩縣那霸市	沖繩

第二次健康保險審查會

名稱	位置	管轄區域
宮崎第一次健康保險審查會	宮崎縣宮崎市	宮崎縣
鹿兒島第一次健康保險審查會	鹿兒島縣鹿兒島市	鹿兒島縣
沖繩第一次健康保險審查會	沖繩縣那霸市	沖繩
東京第二次健康保險審查會	東京都東京市	北海道、東京府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣、山梨縣、山形縣、秋田縣、岩手縣、青森縣、宮城縣、福島縣、長野縣、岐阜縣、滋賀縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、德島縣、香川縣、高松縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣
大阪第二次健康保險審查會	大阪府大阪市	大阪府

第三次健康保險審查會

名稱	位置	管轄區域
第三次健康保險審查會	東京都東京市	北海道及各府縣

◎保費第四一〇號

大正十五年十二月十四日

各健康保險署長宛

社會局保險部長

十三 第一次健康保險審查會ノ書記ニ關スル件

明年一月一日ヨリ設置セラルヘキ第一次健康保險審查會ノ委員幹事及書記ノ定數別紙ノ通決定相成候而シテ書記ハ健康保險署ノ給付係又ハ給付課ニ勤務スル判任官ヲ以テ之ニ充ツル豫定ニ有之候ニ付テハ其地ニ設置セラルヘキ審查會ノ書記適任者ヲ來ル二十日迄ニ當局者ノ豫定ヲ以テ御内報相成度

追而幹事ハ健康保險署長ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ委員ハ地方長官ニ人選ヲ煩ス豫定ニ有之

第一次健康保險審查會ノ委員、幹事及書記ノ定數

會審名查	委員	計	幹事	書記
札 幌	官吏、公被保險者ヲ使 用スル者 議又ハ學 識経験ア ル者	三	一	一
函 館		三	一	一
旭 川		二	一	一
旭 路		二	一	一
東 京		三	一	一
京 都		三	一	一
計		九	三	三

會審名查	委員	計	幹事	書記
大 阪	官吏、公被保險者ヲ使 用スル者 議又ハ學 識経験ア ル者	三	一	一
神 奈 川		三	一	一
兵 庫		三	一	一
長 崎		三	一	一
新 潟		三	一	一
埼 玉		三	一	一
計		九	三	三

會審名查	委員	計	幹事	書記
群 馬	官吏、公被保險者ヲ使 用スル者 議又ハ學 識経験ア ル者	三	一	一
千 葉		二	一	一
茨 城		二	一	一
栃 木		二	一	一
茨 木		二	一	一
三 重		三	一	一
愛 知		三	一	一
靜 岡		三	一	一
山 梨		二	一	一
滋 賀		三	一	一
岐 阜		三	一	一
長 野		三	一	一
宮 城		二	一	一
福 島		三	一	一
岩 手		二	一	一
青 森		二	一	一
山 形		二	一	一
秋 田		二	一	一
福 井		二	一	一
石 川		二	一	一
計		六	二	二

會審名查	委員	計	幹事	書記
宮 山	官吏、公被保險者ヲ使 用スル者 議又ハ學 識経験ア ル者	二	一	一
鳥 取		二	一	一
島 根		二	一	一
島 山		三	一	一
岡 山		三	一	一
廣 島		三	一	一
山 口		三	一	一
和 歌 山		三	一	一
德 島		二	一	一
香 川		二	一	一
愛 媛		三	一	一
高 知		二	一	一
福 岡		三	一	一
大 分		二	一	一
佐 賀		三	一	一
熊 本		二	一	一
宮 崎		二	一	一
鹿 兒 島		二	一	一
沖 繩		二	一	一
計		五	一	一

第四章 健康保險醫療關係

一 政府對日本醫師會醫療契約要綱契約書並覺書

本契約ハ實施初年度分ニ屬ス、大正十五年十一月四日調印ヲ了シタルモノナルガ、年度毎ニ契約更新チナスヘシ。實施上特ニ不便ナル點ヲ除外原則トシテ本契約ヲ踏襲スルモノト思ハル

契約要綱

- 一 醫師會員中希望者カ健康保險ノ診療ニ從事スルコト
- 二 健康保險ノ療養ノ給付中、看護、被保險者ノ移送、及轉地療養ハ政府直接之ヲ行ヒ、其他一切ノ醫療ハ醫師會ニ於テ引受クルコト
- 三 入院ノ場合ニハ寢具、其他ノ設備及賄ハ醫師會之ヲ負擔スルコト
- 四 四里以内ノ往診ヲ爲シ、片道半里以内ノ往診ニハ車馬賃ヲ請求セサルコト
- 五 政府ハ毎月醫師會ニ報酬ヲ支拂フモノトシ、其額ハ被保險者數ニ七圓四十二錢六厘七毛ノ十二分ノ一ヲ乘シテ得タル額ヨリ官公立病院及藥劑師ニ支拂フヘキ額ヲ控除シタル殘額トス

契約書

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ診療(齒科診療ヲ除ク)ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 日本醫師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ疾病又ハ負傷ノ診療ヲ引請クルモノトス但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 日本醫師會ハ前條ノ診療ヲ爲ス爲私立ノ診療所ニ於テ診療ニ從事スル醫師ニ付診療擔當者ヲ定、被保險者ノ診療ニ支障ナカラシムルモノトス

第三條 診療擔當者ノ診療ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及キノ管轄區域内ニ住所ヲ有スル被保險者トス
緊急ノ場合又ハ被保險者カ其ノ屬スル健康保險署ノ署長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ診療擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ其ノ診療ヲ爲スモノトス

第四條 日本醫師會ノ引請クル診療ノ範圍左ノ如シ

- 一 診察(往診、宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ健康診斷ヲ含マズ)
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給(治療材料中矯正眼鏡、以外ノ眼鏡、松葉杖ノ類ヲ含ム)
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療(轉地療養ヲ含マズ)

第五條 日本醫師會ハ診療上必要ニ應シ被保險者ヲ病院ニ收容スルモノトス

第六條 政府ガ本契約ニ依リ日本醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フ毎月分ノ報酬額ハ金七圓四十二錢六厘七毛ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月末日現在ニ於ケル被保險者總數ヲ乘シテ得タル額ヨリ政府ニ於テ診療ヲ委託シタル官公立病院及藥劑師ニ支拂フヘキ其ノ月分ノ報酬額ヲ控除シタル額トス
前項ノ官公立病院又ハ藥劑師ニ支拂フヘキ報酬ノ額ハ政府ノ定メタル方法ニ依リ算定スルモノトス

第四章 健康保險醫療關係

政府ハ日本醫師會ニ支拂フヘキ毎月分ノ報酬ヲ第一項ニ依リ計算テ了シタル後遲滞ナク日本醫師會ニ支拂フモノトス

第七條 前條第一項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬ヲ日本醫師會ニ支拂ヒタル後政府カ官公立病院又ハ藥劑師ヨリ其ノ月分ノ報酬ニ付請求ヲ受ケタル時ハ天災其ノ他已ムテ得サル事由アリタル場合ニ限り其ノ金額ヲ便宜翌月分ノ報酬額ニ算入スルモノトス

第八條 日本醫師會ハ政府ノ支拂フ報酬ノ一部ヲ本契約ノ定ムル義務ヲ履行スル爲必要ナル事務ノ費用ニ充テムトスルトキハ其ノ額ヲ定メ計算ノ基礎ヲ明ニシ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第九條 日本醫師會ハ診療擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第十條 日本醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ヲ診療ノ引請ヲ履行スル爲必要ナル經營以外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第十一條 日本醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ニ關スル會計ヲ一般會計ト區別シ整理スルモノトス

第十二條 日本醫師會ハ前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ社會局ニ提出スルモノトス

第十三條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ診療ニ從事セシメ第十四條乃至第二十六條ニ定ムル事項ヲ遵守セシムルモノトス

第十四條 診療擔當者ハ健康保險法令ノ規定ニ從ヒ診療ニ從事スルモノトス

第十五條 診療擔當者ハ一回ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條 診療擔當者診療上被保險者ヲ病院ニ收容シ若ハ之ヲ移送シ又ハ被保險者ニ看護婦ヲ附スルノ必要アリト認

ムルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受ケ其ノ取計ヒテ爲スモノトス

診療擔當者ハ前項ノ移送又ハ看護ニ要シタル費用ニ付其ノ支拂ヲ受タヘキ者ニ對シ其ノ證明ヲ爲スモノトス

第十七條 診療擔當者被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムテ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提出ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ診療擔當者診療ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第十八條 診療擔當者被保險者ノ診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第十九條 診療擔當者健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ其ノ資格アルコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ書面ノ提示ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第二十條 診療擔當者健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

第二十一條 診療擔當者被保險者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シ之ヲ請求セサルモノトス

第二十二條 診療擔當者左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ健康保險署長ニ通知スルモノトス

- 一 事故カ被保險者ノ闘争又ハ泥酔ニ因リ生シタルモノナルトキ
- 二 被保險者正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハサルトキ
- 三 被保險者詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ
- 第二十三條 診療擔當者ハ一定ノ様式ニ依リ毎月診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス
- 第二十四條 診療擔當者ハ診療所ニ一定ノ様式ニ依ル表札ヲ掲クルモノトス
- 第二十五條 診療擔當者ハ診療所ヨリ片道半里以内ノ往診ノ場合ハ被保險者ニ車馬賃ヲ請求セサルモノトス
- 第二十六條 診療擔當者ハ診療所ヨリ四里以内ノ里程ニ在ル被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應スルモノトス
- 所轄健康保險署ト日本醫師會ト協議シ別段ノ定ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ里程ヲ超エ被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應スルモノトス
- 第二十七條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲ定メタルトキハ遲滞ナク一定ノ様式ニ依ル届書ヲ診療擔當者ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス
- 前項ノ届書ニ記載スヘキ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度遲滞ナク之ヲ届出ツルモノトス
- 第二十八條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス
- 第二十九條 本契約中第二十三條、第二十四條及第二十七條ノ様式ハ政府ト日本醫師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス
- 第三十條 日本醫師會ハ本契約ニ依ル診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス
- 第三十一條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ其ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存セシムルモノトス

モノトス

- 第三十二條 政府ハ前二條ノ帳簿及書類ヲ檢閲シ又ハ日本醫師會ヨリ本契約ニ依ル診療ニ關シ報告ヲ徴シ得ルモノトス
- 第三十三條 政府ハ日本醫師會ニ於テ引請ケタル診療ニ付著シキ支障ヲ來シタルトキハ本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス
- 第三十四條 本契約ノ期間ハ昭和二年四月一日ヨリ昭和三年三月三十一日迄トス
- 第三十五條 本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者（政府事業ニ使用セララル被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク）及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者、健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）トス
- 右契約ノ確實ヲ證スル爲本書二通ヲ作製シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和二年三月三十日

社會局長官
日本醫師會長

覺書

- 政府ト日本醫師會トハ健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル保險ノ被保險者ノ診療ニ關シ契約ヲ締結スルニ付テハ左ノ覺書ヲ交換シ相互其ノ條項ノ履行ニ努ムルモノトス
- 一 日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ健康保險ノ精神ニ則リ常ニ公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ診療ニ當ラシメ被保險者ニ對シ苟モ差別的取扱ヲ爲スカ如キコト無カラシムルコト

健康保險實務要鑑

- 〔備考〕
- 一 本報告書ハ各被保險者所屬ノ健康保險署ニ届出ツルモノトス
 - 二 破保險者證ノ記號及番號並被保險者名、男女別、生年月ハ被保險者證又ハ療養證明書ニ記載シアルモノヲ轉記スルモノトス
 - 三 「始期」欄ニハ診療ヲ開始シタル日ヲ記載スルモノトス始期カ前月ニ屬スルトキハ「始期」欄ニ「繼續」ト記載スルモノトス
 - 四 「終期」欄ニハ診療ヲ爲ササルニ至リタル日ヲ記載スルモノトス診療カ翌月ニ亘ルトキハ「終期」欄ニ「繰越」ト記載スルモノトス
 - 五 「日數」欄ニハ始期(前月ヨリ診療ヲ繼續スルモノナルトキハ其ノ月ノ初日)ヨリ終期(翌月ニ診療ヲ繼續スルモノナルトキハ其ノ月末日)ニ至ル間ニ於テ現實ニ診療ヲ爲シタル日數ヲ記載スルモノトス
 - 六 同一ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ斷續シテ爲ス場合ニ於テハ其ノ診療ノ繼續スル毎ニ「始期」欄及「終期」欄ニ記載スルモノトス
 - 七 同時ニ二以上ノ傷病ニ付診療ヲ爲シタル場合ハ各傷病毎ニ其ノ始期、終期及日數ヲ記載シ其ノ重複シタル日數ヲ備考欄ニ「何日重複」ト記載スルモノトス
 - 八 被保險者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テハ第三號乃至第七號ニ依リ記載スルノ外傷病名ノ下部ニ「病院收容」ト記載シ其ノ病院收容ノ始期、終期及日數ヲ第三號乃至第五號ニ準シ各相當欄内下部ニ附記スルモノトス
 - 九 被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付シタル場合ニ於テハ傷病名ノ下ニ「處方箋交付」ト記載シ其ノ使用期間ノ開始期、終了期及日數ヲ第三號乃至第五號ニ準シ附記スルモノトス
 - 十 診療上豫メ健康保險署長ノ承認ヲ受ケルコトヲ要スル事項ニ付其ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ旨及年月日ヲ又承認ヲ受ケル能ハサリシトキハ其ノ旨備考欄ニ記載スルモノトス
 - 十一 負傷ニ付テハ「傷病名」欄ニ其ノ種類及部位ノ外其ノ程度ヲ左ノ區別ニ從ヒ上記ノ番號(一、二、等)ヲ附記スルモノトス
 - 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ
 - 二 終日勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
 - 十二 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
 - 十三 健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ
 - 十四 業務上ノ事由ニ因ル傷病ニ付テハ其ノ原因ヲ「原因」欄ニ記載スルモノトス
 - 十五 療養證明書ニ依リ診療ヲ爲シタル場合ハ「證明診療」ト又療養證明書ヲ交付シタル場合ハ「證明書」ト備考欄ニ記載スルモノトス

二 契約書第二十四條ニ依ル様式

健康保險醫

備考 本表札ノ大サハ縦約六寸横二寸五分トス

三 契約書第二十七條ニ依ル様式

診療擔當者 届

專 門 科 名	診 療 所 所 在 地	氏 名	職 名

年 月 日

事務所ノ所在地

日本醫師會長(代理)

氏

名 印

第四章 健康保險醫關係

何々健康保險署長宛

- 〔備考〕 一 被保險者ノ便宜ノ爲特ニ定メタル診療時限ハ〔摘要〕欄ニ記載スルモノトス
- 二 電話ノ設備チ有スルモノハ〔診療所所在地〕欄ニ電話番号ヲ附記スルモノトス

二 政府對日本齒科醫師會ノ齒科診療契約並覺書

契約書

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ齒科診療ニ關シ政府ト日本齒科醫師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 日本齒科醫師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ齒科診療ヲ引請クルモノトス但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 日本齒科醫師會ハ前條ノ齒科診療ヲ爲ス爲私立ノ診療所ニ於テ齒科診療ニ従事スル齒科醫師ニ付齒科診療擔當所ヲ定メ被保險者ノ齒科診療ニ支障ナカラシムルモノトス

第三條 齒科診療擔當者ノ齒科診療ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ診療所々在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄區域内ニ住所ヲ有スル被保險者トス

緊急ノ場合又ハ被保險者カ其ノ屬スル健康保險署ノ署長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ齒科診療擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ其ノ齒科診療ヲ爲スモノトス

第四條 日本齒科醫師會ノ引請クル齒科診療ノ範圍左ノ如シ
一 診察（宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ齒牙検査ヲ含マズ）

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療（補綴ヲ含ム）

前項第三號ノ補綴ハ護謨床義齒、陶齒冠續續及白齒金冠（充填ニ依リ齒冠回復ノ見込ナキモノニ限ル）ノ程度トス
第五條 政府カ本契約ニ依リ日本齒科醫師會ノ引請ケタル齒科診療ニ對シ支給フ報酬額ハ左ノ各號ニ依リ算定シタル額トス

一 齒科診療中補綴ニ對スル毎月分ノ報酬額ハ別ニ定ムル料金表ニ依リ算定シタル額トス

二 前號以外ノ齒科診療ニ對シ支給フ毎月分ノ報酬額ハ金六拾壹錢ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月初日現在ニ於ケル被保險者總數ヲ乘シテ得タル額ヨリ政府ニ於テ齒科診療ヲ依託シタル官公立病院ニ對シ補綴以外ノ齒科診療ニ付支拂フヘキ其ノ月分ノ報酬額及藥劑師ニ支拂フヘキ其ノ月分ノ報酬額ヲ控除シタル額トス

三 前號ノ官公立病院又ハ藥劑師ニ支拂フヘキ報酬ノ額ハ政府ノ定メタル方法ニ依リ算定スルモノトス

第六條 政府ハ日本齒科醫師會ニ對スル毎月分ノ報酬ヲ左ノ各號ニ依リ支拂フモノトス
一 前條第一號ノ規定ニ依ル報酬ハ補綴ヲ完了シタルモノニ付日本齒科醫師會ニ於テ一定ノ書式ニ依リ請求書ニ證據書類ヲ添付シ健康保險署ヲ經テ社會局ニ請求スルモノトス

二 前條第二號ノ規定ニ依ル報酬ハ其ノ計算ヲ了シタル後政府ハ遲滞ナク之ヲ支拂フモノトス
第七條 第五條第二號ノ規定ニ依リ計算シタル報酬ヲ日本齒科醫師會ニ支拂ヒタル後政府カ官公立病院又ハ藥劑師ヨリ其ノ月分ノ報酬ニ付請求ヲ受ケタル時ハ天災其ノ他已ムテ得サル事由アリタル場合ニ限り其ノ金額ヲ便宜翌月分ノ報酬額ニ算入スルモノトス

第八條 日本齒科醫師會ハ政府ノ支拂フ報酬ノ一部ヲ本契約ノ定ムル義務ヲ履行スル爲必要ナル事務ノ費用ニ充テム

トスルトキハ其ノ額ヲ定メ計算ノ基礎ヲ明ニシ豫メ政府ノ承諾ヲ受クルモノトス

第九條 日本歯科醫師會ハ齒科診療擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承諾ヲ受クルモノトス

第十條 日本歯科醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ヲ齒科診療ノ引請ヲ履行スル爲ニ要スル經費以外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第十一條 日本歯科醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ニ關スル會計ヲ他ノ會計ト區別シ整理スルモノトス

第十二條 日本歯科醫師會ハ前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ社會局ニ提出スルモノトス

第十三條 日本歯科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ齒科診療ニ從事セシメ第十四條乃至第二十三條ニ定ムル事項ヲ遵守セシムルモノトス

第十四條 齒科診療擔當者ハ健康保險法令ノ規定ニ從ヒ齒科診療ニ從事スルモノトス

第十五條 齒科診療擔當者ハ補綴ヲ除キ一四ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條 齒科診療擔當者補綴ヲ爲サムトスルトキハ一定ノ様式ニ依ル書類ヲ具シ豫メ健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十七條 齒科診療擔當者被保險者ヨリ齒科診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後齒科診療ヲ爲スモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムテ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提出ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ齒科診療擔當者齒科診療ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第十八條 齒科診療擔當者被保險者ノ齒科診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第十九條 齒科診療擔當者健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ齒科診療ヲ求メラレタルトキハ其ノ資格アルコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ書面ノ提出ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第二十條 齒科診療擔當者健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

第二十一條 齒科診療擔當者被保險者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シ之ヲ請求セサルモノトス

第二十二條 齒科診療擔當者左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ健康保險署長ニ通知スルモノトス

一 事故カ被保險者ノ闘争又ハ泥酔ニ因リ生シタルモノナルトキ

二 被保險者正當ノ理由ナクシテ齒科診療ニ關スル指揮ニ從ハサルトキ

三 被保險者詐偽其ノ他ノ行爲ニ依リ齒科診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ

第二十三條 齒科診療擔當者ハ一定ノ様式ニ依リ毎月齒科診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第二十四條 齒科診療擔當者ハ診療所ニ一定ノ様式ニ依ル表札ヲ掲クルモノトス

第二十五條 日本歯科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲ定メタルトキハ遲滞ナク一定ノ様式ニ依ル届書ヲ齒科診療擔當者ノ

診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス

前項ノ届書ニ記載スヘキ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度遅滞ナク之ヲ届出ツルモノトス

第二十六條 日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス

第二十七條 本契約中第六條、第十六條及第二十三條乃至第二十五條ノ様式ハ政府ト日本齒科醫師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

第二十八條 日本齒科醫師會ハ本契約ニ依ル齒科診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第二十九條 日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ其ノ齒科診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存セシムルモノトス

第三十條 政府ハ前二條ノ帳簿及書類ヲ檢閲シ又ハ日本齒科醫師會ヨリ本契約ニ依ル齒科診療ニ關シ報告ヲ徴シ得ルモノトス

第三十一條 政府ハ日本齒科醫師會ニ於テ引請ケタル齒科診療ニ付著シキ支障ヲ來シタルトキハ本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第三十二條 本契約ノ有効期間ハ昭和二年四月一日ヨリ昭和二年六月三十日迄トス

第三十三條 本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者（政府事業ニ使用セララル被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク）及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者（健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）トス

第三十四條 齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填、鑲嵌、義齒齒冠繼續及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲナス醫師ハ本契約ニ於テ齒科醫師ト見做ス
右契約ノ確實ヲ證スル爲本書ニ通テ作製シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ
昭和二年三月三十日

社會局長 官氏 名印
日本齒科醫師會長 氏 名印

覺 書

政府ト日本齒科醫師會トハ健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル保險ノ被保險者ノ齒科診療ニ關シ契約ヲ締結スルニ付テハ左ノ覺書ヲ交換シ相互其ノ條項ノ履行ニ努ムルモノトス

一 日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ健康保險ノ精神ニ則リ常ニ公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ齒科診療ニ當ラシメ被保險者ニ對シ苟モ差別的取扱ヲ爲スカキコト無カラシムルコト

二 日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ健康保險ニ關スル法令ヲ詳細ニ研究セシメ其ノ取扱手續等ニ付過誤無カラシムルコト

三 日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ其ノ定メタル診療時間ニ於テ齒科診療ヲ爲スノ外被保險者ノ爲メニ便宜ナル診療時間ヲ定メシムルコト

四 日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ不必要ナル齒科診療ヲ爲シ又ハ不正ナル書類ヲ提出スルカ如キコト無カラシムルコト

五 日本齒科醫師會ハ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依リ法定ノ期間ヲ超エ繼續シテ齒科診療ヲ爲ス場合ニ於テハ齒

科診療擔當者ヲシテ之ヲ引請ケシムルコト

- 六 前項ノ報酬額ハ通常報酬額ヨリ其ノ三分ノ一ヲ減シタル額トスルコト
- 七 前項ニ依ル齒科診療ニ對スル報酬ハ齒科診療擔當者ニ對シ其ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ヨリ直接支拂ヲ爲スコト
- 八 日本齒科醫師會ハ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ政府及健康保險組合ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲メ必要ナル施設ヲ爲ス場合ハ之ヲ援助スルコト
- 九 政府ハ被保險者ニ對シ齒科診療ヲ受クルニ付テノ心得ヲ周知セシムルニ努ムルコト
- 一〇 政府ト日本齒科醫師會トノ間ニ締結スル契約ノ更新ニ付テハ別ニ協議スルコト
- 一一 大正十五年十二月十六日附政府ト日本齒科醫師會トノ間ニ締結シタル契約書第五條ニ依リ定メタル被保險者一人ニ對スル齒科診療報酬額ハ將來ノ實績ニ依リ増減スル場合アルコト
- 一二 日本齒科醫師會ハ健康保險ニ關シ社會局又ハ健康保險署ニ於テ特ニ爲ス調査又ハ照會ニ應スルコト
- 十三 齒科診療擔當者ト被保險者トノ關係ヲ円滑ナラシムル爲健康保險當局及日本齒科醫師會双方ヨリ委員ヲ出シ協議會ヲ開クコトアルヘキコト

昭和二年三月三十日

社會局長官氏 名
 日本齒科醫師會長氏 名

一 契約書第五條第一號ニ依ル料金表

一 ゴム床義齒 一 齒 二 圓

一 齒ヲ増ス毎ニ八十錢			
一 ゴム床義齒	一 顎	十 二 圓	
一 同	上 上下顎	二 十 四 圓	
一 金 鈎	前 齒	一 圓 五 十 錢	
一 同	上 齒	二 圓	
一 陶齒冠綴	白 齒	五 圓	
一 白齒金冠	小 白 齒	六 圓	圓 充填ニ依リ齒冠回復
一 同	大 白 齒	八 圓	ノ見込ナキ者ニ限ル

備考

- 一 本報告書ハ各被保險者所屬ノ健康保險署ニ届出ツルモノトス
- 二 被保險者證ノ記號及番號並被保險者名、男女別、生年月ハ被保險者證又ハ療養證明書ニ記載シアルモノヲ轉記スルモノトス
- 三 「始期」欄ニハ診療ヲ開始シタル日ヲ記載スルモノトス始期カ前月ニ屬スルトキハ「始期」欄ニ「繰越」ト記載スルモノトス
- 四 「終期」欄ニハ診療ヲ爲ササルニ至リタル日ヲ記載スルモノトス診療カ翌月ニ亘ルトキハ「終期」欄ニ「繰越」ト記載スルモノトス
- 五 「日數」欄ニハ始期(前月ヨリ診療ヲ繼續スルモノナルトキハ其ノ月ノ初日)ヨリ終期(翌月ニ診療ヲ繼續スルモノナルトキハ其ノ月ノ末日)ニ至ル間ニ於テ現實ニ診療ヲ爲シタル日ヲ記載スルモノトス
- 六 同一ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ斷續シテ爲ス場合ニ於テハ其ノ診療ノ斷續スル毎ニ「始期」欄及「終期」欄ニ記載スルモノトス
- 七 被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付シタル場合ニ於テハ傷病名ノ下ニ「處方箋交付」ト記載シ其ノ使用期間ノ開始期、終了期

第四章 健康保險醫療關係

健康保険實務要鑑

- 及日数ヲ第三號乃至第五號ニ準シ附記スルモノトス
 八 業務上ノ事由ニ依ル傷病ニ付テハ其ノ原因ヲ「原因」欄ニ記載スルモノトス
 九 診療上豫メ健康保険署長ノ承認ヲ受ケタルコトヲ要スル事項ニ付其ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ旨及年月日ヲ又承認ヲ受ケル能ハサリシトキハ其ノ旨「備考」欄ニ記載スルモノトス
 十 療養證明書ニ依リ診療ヲ爲シタル場合ハ「證明診療」ト又療養證明書ヲ交付シタル場合ハ「證明書」ト備考欄ニ記載スルモノトス

二 契約書第六條第一號ニ依ル様式

歯科補綴報酬請求書

一金

也

住所

健康保険歯科醫 氏

名

内 譯

被保険者名	ゴム床義歯		鉤		陶冠冠縁		白歯冠		計	完了年月日	承認ヲ受ケタル年月日及番號
	個數	金額	個數	金額	個數	金額	個數	金額			
計											

右及請求候也

年 月 日

日本歯科醫師會長

代理道府縣齒科醫師會長

氏

名

印

備考 一本請求書ハ所轄健康保険署ヲ經由シテ社會局ニ提出スルモノトス

三 契約書第十六條ニ依ル様式

齒科補綴承認請求書

- 二 本請求書ニハ所轄健康保険署長ノ齒科補綴ノ承認書ヲ添付スルモノトス
 三 齒科補綴承認書ニハ健康保険齒科醫ニ於テ補綴完了年月日ヲ記載シ被保険者ニ署名捺印セシムルモノトス、署名捺印ヲ爲サシムルコトヲ得サルトキハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

被保険者證ノ記號及番號	被保險者		工 場 又 ハ 事 業 場	備考
	(氏名)	(男女別) (生年月)		
				療養ヲ受ケタルトスル疾病カ現ニ療養ヲナス傷病ニ因リ發シタルモナルトキハ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ付既ニ給付ヲ受ケタル日數
				業務外ノ傷病ニ付本年內ニ於テ療養ノ給付ヲ受ケ得ヘキ期間ノ最終月日

種 別	個 數	見 積 料 金	完 了 豫 定 日	備 考
(A) フ A 床 義 歯				
(B) 金 鉤				

(C) 調書 冠 額 冠									
(D) 日 費 金 冠									
計									
補綴ヲ必要トスル理由									
上記ノ理由ニ依リ補綴ヲ要スルモノト認メ候家柄承認相成度候也									
年 月 日	住 所	健康保険歯科醫	氏 名	印					
健康保険醫長殿									
歯科醫部會ノ意見									

備考 一 確定日ヲ超エルコト十五日以上ニ亘リ完了セザルトキハ更ニ健康保険醫長ノ承認ヲ受ケルモノトス
 二 補綴ノ種別ヲ各齒ニ付附記シタル記號(ABCDEF)ヲ用ヒテ顯示スルモノトス

四 契約書第二十三條ニ依ル様式

第 年 月 分	被 保 險 者 齒 科 診 療 報 告 書	被 保 險 者 氏 名	男 女 別	生 年 月				
	被保險者証ノ記號及番號							
	傷 病 名	始 期	終 期	日 數	了了事由	業務上ト業務外ノ別	原 因	備 考

年 月 日

診療所所在地 健康保険歯科醫 氏 名 印

何々健康保険醫部中

五 契約書第二十四條ニ依ル様式

健康 保 險 齒 科 醫

備考 本表札ノ大サハ縦約六寸横二寸五分トス

六 契約書第二十五條ニ依ル様式

齒科診療擔當者届

診療所所在地	氏 名	摘	要

年 月 日

事務所ノ所在地 日本齒科醫師會長(代理) 氏 名 印

何々健康保険醫長宛

第四章 健康保険醫長關係

- 備考 一 被保險者ノ便宜ノ爲持ニ定メタル診療時限ハ「摘要」欄ニ記載スルモノトス
- 二 電話ノ設備チ有スルモノハ「診療所所在地」欄ニ電話番号チ附記スルモノトス

三 政府對日本藥劑師會ノ藥劑給付契約

契約書

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ニ對スル療養ノ給付中藥劑ノ支給ニ關シ政府ト日本藥劑師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 日本藥劑師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ニ對シ其ノ診療ヲ擔當スル醫師又ハ齒科醫師ノ交付シタル處方箋ニ依ル藥劑ノ支給ヲ引請クルモノトス但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 日本藥劑師會ハ前條ノ藥劑ノ支給ヲ爲ス爲私立ノ藥局ニ於テ調劑ニ従事スル藥劑師ニ付調劑擔當者ヲ定メ被保險者ニ對スル藥劑ノ支給ニ支障ナカラシムルモノトス

第三條 調劑擔當者ノ藥劑ノ支給ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ藥局所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄區域内ニ住所ヲ有スル被保險者トス

緊急ノ場合其他已ムテ得サル場合ニ於テハ調劑擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ之ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲スモノトス

第四條 政府カ本契約ニ依リ日本藥劑師會ノ引請ケタル藥劑支給ニ對シ支拂フ報酬額ハ政府ト日本藥劑師會ト別ニ協定シタル計算方法ニ依リ算出シタル額トス

第五條 日本藥劑師會ハ前條ニ依リ計算シタル毎月分ノ報酬額ヲ醫師ノ處方箋ニ依ルモノト齒科醫師ノ處方箋ニ依ル

モノトニ夫々區分シ一定ノ様式ノ藥劑支給調書ヲ添ヘ政府ニ請求スルモノトス

前項ノ請求ハ翌月二十日ヲ超エテ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ天災其他已ムテ得サル事由アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 日本藥劑師會ハ調劑擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第七條 日本藥劑師會ハ調劑擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ調劑ニ従事セシメ第八條乃至第十二條ニ定ムル事項ヲ遵守セシムルモノトス

第八條 調劑擔當者ハ健康保險法令ニ從ヒ藥劑ノ支給ヲ爲スモノトス

第九條 調劑擔當者被保險者ヨリ藥劑ノ支給ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提示セシメ藥劑ノ支給ヲ受クル資格アルコトヲ確メタル後之カ支給ヲ爲スモノトス

藥劑ノ支給ヲ受クル資格アルコト明ナル被保險者ニシテ已ムテ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提示ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ調劑擔當者藥劑ノ支給ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提示セシムルモノトス

第十條 調劑擔當者被保險者ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ニ必要ナル記載ヲ爲スモノトス

第十一條 調劑擔當者ハ被保險者詐欺其他不正ノ行爲ニ因リ藥劑ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル場合ニオイテハ遲滞ナクコレヲ藥局所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ通知スルモノトス

第十二條 調劑擔當者ハ藥局ニ一定ノ様式ノ表札ヲ掲ケルモノトス

第十三條 日本藥劑師會調劑擔當者ヲ定メタルトキハ遲滞ナク一定ノ様式ニヨル届書ヲ調劑擔當者ノ藥局所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス

前項ノ届書ニ記載スヘキ事項ニ變更アリタルトキハソノ都度遲滞ナクコレヲ届出ツルモノトス

第十四條 日本藥劑師會ハ調劑擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタルモノニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス

モノトス

第十五條 本契約中第五條第十二條及第十三條ノ様式ハ政府ト日本藥劑師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

第十六條 日本藥劑師會ハ本契約ニ依ル藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

ス

第十七條 日本藥劑師會ハ調劑擔當者ヲシテ其ノ藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ヲ完結ノ日ヨリ十二年間保存セシムルモノトス

ルモノトス

第十八條 調劑擔當者調劑ヲ擔當セサルニ至リタルトキハ日本藥劑師會ニ於テ其ノ藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ノ引續ヲ受ケ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第十九條 政府ハ前三條ノ帳簿及書類ヲ檢閲シ又ハ日本藥劑師會ヨリ本契約ニ依ル藥劑ノ支給ニ關シ報告ヲ徴シ得ルモノトス

モノトス

第二十條 政府ハ日本藥劑師會ニ於テ引請ケタル藥劑ノ支給ニ付キ著シキ支障ヲ來シタルトキハ本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第二十一條 本契約ノ期間ハ昭和二年四月一日ヨリ昭和三年三月三十一日迄トス

第二十二條 本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非ラサル被保險者（政府事業ニ使用セララル被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク）及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者（健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）トス

右契約ノ確實ヲ證スル爲メ本書ニ通テ作成シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ
昭和二年三月三十日

社會局長官氏 名
日本藥劑師會々長氏 名

一 契約書第五條ニ依ル様式

0. 藥劑支給調書			被保險者職名 記號及番號	醫師 氏名	住所	生年月日
			醫師 氏名	氏名		
調劑月日	調劑數量	調劑品原價	手數料	容器代	合計	査定
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原價				
調劑品原價		手數料	容器代	合計		
手數料		容器代	合計			
容器代		合計				
合計		査定				
査定		調劑品原				

備考 「査定」欄ニハ日本藥劑師會ノ査定シタル金額ヲ記載シ査定者ノ認印ヲ押捺スルモノトス

二 契約書第十二條ニ依ル様式

健康保險藥劑師

備考 本表札ノ大サハ縦約六寸横二寸五分トス

三 契約書第十三條ニ依ル様式

調劑擔當者屆

藥局所在地	氏名	摘要

年 月 日

事務所ノ所在地

日本藥劑師會長(代理)

氏

名 原

何々健康保險署長宛
備考

一 電話ノ設備ナ有スルモノハ「藥局所在地」欄ニ電話番号ヲ附記スルモノトス

四 健康保險藥劑師ノ調劑報酬決定

調劑報酬計算法

大正十五年十二月十七日附テ以テ政府ト日本藥劑師會トノ間ニ締結シタル藥劑支給契約書第四條ニ依ル報酬額ノ計算法ヲ左ノ如ク定ム

第一條 調劑報酬ハ藥品原價調劑手数料及ヒ容器代ヲ合計シタルモノトス

第二條 藥品原價ハ大正十四年十二月一日ヨリ同十五年十一月三十日マテノ一箇年間ニ於ケル市價ノ平均額ニ試驗料秤量變敗破損ニ依ル損失及ヒ運賃ヲ見込ミ別表第一號ノ通り定ム

前項別表第一號ニ記載ナキ藥品ノ原價ハ調劑擔當者ニ於テ購入シタル價格ニ其ノ四割ヲ加算シタルモノヲ標準トシ社會局ニ於テ之レヲ査定ス

大 炭酸グアヤコール 〇、一四〇
 タンニン酸 一、四〇〇
 タンニン酸オレキシ 〇、七二〇
 單軟膏 二六、〇〇〇
 炭酸マグネシア 〇、二〇〇
 單舎利別 〇、一〇七
 單鉛硬膏 〇、二〇〇
 炭酸ナトリウム 〇、一〇〇
 大楓子油 一、五〇〇
 ナソルチン 〇、七〇〇
 ナフトリル 〇、〇九〇
 ナフトロビン 一、一〇〇
 ウロトリン 〇、八〇〇
 ウラウシ葉 〇、一〇〇
 ヲエロナール(局) 二、五〇〇
 高香油 一、四〇〇
 ノボカイ(局) 三、二〇〇
 クロホルム 〇、六〇〇
 クレオソール 〇、九〇〇
 クレソール石鹼液 〇、一〇〇
 枸橼酸 〇、四〇〇

〇、一四〇
 一、四〇〇
 〇、七二〇
 二六、〇〇〇
 〇、二〇〇
 〇、一〇七
 〇、二〇〇
 〇、一〇〇
 一、五〇〇
 〇、七〇〇
 〇、〇九〇
 一、一〇〇
 〇、八〇〇
 〇、一〇〇
 二、五〇〇
 一、四〇〇
 三、二〇〇
 〇、六〇〇
 〇、九〇〇
 〇、一〇〇
 〇、四〇〇

カリサロビン 〇、三〇〇
 グリセリン 〇、二五〇
 グアヤコール 二、四〇〇
 苦味丁 〇、二五〇
 クロールナトリウム 〇、一〇〇
 クロール酸カリウム 〇、一〇〇
 ヤラツツパ 〇、六〇〇
 ヤラツツパ根末 一、〇〇〇
 薬用石鹼末 〇、四〇〇
 ゲラチン 〇、四〇〇
 ケンチアナ末 〇、一〇〇
 桂皮末 〇、一〇〇
 結晶重曹 〇、一〇〇
 フエナセチン 〇、九〇〇
 プロテイン銀 〇、四〇〇
 プロムカリウム 〇、四〇〇
 プロムナトリウム 〇、四〇〇
 プロムアンモン 一、〇〇〇
 アローム樟腦 一、三〇〇
 フエノールフタレイン 一、〇〇〇
 コロザウム 一、〇〇〇
 コバイバルサム 一、八〇〇
 コンヅランゴ皮 〇、二五〇

三〇〇
 〇、二五〇
 二、四〇〇
 〇、二五〇
 〇、一〇〇
 〇、一〇〇
 〇、六〇〇
 一、〇〇〇
 〇、四〇〇
 〇、四〇〇
 〇、九〇〇
 〇、一〇〇
 〇、一〇〇
 〇、一〇〇
 一、三〇〇
 一、〇〇〇
 一、〇〇〇
 一、〇〇〇
 一、八〇〇
 〇、二五〇

コンヅランゴ流動越幾斯 〇、三〇〇
 ギマ油 〇、二〇〇
 コロンボ末 〇、〇七〇
 エーテル 〇、三〇〇
 〇鉛糖 〇、〇七〇
 〇鹽酸ヘロイン 〇、〇七〇
 〇鹽酸ニコイ 一、四〇〇
 〇鹽酸キニール 一、四〇〇
 〇鹽酸モルヒネ 一、五〇〇
 〇鹽酸トールネ 一、五〇〇
 源粉 〇、〇一五
 アイロー(局) 三、〇〇〇
 アラビアゴム末 〇、一三〇
 アムモニア水 〇、〇八〇
 亞鉛華膏 〇、〇八〇
 亞鉛華軟膏 〇、二〇〇
 亞砒酸 〇、一七〇
 △亞砒酸 〇、一七〇
 アスピリン(局) 〇、八〇〇
 アセトアニリド 〇、八〇〇
 アンチピリン 一、四〇〇
 安息香酸 〇、六八〇
 安息香酸ナトリウムカフェイン 一、二五〇

〇、三〇〇
 〇、二〇〇
 〇、〇七〇
 〇、三〇〇
 〇、〇七〇
 〇、〇七〇
 一、四〇〇
 一、四〇〇
 一、五〇〇
 〇、〇一五
 三、〇〇〇
 〇、一三〇
 〇、〇八〇
 〇、〇八〇
 〇、二〇〇
 〇、一七〇
 〇、八〇〇
 〇、八〇〇
 一、四〇〇
 一、四〇〇
 〇、六八〇
 一、二五〇

阿片 〇、二〇〇
 阿片丁 一、八〇〇
 アムモニア茴香精 〇、二五〇
 ザロール 〇、〇八〇
 サリチール 〇、〇六〇
 サリチール 〇、〇六〇
 サフラン 〇、〇八〇
 サフラン 一、六〇〇
 サフラン 八、〇〇〇
 〇サリチール 〇、〇八〇
 △サリチール 〇、〇八〇
 醋酸カリウム液 〇、一〇〇
 醋酸ナール 一、八〇〇
 キナール 〇、二五〇
 稀鹽酸 〇、〇六〇
 細草 〇、二五〇
 細草 〇、二五〇
 キナール 〇、二五〇
 細草 〇、二五〇
 細草 〇、二五〇
 杏仁水 〇、二五〇
 金硫黄 一、八〇〇
 メチレンアラウ(局) 七、二〇〇
 綿馬越幾斯 四、〇〇〇
 明 〇、二〇〇

二〇〇
 一、八〇〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇
 〇、二五〇

△昇	○大	○硝	○硝	樟	樟	酒	酒	重	人	蒸	○藤	○ヒ	○ビ	○幕	○水	○セ	○セ	○セ	○小	○赤	○△	○石
昇	硝	硝	樟	樟	酒	酒	重	人	蒸	○藤	○ヒ	○ビ	○幕	○水	○セ	○セ	○セ	○小	○赤	○△	○石	
炭	酸	酸	酸	腦	腦	石	石	石	工	溜	酸	マ	ラ	澄	テ	ネ	ネ	ネ	兒	赤	赤	炭
炭	酸	酸	酸	腦	腦	石	石	石	工	溜	酸	マ	ラ	澄	テ	ネ	ネ	ネ	兒	赤	赤	炭
一、五〇	二、〇〇	五、二〇	〇、〇八	〇、五〇	〇、二五	〇、三〇	〇、三〇	〇、二五	〇、〇七	〇、〇二	一、二〇	〇、一〇	二、四〇	〇、四〇	〇、一五	〇、七〇	〇、一五	〇、一五	〇、二五	一、五〇	〇、二〇	〇、二〇

○石	炭	酸	石	樟	樟	腦	○ス	○ス	○ス	水	銀	軟	膏
炭	酸	石	樟	樟	腦	○ス	○ス	○ス	水	銀	軟	膏	
炭	酸	石	樟	樟	腦	○ス	○ス	○ス	水	銀	軟	膏	
〇、一九	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、四一	〇、四一	〇、四一	〇、四一	

▲別表第二號 調劑手数料

一 普通手数料

普通藥一方ヲ配スル毎ニ 一點

劇藥一方ヲ配スル毎ニ 二點

毒藥一方ヲ配スル毎ニ 三點

處方中〇・二瓦以下ヲ記載サルル毎ニ 一點

トシ一處方中ノ合計點數ニヨリ得タル積子錢ニテ表

ハシタルモノヲ普通手数料トス(普通手数料トス)

二 特別手数料 藥劑ノ種別ニ依リ個々ニ定ム

三 調劑手数料ヲ藥劑ノ種別ニ依リテ分テハ次ノ如シ

一 散劑 二日分以下 A(普通手数料ノミ)

以上「一及ヒ二」三日分以上ハ二日分又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ」ヲ加算ス

二 二日分以下 A+六錢(特別手数料)

三 二日分以下 A+六錢(特別手数料)

四 二日分以下 A+六錢(特別手数料)

五 二日分以下 A+六錢(特別手数料)

六 二日分以下 A+六錢(特別手数料)

以上「三乃至六」三分以上ハ二日分又ハ其ノ端數ヲ加フル毎

11 $\frac{A+3}{2}$ ヲ加算ス

七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	以上
點眼點耳劑	塗布劑	膏劑	液劑	坐劑	撒布劑	尿道注入劑	滴劑	頓服劑	以上「七乃至一五」一單位又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ
一〇瓦以下A+四錢(特別手数料)	二〇瓦以下A+〇	二〇瓦以下A+四	四〇〇瓦以下A+二	三個以下A+四	二〇瓦以下A+二	三〇瓦以下A+四	一〇瓦以下A+四	三包以下 +〇	「A+2」ヲ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	増ス(N特別手数料トス)

一六 注射劑其他滅菌ヲ要スルモノハ單位分量ヲ規定セス普通手数料ニ特別手数料三〇錢ヲ加算ス

一七 既製藥劑類ヲ單味處方セラレタル場合ハ單位分量ヲ規定セス調劑手数料四錢トス

▲別表第三號 容器代

一	二	三	四	五
投藥瓶	點眼瓶	軟膏罐	滴瓶	藥袋藥包紙ハ無料トス
三〇瓦入	一〇〇	二〇	三〇	
三錢	四	五	八	一〇

【注意】藥品原價表ニ記載ナキ藥品ヲ配伍シタル處方箋ニ依リテ調劑ヲ爲シタル調劑擔當者ハ其ノ報酬額ノ請求ニ當リ該藥品ニ就テハ第二條第二項ニ依リ自己ノ購入シタル價格ニ其ノ四割ヲ加算シタルモノヲ原價トシテ計算スルコト社會局ハ之レヲ査定シテ支拂ヲ爲スモノナリ

五 日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程 (大正十五年十月二十三日定)

第一條 診療報酬點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム

道府縣醫師會土地ノ情況ニ依リ別表ノ點數ニ依リ難キトキハ理由ヲ付シテ其ノ變更ヲ本會ニ請求スルコトヲ得

第二條 道府縣醫師會ハ保險醫ノ提出シタル報酬請求書ヲ審査シ公止ニ點數ヲ定ムルモノトス

第四章 健康保險診療關係

三四三

第三條 別表中百點ヲ超ユル處置又ハ手術ハ二十圓ヲ超ユルモノトシテ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣醫師會ヲ經テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條 入院ニ付テハ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣醫師會ヲ經テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス
第五條 別表ニ記事セサル處置又ハ手術ヲ爲シタルモノニ付テハ道府縣醫師會ニ於テ其ノ點數ヲ査定スルモノトス

別表

診察料	三點
初診料	三點
往診料(半里以内)	三點
半里ヲ超ユル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ二點ヲ加フ	
(半里ヲ超ユル往診ノ場合ニ於ケル車馬賃ハ患者ノ負擔トス)	
同一家庭ニ二人以上ノ患者アル場合ハ其ノ人數ニ應ジ一點宛チ加算ス	
初診ノ場合ハ別ニ三點ヲ加算ス	
夜間(自午後十時至午前六時)往診ハ五割増トス	
藥治料	一點
內服藥(一劑一日分)	○・五點
頓服藥(一回分)	一點
外用藥	一點
含嗽藥(一劑)	一點
洗濯藥(一劑)	一點
電注藥(同)	一點
浴藥(同)	一點
塗布藥(同)	一點
撒布藥(同)	一點
膏藥(同)	一點
坐藥(同)	一點
點眼藥(同)	一點
點耳藥(同)	一點
(藥品容器代ヲ含ム)	
文書料	二點
診斷書料(疾病診斷書)	二點
(健康保險事務ニ關スル證明書、意見書ハ之ニ含マス)	
(生命保險、訴訟、徵兵事務ニ關スル特別ノ診斷書類ハ請求者ヨリ別ニ支拂ヲ受クルモノトス)	
處方箋	二點
死體檢案料	一〇點
檢案場所ノ里程ニ應ジ往診料ノ例ニ依テ點數ヲ加算ス	

夜間檢案ハ五割増トス

檢査料	一〇點
ソツセルマン氏反應	二點
採血料	三點
ワイダール氏反應	一〇點
腰椎穿刺檢査	二點
尿糞便、喀痰、血液顯微鏡の檢査	一點
尿化學的檢査	二點
定性	一點
定量	二點
胃竝ニ十二指腸液檢査	一〇點
細菌學的培養檢査	一〇點
レントゲン檢査	一〇點
單純檢査	二〇點
造影藥使用	一五點
撮影	二〇點
カビネ	一〇點
八ツ切	二五點
六ツ切	三〇點
四ツ切	三〇點
食道ブリーヂ檢査	一〇點
食道鏡檢査	一〇點
直腸鏡檢査	五點

第四章 健康保險醫務關係

尿道鏡檢査	一〇點
膀胱鏡檢査	二五點
視力檢査	五點
注射料(藥液ノ價ヲ含ム)	二點
皮下注射	一〇點
リンゲル氏液、生理的食鹽水注射	一五點
葡萄糖液注射	二點
筋内注射	二點
靜脈内注射	五點
サルバルサン注射	二〇點
狂犬病豫防注射(十八回)	七五點
グフテリア血清注射	一五點
連鎖球菌血清注射	二五點
破傷風血清注射	三〇點
治療用ロケチン注射	二點
處置料	
外科繃帶交換料	一五點
産科婦人科處置料	二五點
膿洗滌料	一〇點
皮膚科處置料	一〇點
泌尿器科處置料	一〇點
尿道洗滌料	五點

乙甲丙乙甲 乙甲丙乙甲
一二五一一三七一二五一一三六
點點點點點點點點點點點點

內及雙合廻轉術
子宮腔部燒灼術
骨盤位挽出術
胎盤用手剝離術
胎兒穿顱挽出術
斷頭挽出術
截胎挽出術
子宮內膜搔爬術
子宮筋腫性息肉腔式摘出術
子宮頸部成形手術
子宮頸管擴張術
子宮腔タンポン
子宮筋腫腔式摘出術
尿瘻手術
外尿道切開術
內尿道切開術
畢丸摘出術
陰囊水腫根治手術
陰囊水腫穿刺
尿道アシ挿入術
膀胱穿刺
包莖手術
陰莖切斷術

七〇點
二〇點
八〇點
六〇點
八〇點
八〇點
三五點
三五點
三〇點
三〇點
二〇點
一〇點
八〇點
五〇點
五〇點
八〇點
三〇點
三〇點
八〇點
五〇點
二〇點
二〇點
五〇點

精系腫瘍摘出術
カテラン氏注射
硬結合術
骨隨炎手術
骨折脱臼的手術、複雜骨折手術
四肢ギプス繃帶
骨折副木繃帶
指趾畸形手術
風濕性關節炎手術
神經縫合術
癩痕整形術
ガンクリオン摘出術
ヒゲローム摘出術
脫臼整復術
瘰癧手術
指趾關節離斷術
ギプス上腿固定繃帶
鼠蹊腺炎切開
鼠蹊腺腫摘出
アヒルス腫切斷術
アヒルス腫縫合術
股關節強直伸屈術
股關節脫臼整復術
關節囊腫摘出

七〇點
五〇點
二〇點
八〇點
八〇點
三〇點
三〇點
三〇點
三〇點
三〇點
三〇點
三〇點
二五點
二五點
三〇點
一〇點
二〇點
五〇點
一〇點
三〇點
一〇點
二五點
二五點

關節及關節囊穿刺
植皮術
足關節離斷成形術
急性化膿性股關節炎切開
急性化膿性膝及足關節炎切開
手足骨剔出術

百點ヲ超ユル手術

穿顱術
硬腦膜血管結紮術
乳嘴突起鑿開術
眼球手術
白內障手術
前額竇根治手術
上頸竇切開術
下顎骨切除術
慢性中耳炎根治術
甲狀腺摘出術
喉頭內手術
食道內手術
肺膿瘍手術
乳線腫瘍摘出術(轉移ナ件ヲモリ)
シエー氏胸廓整形術

三點
七〇點
八〇點
五〇點
二五點
三〇點
一八〇點
二〇〇點
二〇〇點
一五〇點
一五〇點
二〇〇點
二〇〇點
二〇〇點
一五〇點
一五〇點
二〇〇點
二〇〇點
二〇〇點
一八〇點
二〇〇點

臍ヘルニヤ根治手術
癩痕ヘルニヤ根治手術
鼠蹊ヘルニヤ根治手術
人工肛門造置術
結核性腹膜炎手術
アレキサンダー氏手術
腎臟被膜剝離術
直腸瘻手術
四肢切斷術
四肢關節離斷術
四肢關節切除術
動脈瘤手術
股關節離斷術
股ヘルニヤ根治手術
關節離動手術
腦腫瘍剔出術
耳科の頭蓋腔內手術
眼窩手術
上頸骨切除術
舌痛根治手術
喉頭摘出術
肺膿瘍摘出術
胃造瘻術

一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點
一一〇點

胃腸吻合術 三五〇點
 胃内異物摘出術 三〇〇點
 胃潰瘍切開術 三〇〇點
 胃切除術 四〇〇點
 腸吻合術 三五〇點
 破裂腸管縫合術 三〇〇點
 腸切除術 三五〇點
 腸内異物摘出術 三〇〇點
 迴盲部腫瘍切除術 四〇〇點
 腸疊積手術 三五〇點
 腸捻轉手術 三五〇點
 腸絞扼手術 三五〇點
 直腸摘出(腹腔内) 四〇〇點
 蟲様突起切除術 二五〇點
 蟲様突起炎性膿瘍手術 二〇〇點
 急性穿孔性腹膜炎手術 三五〇點
 腸間膜損傷手術 二五〇點
 肝腫瘍摘出手術 二五〇點
 膽石手術 二五〇點
 膽囊摘出手術 四〇〇點
 膽囊造瘻術 二五〇點
 肝腫瘍摘出手術 三〇〇點
 脾腫瘍摘出手術 三〇〇點

腹式子宮後屈矯正術 三五〇
 腹式子宮全摘出術 二五〇點
 腔式子宮全摘出術 四〇〇點
 耻骨切開術 三〇〇點
 子宮外妊娠手術 二五〇點
 子宮體上部切斷術 三五〇點
 子宮又ハ其附屬器腫瘍摘出術 三五〇點
 腹式及腔式帝王切開術 三五〇點
 子宮血管結紮術 二五〇點
 膀胱全摘出術 四〇〇點
 膀胱結石腹式手術 二〇〇點
 輸尿管移植術 二〇〇點
 腎臟摘出術 二〇〇點
 腎臟結石摘出術 三五〇點
 直腸癌摘出術 二五〇點
 攝護腺摘出術 二五〇點
 膀胱結石會陰摘出術 二〇〇點
 入院料、入院一日分(食費其他ヲ含ム) 一三點
 (一日貳圓五拾錢ニ滿タサルトキハ) 一三點
 (一日貳圓五拾錢迄支拂フモノトス)

六 日本醫師會健康保險規程 (大正十五年十月二十三日定)

第一章 總 則

第一條 本會ニ於テ政府ト締結シタル契約ニ依リ引請ケタル健康保險ノ被保險者ノ疾病又ハ負傷ノ診療ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 本會ノ會員タル道府縣醫師會ノ會員タル都市區醫師會ノ會員ハ保險醫トシテ健康保險ノ被保險者ノ疾病又ハ負傷ノ診療ヲ擔當スルコトヲ得ルモノトス但シ都市區醫師會ノ會員ニ非サル者ノ經營スル私立ノ診療所ニ於テ診療ニ從事スル會員ニ付テハ本會ト該診療所ノ經營者ト協議調ヒタル場合ニ限り診療ヲ擔當スルコトヲ得ルモノトス

第三條 本會ハ道府縣醫師會ノ健康保險ニ關スル帳簿及書類ヲ檢閲シ又ハ道府縣醫師會ヨリ特ニ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第二章 道府縣醫師會

第四條 本規程中道府縣醫師會ニ關スル規程ハ健康保險ノ被保險者ノ診療ニ關スル事務ノ委託ヲ受ケタル道府縣醫師會ニ付適用スルモノトス

第五條 道府縣醫師會ハ健康保險ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第六條 政府ヨリ受入レタル報酬ハ本會ニ於テ別ニ定ムル所ニ依リ契約ノ履行ニ必要ナル事務ノ費用ヲ控除シタル殘額ヲ健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者ノ毎月末日現在數ニ應シ毎月道府縣醫師會ニ交付スルモノトス

道府縣醫師會ニ於テハ本會ヨリ交付セラレタル報酬ヲ被保險者ノ診療ヲ爲シタル保險醫及第二條但書ノ診療所經營者ニ別ニ定ムル所ノ診療報酬點數計算規程ニ依リ公正ニ分配スルモノトス

- 第七條 第十八條第二項ノ場合及管轄區域ヲ異ニスル健康保險署ノ区域内ニ住所ヲ有スル被保險者ヲ診療シタル場合ニ於ケル報酬ニ付テハ診療ヲ爲シタル保險醫ノ診療所々在地ヲ區域トスル道府縣醫師會ヨリ其ノ被保險者ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄區域ヲ區域トスル道府縣醫師會ニ之ヲ請求スルモノトス
- 前項ノ請求ニ付テハ當該道府縣醫師會ニ於テ被保險者ノ診療ヲ爲シタル保險醫ノ提出セル報酬請求書ヲ一括シテ互ニ交換シ各其ノ支拂額ヲ算定シタル後互ニ差引計算スルコトヲ得
- 第一項ノ請求ニ付テハ道府縣醫師會ニ於ケル分配額ノ決定後請求ヲ受ケタル場合ハ便宜之ヲ翌月分トシテ取扱フコトヲ得
- 第八條 道府縣醫師會ハ事務ノ分擔上必要ナル費用トシテ本會ヨリ一定金額ノ分配ヲ受クルモノトス
- 第九條 道府縣醫師會ハ健康保險ニ關スル會計ヲ特別會計トスルモノトス
- 第十條 道府縣醫師會ハ前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ本會ニ提出スルモノトス
- 第十一條 道府縣醫師會ハ健康保險ニ關スル收入ヲ健康保險ニ關スル目的以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス
- 第十二條 道府縣醫師會ハ本會ヨリ交付ヲ受ケタル被保險者診療費ト事務費トヲ互ニ流用スルコトヲ得ス
- 第十三條 政府トノ契約書第二十六條第二項ノ定ムル所ニ依リ健康保險署長ト協議シ別段ノ定ヲ爲ス場合ニ於テハ道府縣醫師會本會ニ代リ之ヲ爲スモノトス政府トノ契約書第二十七條ノ規定ニ依ル届出ニ付亦同シ
- 第十四條 道府縣醫師會ハ保險醫ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルノ必要アリト認ムルトキハ事由ヲ具シテ本會ニ申告スルモノトス
- 第十五條 道府縣醫師會ハ左記ノ事項ヲ遲滞ナク本會ニ報告スルモノトス
- 一 健康保險部事務所ノ所在地並其ノ異動

- 二 毎年二月末日現在ノ保險醫名簿並其ノ後ノ異動
 - 三 健康保險部ノ役員ノ氏名住所並其ノ異動
 - 四 健康保險部審査委員ノ氏名住所並其ノ異動
 - 五 健康保險部審査委員會ノ經過並審定事項
 - 六 診療報酬ノ分配ニ關シ一定ノ様式ニ依リ報告スヘキ事項
 - 七 本規程第四十二條及第四十三條ノ規定ニ關スル事項
 - 八 前各號ノ外健康保險ノ被保險者ノ診療ニ關シ政府ト本會トノ間ニ締結シタル契約ノ履行上必要ナル事項
- 第十六條 道府縣醫師會ハ健康保險ニ關スル事務ノ取扱上必要ナル事項ニ關シ本會ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第三章 保險醫

- 第十七條 保險醫トハ政府ト本會トノ間ニ締結シタル契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ診療ヲ擔當スルニ至リタル郡市區醫師會ノ會員ヲ謂フ
- 第十八條 保險醫ノ診療ヲ爲スヘキ被保險者ノ範圍ハ其ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄区域内ニ住所ヲ有スル被保險者トス
- 緊急ノ場合又ハ被保險者カ其ノ屬スル健康保險署ノ署長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險醫ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ診療ヲ爲スモノトス
- 第十九條 保險醫ノ爲スヘキ診療ノ範圍左ノ如シ
- 一 診察(往診・宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ健康診斷ヲ含マズ)
 - 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給(治療材料中矯正眼鏡以外ノ眼鏡、松葉杖ノ類ヲ含ム)

三 處置・手術其ノ他ノ治療(轉地療養ヲ含マス)

第二十條 保險醫ハ健康保險法令、政府ト本會トノ間ニ締結シタル契約並本規程其ノ他健康保險ニ關シ醫師會ノ決議シタル事項ニ從ヒ診療ニ従事スルモノトス

第二十一條 保險醫ハ本會ヨリ一定ノ様式ニ依ル表札ノ交付ヲ受ケテ之ヲ診療所ニ掲クルモノトス

第二十二條 保險醫ハ診療所ヨリ片道半里以内ノ往診ノ場合ハ被保險者ニ車馬賃ヲ請求セサルモノトス

第二十三條 保險醫ハ所轄健康保險署ト本會ト協議シ別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外診療所ヨリ四里ヲ超ユル里程ニ在ル被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應セサルコトヲ得

第二十四條 保險醫被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クル資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムヲ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提出ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第二十五條 保險醫前條第一項ニ依リ被保險者ノ提出シタル被保險者證ノ署名又ハ捺印ト對照スル必要アリト認ムルトキハ診療受付簿ニ署名又ハ捺印ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 保險醫ハ一回ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ緊急ノ場合ヲ除クノ外所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第二十七條 保險醫診療上被保險者ヲ病院ニ收容シ若ハ之ヲ移送シ又ハ被保險者ニ看護婦ヲ附スルノ必要アリト認ムルトキハ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受ケテ其ノ取計ヒテ爲スモノトス

保險醫ハ前項ノ移送又ハ看護ニ要シタル費用ニ付其ノ支拂ヲ受クヘキ者ニ對シ其ノ證明ヲ爲スモノトス

第二十八條 保險醫被保險者ノ診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第二十九條 保險醫健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ其ノ資格アルコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ審面ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 保險醫健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規程ニ依リ療養證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

第三十一條 保險醫被保險者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シテ之ヲ請求セサルモノトス

第三十二條 保險醫、被保險者ニ對シ診療ヲ爲ササルニ至リタルトキハ自己ノ保管スル被保險者證ニ其ノ第二面ニ掲クル事項ヲ記載シテ遲滞ナク被保險者ニ返還スルモノトス但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險

法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スルモノトス

第三十三條 保險醫診療中ノ被保險者ヨリ保險醫變更ノ爲被保險者又ハ療養證明書ノ返還ヲ求メラレタルトキハ保險醫變更ニ付健康保險署長ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ノ提示ヲ求ムルモノトス

第三十四條 保險醫ハ被保險者ノ診療上必要アリト認ムルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ

診療後遲滞ナク其ノ事由ヲ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第三十五條 保險醫左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ所轄健康保險署長ニ通知スルモノトス

一 事故カ被保險者ノ鬭爭又ハ泥酔ニ因リ生シタルモノナルトキ

二 被保險者正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハサルトキ

三 被保險者詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ

第三十六條 保險醫ハ毎月一定ノ様式ニ依リ診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第三十七條 保險醫ハ毎月一定ノ様式ニ依リ被保險者ノ診療ニ關スル報酬請求書ヲ翌月五日迄ニ郡市區醫師會ヲ經由シ道府縣醫師會ニ提出スルモノトス

第三十八條 保險醫ハ一定ノ様式ニ依ル健康保險被保險者診療簿ヲ備ヘ付ケ必要ナル事項ヲ記入スルモノトス

第三十九條 保險醫被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ處方箋ニ其ノ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ヲ記載スルモノトス

第四十條 保險醫ハ健康保險ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第四十一條 保險醫ハ不必要ナル診療ヲ爲シ又ハ不正ナル書類ヲ作成交付スルカ如キ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第四十二條 保險醫報酬ノ査定ニ關シ異議アルトキハ道府縣醫師會ニ事由ヲ具シテ申出ツルコトヲ得道府縣醫師會ノ決定ニ不服ナルトキハ事由ヲ具シテ本會ニ申出ツルコトヲ得

第四十三條 保險醫被保險者ノ診療ニ關シ被保險者又ハ他ノ保險醫トノ間ニ爭議ヲ生シタルトキハ道府縣醫師會ニ事由ヲ具シテ申出ツルコトヲ得道府縣醫師會ノ裁定ニ不服ナルトキハ事由ヲ具シテ本會ニ申出ツルコトヲ得

第四十四條 保險醫其ノ義務ヲ怠リタルトキハ本會ハ道府縣醫師會ノ具申ニ依リ戒告ヲ與ヘ又ハ除名スルコトヲ得

第四十五條 道府縣醫師會健康保險組合ノ組合員タル被保險者ノ診療ニ關シ政府ト本會トノ間ニ締結シタル契約ニ則リ協定シタルトキハ本規程ヲ準用ス

第四十六條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第四十七條 本規程ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス此ノ場合ニハ會則第四十一條ヲ適用ス

附 則

七 日本醫師會健康保險部規程 (大正十五年十月二十三日定)

第一章 總 則

第一條 本部ハ會則第五十八條ノ二ノ規定ニ依リテ之ヲ設ク

第二條 本部ハ日本醫師會長ノ監督ニ屬シ健康保險法ニ依ル被保險者ノ診療ニ關スル事務ヲ管掌ス

第二章 役員及職員

第三條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部 長 一人

理 事 若干人

監 事 二人又ハ三人

第四條 部長ハ部務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

理事ハ部長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ分掌ス部長事故アルトキハ部長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス監事ハ會長ノ旨ヲ承ケ經理ニ關スル監査ヲ掌ル

第四章 健康保險醫務關係

第五條 部長、理事及監事ハ道府縣醫師會ノ會員タル都市區醫師會ノ會員ノ中ヨリ日本醫師會長之ヲ選任ス

部長、理事及監事ノ任期ハ二箇年トシ選任ノ月ヨリ起算ス但シ重任ヲ妨ケス

第六條 部長及理事ハ日本醫師會ノ總會ニ出席シ部務ニ關シ發言スルコトヲ得ルモ日本醫師會議員タル者ヲ除クノ外可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第七條 理事ノ部務分擔ニ關シテハ左ノ例ニ依ル

一、庶務係

一、部印ノ管守ニ關スル事項

二、文書ノ接受發送編纂及保存ニ關スル事項

三、人事ニ關スル事項

四、報告ニ關スル事項

五、其ノ他他係ノ所管ニ屬セサル事項

二、經理係

一、現金ノ出納ニ關スル事項

二、經費ノ支拂ニ關スル事項

三、物品ノ出納及保管ニ關スル事項

四、豫算及決算ニ關スル事項

三、審事係

一、諸般ノ調査及統計ニ關スル事項

二、健康保險ニ關スル質疑應答ニ關スル事項

第八條 部長ハ部務ヲ處理セシムル爲事務員又ハ囑託員ヲ置クコトヲ得

第九條 役員、事務員又ハ囑託員ニ支給スヘキ旅費手當等ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 審査委員會

第十條 本部ニ審査委員會ヲ置ク

第十一條 審査委員會ハ委員若干名ヲ以テ組織ス

前項ノ委員ハ道府縣醫師會ノ會員タル都市區醫師會ノ會員及學識經驗アル者ノ中ヨリ部長之ヲ推薦シ會長之ヲ委囑ス其ノ任期ハ二箇年トシ委囑ノ月ヨリ起算ス但シ重任ヲ妨ケス

第十二條 審査委員會ニ於テ行フヘキ事項左ノ如シ

一 傷病休業意見書及療養證明書ノ濫發、詐病者ニ對スル診療及不必要ナル往診、藥劑投與、處置手術等ノ如キ不正行爲ノ有無ニ關スル審査

二 日本醫師會健康保險規程第四十三條及第四十四條ノ規定ニ依リ保險醫ノ申出テタル事項ニ關スル審査

第十三條 審査委員會ハ部長之ヲ招集シ部長其ノ議長トナル

第十四條 審査委員ニハ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第四章 經費

第十五條 本部ノ經費ハ特別會計豫算ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 豫算ハ部長之ヲ調製シ會長ニ報告スヘシ會長ハ之ヲ定時總會ニ提出シ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第十七條 現金ハ健康保險部役員會ニ於テ指定シタル銀行ニ部長ノ名義ヲ以テ預入ス

第十八條 決算ハ部長之ヲ調製シ會長ニ報告スヘシ會長ハ次リ定時總會ニ於テ其ノ認定ヲ求ムルコトヲ要ス

附 則

第十九條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十條 本規程ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス此ノ場合ニハ會則第四十一條ヲ適用ス

八 日本醫師會健康保險特別會計規程 (大正十五年十月二十三日定)

第一條 政府ノ管掌スル健康保險ノ醫療引請ノ爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其歳出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ醫療報酬受入金、積立金ノ繰入金及積立金ヨリ生スル利子、借入金、寄附金及雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ、道府縣醫師會分配金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事務所費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ積立ツヘシ

本會計ニ不足ヲ生シタルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スルタメ必要アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ一定ノ銀行ニ之ヲ預入ルルコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第七條 本會計ニ關スル豫算及決算ハ毎年日本醫師會定時總會ニ提出スヘシ

第八條 本會計ノ年度ハ毎年四月一日ヲ以テ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル但シ其ノ出納ハ翌年六月三十日ヲ以

テ閉鎖ス

第九條 前各條ノ外本規程ノ施行上必要ナル事項ニ關シテハ本會計規程ヲ準用ス

第十條 本規程ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス此ノ場合ニハ會則第四十一條ヲ適用ス

九 東京府醫師會健康保險規程

第一章 總 則

第一條 日本醫師會健康保險規程ノ定ムル所ニ依リ本會計ニ於テ分擔スル健康保險ノ被保險者ノ診療ニ關スル事務ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 本會計ハ都市區醫師會ノ健康保險ニ關スル帳簿及書類ヲ檢閲シ又ハ都市區醫師會ヨリ特ニ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第二章 都市區醫師會

第三條 本規程中都市區醫師會ニ關スル規定ハ健康保險ノ被保險者ノ診療ニ關スル事務ヲ分擔スル都市區醫師會ニ付之ヲ適用スルモノトス

第四條 都市區醫師會ハ健康保險ニ關スル事務ノ取扱上必要ナル事項ニ關シ本會計ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第五條 都市區醫師會ハ毎月被保險者ノ診療ヲ爲シタル會員ノ報酬請求書ヲ査定シ翌月十日迄ニ本會計ニ提出スルモノトス

第六條 都市區醫師會ハ其ノ取扱ニ係ル健康保險ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第七條 都市區醫師會ハ事務ノ分擔上必要ナル費用トシテ本會計ヨリ一定金額ノ分配ヲ受クルモノトス

前項ノ金額ハ特別會計豫算ノ定ムル範圍内ニ於テ本會健康保險部役員會之ヲ定ム

第八條 都市區醫師會ハ健康保險ニ關スル會計ヲ特別會計トスルモノトス

第九條 都市區醫師會ハ前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ本會ニ提出スルモノトス

第十條 都市區醫師會ハ健康保險ニ關スル收入ヲ健康保險ニ關スル目的以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第十一條 都市區醫師會ハ保險醫タル會員ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ保險醫名簿ヨリ除名スルノ必要アリト認ムルトキハ事由ヲ具シテ本會ニ報告スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ本會ハ意見ヲ附シテ日本醫師會ニ申告スルモノトス

第十二條 都市區醫師會ハ左記ノ事項ヲ遲滞ナク本會ニ報告スルモノトス

- 一 毎年二月末日現在ノ保險醫名簿並其ノ後ノ異動
- 二 健康保險部事務所ノ所在地並其ノ異動
- 三 健康保險部ノ役員ノ氏名住所並其ノ異動
- 四 健康保險部審査委員ノ氏名住所並其ノ異動
- 五 健康保險部審査委員會ノ經過並審定事項
- 六 診療報酬ノ分配ニ關シ一定ノ様式ニ依リ報告スヘキ事項
- 七 本規程第十一條ノ規定ニ關スル事項
- 八 前各號ノ外事務ノ施行上必要ナル事項

第三章 報 酬

第十三條 健康保險ノ被保險者ヲ診療シタル保險醫ニ對シ日本醫師會ヨリ交付セラレタル報酬ハ本會ニ於テ日本醫師

會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依リ公正ニ分配スルモノトス

第十四條 前條ノ分配ニ付テハ被保險者ヲ診療シタル保險醫ヨリ都市區醫師會ヲ經由シテ本會ニ提出セル報酬請求書ヲ健康保險部審査委員會ノ議ニ附シテ査定スルコトヲ要ス

第十五條 都市區醫師會ヨリ毎月十日迄ニ提出セサル報酬請求書ニ付テハ之ヲ計算ノ中ヨリ除外スルモノトス但シ天災其他已ムヲ得サル事由ニ因リ提出ノ遲滞シタル報酬請求書ニ付テハ翌月分ノ計算ニ加フルモノトス

第四章 施 設

第十六條 被保險者ノ診療上必要ナル場合ハ診療所ヲ開設シ又ハ病院ヲ經營スルコトアルヘシ

第十七條 保險者ト協力シ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ必要ナル施設ヲ爲スコトアルヘシ

附 則

第十八條 健康保險組合員タル被保險者ノ診療ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約ニ則リ健康保險組合ト協定シタルトキハ本規程ヲ準用ス

第十九條 健康保險組合ノ組合員タル被保險者ノ診療ニ關シ締結スヘキ契約ニ關シ前條ノ規定ニ依リ難キモノアルトキハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十一條 本規程ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス此ノ場合ニハ會則第四十二條ヲ適用ス

十 東京府醫師會健康保險部規程

第一章 總 則

第四章 健康保險醫務關係

第一條 本部ハ會則第六十一條ノ三ノ規定ニ依リ之ヲ設ク
 第二條 本部ハ東京府醫師會長ノ監督ニ屬シ日本醫師會ノ委託ニ依リ健康保險法ニ依ル被保險者ノ診療ニ關スル事務ヲ掌ス

第二章 役員及職員

第三條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長 一人

副部長 一人

理事 二十人

監事 三人

第四條 部長ハ部務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ部長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ分掌ス部長副部長事故アルトキハ部長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

監事ハ會長ノ旨ヲ承ケ經理ニ關スル監査ヲ掌ル

第五條 役員ハ本會ノ定時總會ニ於テ都市區醫師會ノ會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ第一回ノ選舉ニ付テハ臨時總會ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

役員ノ任期ハ二箇年トシ選舉ノ月ヨリ起算ス但シ重任ヲ妨ケス

役員ノ選舉、補闕選舉及解任ニ關シテハ本會々則第二十六條、第二十七條、第二十九條、第三十條、第三十一條ノ規定ヲ準用ス

第六條 役員ハ本會ノ總會ニ出席シ部務ニ關シ發言スルコトヲ得ルモ本會議員タル者ヲ除クノ外可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第七條 理事ノ部務分掌ニ關シテハ左ノ例ニ依ル

一 庶務 係

一部印ノ管守ニ關スル事項

二 文書ノ接受發送編纂及保存ニ關スル事項

三 人事ニ關スル事項

四 報告ニ關スル事項

五 其ノ他他係ノ所管ニ屬セサル事項

二 經理 係

一 現金ノ出納ニ關スル事項

二 經費ノ支拂ニ關スル事項

三 物品ノ出納及保管ニ關スル事項

四 豫算及決算ニ關スル事項

三 審事 係

一 諸般ノ調査及統計ニ關スル事項

二 健康保險ニ關スル質疑應答ニ關スル事項

第八條 部長ハ部務ヲ處理セシムル爲事務員又ハ囑託員ヲ置クコトヲ得

第九條 役員事務員又ハ囑託員ニ支拂フヘキ旅費手當等ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 審査委員會

第十條 本部ニ審査委員會ヲ置ク

第十一條 審査委員會ハ委員四十六人ヲ以テ組織ス

前項委員ノ事故アルトキ之ヲ代理スヘキ二十三人ノ豫備委員ヲ置ク

前二項ノ委員ハ郡市區醫師會ノ會員及學識經驗アル者ノ中ヨリ部長之ヲ推薦シ會長之ヲ委嘱ス其ノ任期ハ二箇年トシ委嘱ノ月ヨリ起算ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中ト雖モ之ヲ解嘱スルコトヲ得

第十二條 審査委員會ニ於テ行フヘキ事項凡ソ左ノ如シ

一 傷病休業意見書及療養證明書ノ濫發、詐病者ニ對スル診療及不必要ナル往診藥劑投與、處置、手術等ノ如キ不正行爲ノ有無ニ關スル審査

二 東京府醫師會健康保險規程第十一條ノ規定ニ依リ郡市區醫師會ノ申告シタル事項ニ關スル審査

三 報酬ノ査定ニ關シ保險醫ノ申出テタル異議ニ關スル審査

四 被保險者ノ診療ニ關シ保險醫ト被保險者又ハ他ノ保險醫トノ間ニ生シタル爭議ニ付保險醫ノ申出テタル事項ニ關スル審議

第十三條 審査委員ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外部市區醫師會健康保險部審査委員ヲ兼ヘルコトヲ得ス

第十四條 審査委員會ハ部長之ヲ召集シ部長其ノ議長トナル

第十五條 審査ハ審査委員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付召集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十七條 審査ハ健康保險部長ノ提出シタル事項ノ外ニ涉ルコトヲ得ス

第十八條 審査ハ之ヲ公開セス

第十九條 審議ノ經過並審定事項ハ特ニ定ムル所ニ依ル場合ヲ除クノ外之ヲ發表スルコトヲ得ス

第二十條 審査委員ニハ相當ノ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第四章 經費

第二十一條 本部ノ經費ハ特別會計豫算ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 豫算ハ部長之ヲ調製シ會長ニ報告スヘシ會長ハ之ヲ定時總會ニ提出シ議決ヲ經ルコトヲ要ス但シ大正十五年度及大正十六年度ノ豫算ニ付テハ臨時總會ヲ以テ定時總會ニ代フルコトヲ得

第二十三條 本部ノ經費ハ健康保險ニ關スル目的以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス

第二十四條 現金ハ役員會ニ於テ指定シタル銀行ニ部長ノ名義ヲ以テ預入ス

第二十五條 決算ハ部長之ヲ調製シ會長ニ報告シ次ノ定時總會ニ於テ其ノ認定ヲ求ムルコトヲ要ス

附 則

第二十六條 本規程第五條ノ規定ニ依ル役員及第十一條ノ規定ニ依ル審査委員ニシテ大正十五年十一月ノ臨時總會ニ於テ選舉又ハ委嘱セラレタル者ノ任期ハ大正十七年五月ノ定時總會迄トス

第二十七條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十八條 本規程ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス此ノ場合ニハ會則第四十二條ヲ適用ス

十一 東京府醫師會健康保險特別會計規程

第一條 日本醫師會ノ委託ニ依リ政府ノ管掌スル健康保險ノ醫療引請分擔ノ爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ日本醫師會交付金、積立金ノ繰入金及積立金ヨリ生スル利子借入金、寄附金及雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ、郡市區醫師會分配金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事務所費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ノ生シタルトキハ積立ツヘシ

本會計ニ不足ヲ生シタルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スルタメ必要アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ一定ノ銀行ニ之ヲ預入ルコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第七條 本會計ニ關スル豫算及決算ハ毎年東京府醫師會定時總會ニ提出スヘシ

第八條 本會計ノ年度ハ毎年四月一日ヲ以テ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル其ノ出納ハ翌年六月三十日ヲ以テ閉ス

第九條 前各條ノ外本規定ノ施行上必要ナル事項ニ關シテハ本會計規程ヲ準用ス

第十條 本規程ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス此ノ場合ニハ會則第四十二條ヲ適用ス

十二 郡市、區醫師會健康保險規程

第一章 總 則

第一條 本會ハ東京府醫師會健康保險規程ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ診療ニ關スル事務ノ取扱ヲ爲スモノトス

第二條 本會ノ取扱ニ係ル健康保險ニ關スル帳簿及書類ハ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第二章 會 員

第三條 會員ハ日本醫師會健康保險規程ノ定ムル所ニ依リ保險醫トシテ健康保險ノ被保險者ノ疾病又ハ負傷ノ診療ヲ擔當スルコトヲ得ルモノトス

保險醫タルコトヲ辭セムトスル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ本會ニ届出ツルモノトス

第四條 保險醫タル會員(以下單ニ會員ト稱ス)ノ爲スヘキ診療ノ範圍左ノ如シ

- 一 診察(往診宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ健康診斷ヲ含マズ)
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給(治療材料中矯正眼鏡以外ノ眼鏡、松葉杖ノ類ヲ含ム)
- 三 處置・手術其ノ他ノ治療(轉地療養ヲ含マズ)

第五條 會員ハ日本醫師會ノ交付シタル一定ノ様式ニ依ル表札ヲ診療所ニ掲クルモノトス

會員疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ一時被保險者ノ診療ニ從事スルコト能ハサル場合ハ其ノ旨ヲ本會ニ届出テ前項ノ表札ヲ掲ケサルコトヲ得

第六條 會員健康保險ノ被保險者ノ診療ヲ擔當スルトキハ健康保險法令、政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約並ニ本規程其ノ他健康保險ニ關シ日本醫師會、東京府醫師會及本會ノ議決シタル事項ニ從ヒ診療ニ從事スルモノトス

第七條 會員ハ所轄健康保險署長ト日本醫師會ト協議シ別段ノ定テ爲シタル場合ヲ除クノ外診療所ヨリ四里ヲ超ユル里程ニ在ル被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應メサルコトヲ得

第八條 會員ハ診療所ヨリ片道半里以内ノ往診ノ場合ハ被保險者ニ車馬賃ヲ請求セサルモノトス

第九條 會員被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クル資格アルコトヲ確メタル後診療スルモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムテ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハサル者ニ付テハ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第十條 會員前條ニ規定ニ依リ被保險者ノ提出シタル被保險者證ノ署名又ハ捺印ト對照スル必要アリト認ムルトキハ被保險者ニ對シテ診療交付簿ニ署名又ハ捺印ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 會員ハ一回ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ緊急ノ場合ヲ除クノ外東京府醫師會ヲ經テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十二條 會員診療上被保險者ヲ病院ニ收容シ若ハ之ヲ移送シ又ハ被保險者ニ看護婦ヲ附スルノ必要アリト認ムルトキハ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受ケ其ノ取計ヒテ爲スモノトス

會員ハ前項ノ移送又ハ看護ニ要シタル費用ニ付其ノ支拂ヲ受クヘキ者ニ對シ其ノ證明ヲ爲スモノトス

第十三條 會員被保險者ノ診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第十四條 會員健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタル

トキハ其ノ資格アルコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ書面ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 會員健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

第十六條 會員被保險者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シテ之ヲ請求セサルモノトス

第十七條 會員被保險者ニ對シ診療ヲ爲ササルニ至リタルトキハ自己ノ保管スル被保險者證ニ其ノ第二面ニ掲クル事項ヲ記載シテ遲滞ナク被保險者ニ返還スルモノトス但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スルモノトス

第十八條 會員診療中ノ被保險者ヨリ保險醫變更ノ爲被保險者證又ハ療養證明書ノ返還ヲ求メラレタルトキハ保險醫變更ニ付健康保險署長ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ノ提示ヲ求ムルモノトス

第十九條 會員被保險者ノ診療上必要アリト認ムルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診療後遲滞ナク其ノ事由ヲ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第二十條 會員ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ所轄健康保險署長ニ通知スルモノトス

- 一 事故カ被保險者ノ闘争又ハ泥酔ニ因リ生シタルモノナルトキ
- 二 被保險者正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハサルトキ

- 三 被保險者詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ
- 第二十一條 會員ハ毎月一定ノ様式ニ依リ診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス
- 第二十二條 會員ハ毎月一定ノ様式ニ依リ被保險者ノ診療ニ關スル報酬請求書ヲ翌月五日迄ニ本會ヲ經由シ東京府醫師會ニ提出スルモノトス
- 前項ノ期日迄ニ提出ナキモノニ付テハ報酬ノ分配ヲ受クルノ權利ヲ放棄シタルモノト見做ス但シ天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十三條 會員ハ一定ノ様式ニ依ル健康保險被保險者診療簿ヲ備ヘ付ケ必要ナル事項ヲ記入スルモノトス
- 第二十四條 會員被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ處方箋ニ其ノ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ヲ記載スルモノトス
- 第二十五條 會員ハ健康保險ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス
- 第二十六條 會員ハ不必要ナル診療ヲ爲シ又ハ不正ナル書類ヲ作成交付スルカ如キ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十七條 會員報酬ノ査定ニ關シ異議アルトキハ東京府醫師會ニ事由ヲ具シテ申出ツルコトヲ得東京府醫師會ノ決定ニ不服アルトキハ事由ヲ具シテ日本醫師會ニ申出ツルコトヲ得
- 第二十八條 會員被保險者ノ診療ニ關シ被保險者又ハ他ノ保險醫トノ間ニ爭議ヲ生シタルトキハ東京府醫師會ニ事由ヲ具シテ申出ツルコトヲ得東京府醫師會ノ裁定ニ不服ナルトキハ事由ヲ具シテ日本醫師會ニ申出ツルコトヲ得

附 則

第二十九條 本規程第三條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ本規程制定ノ際ニ於テ保險醫タルヘキ者ニ付テハ制定ノ日ヨリ十日以内ニ於テ之ヲ爲スモノトス

十三 郡、市、區醫師會健康保險部規程

第一章 總 則

- 第一條 本部ハ會則第 條(ノ二)ノ規定ニ依リ之ヲ設ク
- 第二條 本部ハ郡市區醫師會長ノ監督ニ屬シ東京府醫師會健康保險規程ノ定ムル所ニ依リ健康保險法ニ依ル被保險者ノ診療ニ關スル事務ヲ掌掌ス
- 第二章 役員及職員
- 第三條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 部 長 一人
 - 理 事 一人
- 第四條 部長ハ部務ヲ總理シ會議ノ議長トナル
- 理事ハ部長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ分掌ス部長事故アルトキハ部長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 役員ハ本會ノ定時總會ニ於テ本會ノ會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ第一回ノ選舉ニ付テハ臨時總會ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 役員ノ任期ハ二箇年トシ選舉ノ月ヨリ起算ス但シ重任ヲ妨ケス
- 役員ノ選舉、補闕選舉及解任ニ關シテハ本會會則第 條、第 條、第 條ノ規定ヲ準用ス

第四章 健康保險醫務關係

第六條 理事ノ部務分掌ニ關シテハ左ノ例ニ依ル

一 庶務係

- 一 部印ノ管守ニ關スル事項
- 二 文書ノ接受發送編纂及保存ニ關スル事項
- 三 人事ニ關スル事項
- 四 報告ニ關スル事項
- 五 其ノ他他係ノ所管ニ屬セサル事項

二 經理係

- 一 現金ノ出納ニ關スル事項
- 二 經費ノ支拂ニ關スル事項
- 三 物品ノ出納及保管ニ關スル事項
- 四 豫算及決算ニ關スル事項

三 審事係

- 一 諸般ノ調査及統計ニ關スル事項
- 二 健康保險ニ關スル質疑應答ニ關スル事項
- 第七條 部長ハ部務ヲ處理セシムル爲事務員又ハ囑託員ヲ置クコトヲ得
- 第八條 役員事務員又ハ囑託員ニ支拂フヘキ旅費手當等ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 審査委員會

第九條 本部ニ審査委員會ヲ置ク

第十條 審査委員ハ委員 人ヲ以テ組織ス

前項ノ委員ハ本會ノ會員中ヨリ部長之ヲ推薦シ會長之ヲ委囑ス其ノ任期ハ二箇年トシ委囑ノ日ヨリ起算ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中ト雖モ之ヲ解囑スルコトヲ得

第十一條 審査委員會ニ於テ行フヘキ事項凡ソ左ノ如シ

- 一 傷病休業意見書及療養證明書ノ濫發、詐病者ニ對スル診療不必要ナル往診藥劑投與、處置、手術等ノ如キ不正行爲ノ有無ニ關スル審査
- 二 東京府醫師會健康保險規程第十一條ノ規定ニ依リ本會ヨリ申告スヘキ事項ニ關スル審査
- 三 報酬ノ査定ニ關シ保險醫ノ申出テタル異議ニ關スル審査
- 四 被保險者ノ診療ニ關シ保險醫ト被保險者又ハ他ノ保險醫トノ間ニ生シタル爭議ニ付保險醫ノ申出テタル事項ニ關スル審議

第十二條 審査委員ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外東京府醫師會健康保險部審査委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十三條 審査委員會ハ部長之ヲ召集シ部長其ノ議長トナル

第十四條 審査ハ審査委員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付召集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十六條 審査ハ健康保險部長ノ提出シタル事項ノ外ニ涉ルコトヲ得ス

第十七條 審査ハ之ヲ公開セス

第四章 健康保險醫療關係